



2020年11月10日

各 位

会社名 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
(コード番号 7321 東証一部)
問合せ先 財務部長 山崎 康孝
電話番号 06-7733-7000

当社親会社である株式会社りそなホールディングスによる当社株式に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下「りそなホールディングス」又は「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」の「(2) 新株予約権」において定義します。以下同じとします。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明すること、並びに、本公開買付け価格（下記「2. 買付け等の価格」の（1）において定義します。以下同じとします。）及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）等により当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されるものとのことであり、当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議しております。本株式交換の詳細は、本日別途公表しております「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同いたしますが、本公開買付け価格については、(i) 公開買付者と株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といいます。）との交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付け価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付け価格である500円は、本日の前営業日である2020年11月9日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式の終値である405円を23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。）上回ることに照らせば、当社の一般株主の皆様には投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、当社の実施した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じとします。）は、当社の実施した当社の株式価値及び株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）まで引き続き当社の株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、当社の一般株主の皆様には今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断いたしました。また、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていること

から、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断いたしました。

当社取締役会決議は、本公開買付けの後に予定されている本株式交換により、当社を非公開化することを企図していること、及び当社株式の上場が廃止されることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	株式会社りそなホールディングス	
(2)	所 在 地	東京都江東区木場1丁目5番65号	
(3)	代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 南 昌宏	
(4)	事 業 内 容	銀行持株会社	
(5)	資 本 金	50,472百万円	
(6)	設 立 年 月 日	2001年12月12日	
(7)	大株主及び持株比率 (2020年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.54%
		第一生命保険株式会社	5.44%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.43%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3.18%
		日本生命保険相互会社	2.84%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	2.20%
		AMUNDI GROUP(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.96%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.91%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.71%
		JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.68%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式 190,721,180 株(所有割合(注) 51.15%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、割合の計算において、他の取り扱いを定めていない限り同じです。))を所有しております。	
	人 的 関 係	公開買付者の連結子会社である株式会社りそな銀行の執行役員1名が当社の連結子会社である株式会社関西みらい銀行(以下「関西みらい銀行」といいます。)の非常勤取締役を兼任しております。 また、当社の取締役4名(監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。)及び監査等委員である取締役1名は、過去に公開買付者及び/又は当社グループ以外の公開買付者グループの役職員であった者です。	
	取 引 関 係	通常発生する銀行間取引以外には、該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の親会社であり、公開買付者は当社の関連当事者に該当いたします。	

(注)「所有割合」は、当社が2020年11月10日に公表した「2021年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(372,876,219株)に、当社が2020年6月26日に提出した第3期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権1,588個の目的となる当社株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在当社が所有する当社株式に係る自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に対する割

合をいいます。以下同じです。なお、自己株式については、上記 390,470 株のほか、株主名簿上は株式会社関西みらい銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が 100 株あります。

2. 買付け等の価格

(1) 当社株式 1 株につき、500 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

(2) 新株予約権

- ① 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 1 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2042 年 7 月 20 日まで）1 個につき、1 円
- ② 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 2 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2043 年 7 月 19 日まで）1 個につき、1 円
- ③ 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 3 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2044 年 7 月 18 日まで）1 個につき、1 円
- ④ 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 4 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2045 年 7 月 17 日まで）1 個につき、1 円
- ⑤ 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 5 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2046 年 7 月 21 日まで）1 個につき、1 円
- ⑥ 当社を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 6 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2047 年 7 月 21 日まで）1 個につき、1 円

(注) 株式会社みなと銀行の第 1 回新株予約権は、2012 年 6 月 28 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 2 回新株予約権は、2013 年 6 月 27 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 3 回新株予約権は、2014 年 6 月 27 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 4 回新株予約権は、2015 年 6 月 26 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 5 回新株予約権は、2016 年 6 月 29 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 6 回新株予約権は、2017 年 6 月 29 日開催の同社の取締

役会の決議に基づき発行された新株予約権でありました。

なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることとし、本新株予約権所有者の皆様に対しても、本新株予約権1個あたり1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む）全員の承認」に記載の方法により行われております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している当社株式を 190,721,180 株（所有割合：51.15%）を所有し、当社を連結子会社としているとのことです。下記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、この度、公開買付者は、2020年11月10日開催の取締役会において、本取引を実施することを決議したとのことです。

公開買付者は、本取引の検討に際し、公開買付者の一株当たり利益（EPS）希薄化抑制（注）の観点から、本株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを模索していたところ（なお、本取引の検討過程の詳細については、下記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、SMBC及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）との間で、SMBCが株式会社 SMBC 信託銀行（以下「SMBC 信託銀行」といいます。）を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式 29,385,393 株（以下「本応募株式」といいます。）を現金対価で取得する旨合意できたため（なお、合意内容の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約」をご参照ください。）、本取引の第一段階として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本公開買付けの条件等に関する公開買付者と SMBC との間の交渉の詳細については、下記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」をご参照ください。

（注）本株式交換においては、当社株式1株に対し、公開買付者の普通株式（以下「公開買付者株式」といいます。）1.42株を交付することが予定されています（以下、かかる本株式交換における株式交換比率を「本株式交換比率」といいます。）。本株式交換に

よって、公開買付者の親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、本株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付することとなる公開買付者株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなります。例えば、本株式交換比率を前提とし、買付予定数の下限に相当する数の当社株式の応募があった場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付する公開買付者株式は 216,378,430 株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付する公開買付者株式 258,105,688 株と比較して、割当交付株式数を 41,727,258 株抑制することができるとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2020年11月10日付で、SMBC及びSMFGとの間で、SMBCが、SMBC信託銀行に対して、本応募株式を本公開買付けに応募するよう指図し、SMBC信託銀行をして、本応募株式を本公開買付けに応募させるものとし、かつ、応募を撤回させず、応募により成立する買付け等に係る契約を解除させないこと（以下「本応募」といいます。）に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。なお、本応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、SMBCが本応募契約に基づき本応募を行い、公開買付者が少なくとも本応募株式の数に相当する当社株式を取得することを前提に、本取引の第一段階として実施するものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式と同数の29,385,393株と設定しているとのことです。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を20営業日に設定しておりますが、（i）本公開買付けは、SMBCが本応募契約に基づき本応募株式を応募し、公開買付者が少なくとも本応募株式に相当する当社株式を取得することを前提に、本取引の第一段階として実施するものであること、（ii）本公開買付けの決済日や本臨時株主総会における決議を早期に迎えることにより、本公開買付価格による現金化を希望される当社の株主の皆様が早期に現金化の機会を提供することができ、また本取引全体の法的安定性にも資することを踏まえ、当社に対して公開買付期間を20営業日と設定することを提案したものであり、かかる本公開買付けの当該位置付け、当社において下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の①乃至⑤の措置を講じていることを総合的に考慮すると、本取引の公正性は担保されているものと考えているとのことです。

また、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後、本取引の第二段階として、本株式交換を実施することを予定しているとのことです。公開買付者は、2020年11月10日付で、当社との間で、本公開買付けの成立及び当社の株主総会における承認を条件として、本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、当社に対して、本株式交換契約を承認することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。

（本日現在において、2021年2月19日を予定しております。）を開催することを、本公開買付けの成立後速やかに当社に要請する予定とのことです。SMBCは、公開買付者との間で、本応募契約において、SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式（令第7条第1項第3号に該当する当社株式を含みます。以下、同様とします。）の全て（本応募株式を含みます。）につき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任する旨合意しており、SMBCは公開買付者の特別関係者に該当するとのことです。本公開買付け後における公開買付者及びSMBCが所有する当社株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となるため、本公開買付

けにおいては、買付予定数の上限を設定していないとのことです。本株式交換の詳細については、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」を、本株式交換契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「② 本株式交換契約」をご参照ください。

なお、本公開買付価格(500円)は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の当社株式の終値405円に対して23.46%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム/ディスカウントの数値(%)においても同様とします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)に対して21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本応募契約において、(i) SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式の全て(本応募株式を含みます。)につき(注)、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任すること、(ii) SMBCが、本株式交換の効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、当社の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分(但し、当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。)を行わないことが定められているとのことです。

(注) 本日現在において、SMBCが所有する当社株式(SMBCがSMBC信託銀行を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式を除きます。)は49,846,422株(所有割合:13.37%)、SMBCがSMBC信託銀行を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式は29,385,393株(所有割合:7.88%)であり、合計で79,231,815株(所有割合:21.25%)です。

①公開買付者が本日現在所有している当社株式(190,721,180株。所有割合:51.15%)、②本応募株式(29,385,393株。所有割合:7.88%)、及び、③SMBCが本日現在所有している当社株式(49,846,422株。所有割合:13.37%)(本応募株式を除く。)(これらの株式を総称して、以下「議決権委任対象株式」といいます。)を合計すると269,952,955株となり、当該株式に係る議決権の個数(2,699,529個)が、本第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の当社の総株主の議決権の個数(3,718,247個)に対して占める割合は72.60%(小数点以下第三位を四捨五入。)となります。かかる割合は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権の割合(出席した株主の議決権の3分の2以上)を超える割合となるため、本応募契約に従って、本応募株式が応募され、かつ、本臨時株主総会における議決権委任当社株式に係る議決権行使が公開買付者に委任され、そして公開買付者が本臨時株主総会における本株式交換に係る議案に賛成した場合、本臨時株主総会における本株式交換に係る議案は可決されることになるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において、本株式交換に係る議案に賛成することを予定しているとのことです。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として、当社株式1株当たり、公開買付者株式1.42株を割当交付する予定とのことです(かかる本株式交換における株式交換比率を、以下「本株式交換比率」といいます。)

なお、本株式交換における当社株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当)の価値は、公開買付者株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日のまでの過去1ヶ月間の終値単純平均値(352.685円)に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格(500円)よりも0.8127円高い額となり、また、当社株式の本取引の公表日

の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の終値 405 円に対して 23.66%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.85%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

公開買付者は、2020 年 11 月 10 日、SMBC 及び SMFG との間で、本応募契約を締結し、本応募株式を、本公開買付価格（500 円）で取得することを合意したとのことです（詳細については、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本経営統合後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおりです。）。並行して、公開買付者は、当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるような株式交換比率により、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換について検討し、当社との間で交渉したとのことです。

公開買付者によれば、本株式交換は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、当社の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策（具体的には、下記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ 本取引の検討開始に至る経緯」の実施）をご参照ください。）及び各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び当社の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくため、また、当社グループ（「当社グループ」とは、2020 年 9 月 30 日現在において、当社、親会社である公開買付者、及び連結子会社 15 社を総称したものをいいます。以下同様とします。）各社の取引先である当社の株主の皆様にも、今後も、公開買付者株式を所有していただき、当社グループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが当社の企業価値の向上に資するものと公開買付者は考えているため、公開買付者株式を対価として実施するものであるとのことです（なお、本取引のスキーム検討の経緯の詳細については、下記「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」に記載のとおりです。）。一方で、本公開買付けは、公開買付者の一株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、本公開買付価格は SMBC との協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付価格による当社株式の現金化を希望する SMBC 以外の当社の株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとなるとのことです。

当社は、下記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、（1）本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断し、（2）本公開買付価格については、(i)公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値である 405 円を 23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。）上回ることに照らせば、当社の一般株主の皆様にも投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、当社の実施した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、

(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は、当社の実施した当社の株式価値及び株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き当社株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、当社の一般株主の皆様は今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様は判断に委ねることが妥当と判断し、(3)本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様は判断に委ねることが妥当と判断しました。そして、当社は、本日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議しました。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、2021年2月19日に開催予定の当社の臨時株主総会にて本株式交換の承認決議を得た上、2021年4月1日を本株式交換の効力発生日とし、当社を完全子会社化とする予定です。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

イ 本取引の検討開始に至る経緯

公開買付者は、2001年12月に株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行（以下「近畿大阪銀行」といいます。）及び株式会社奈良銀行の3行によって、株式移転により持株会社である株式会社大和銀ホールディングスとして設立され、その普通株式を東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の各市場第一部に上場し、2002年10月に商号を現在の株式会社りそなホールディングスに変更したとのことです。公開買付者は、株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）、株式会社埼玉りそな銀行及び当社を含む国内連結子会社25社、海外連結子会社3社並びに持分法適用関連会社5社(2020年9月30日時点)（以下総称して「公開買付者グループ」といいます。）とともに、公開買付者グループを構成し、持株会社として、グループ各社の経営管理を担い、これらのグループ各社は、銀行・信託業務のほか、クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・ファクタリング業務・投資信託委託業務などの金融サービスを提供しているとのことです。

公開買付者グループは、地域のお客さまを重視する姿勢を徹底することにより、地域社会から信頼され、株主の皆様や市場からの評価を得られる金融サービスグループを目指すとともに、グループの更なる飛躍に向けた改革に邁進し、企業価値の最大化を目指してきたとのことです。

この経営の基本方針の下、公開買付者グループは、中長期的には『「持続可能な社会への貢献」と「自らの持続可能な成長」の両立』を目指すことが不可欠であると考え、その目指す姿の実現に向けて、2020年5月に、2022年度までを新たな計画期間とする中期経営計画を策定・公表したとのことです。

上記の中期経営計画において、以下の戦略に基づく取り組みを加速するとともに、「リテール No. 1」のサービスグループを目指して、企業価値の最大化に努めているとのことです。

● 基本方針

お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれるこ

となく、新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」を通じて、時代の変化に適応し、お客さまに新たな価値を提供する「レゾナンス・モデルの確立」を基本方針としています。レゾナンス・モデルに従業員一人ひとりが意識・行動する軸に据え、中期経営計画を実現していくとのことです。

- ビジネス領域

伝統的な間接金融業務（信託＋商業銀行）を徹底的に“差別化”する「深掘」と、“脱・銀行”へ向けた新たな発想で取り組む新規ビジネスへの「挑戦」を通じて、中長期的に次世代のリテールサービスを提供するグループへと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現していくとのことです。

- 基盤の再構築

ビジネスの「深掘」と「挑戦」の実現には、リテールに内在する高コスト体質を打破し、経営資源を適正に配分することが必要不可欠です。「デジタル&データ」「デザイン思考」「オープン」の3つのドライバーを軸に、ビジネスモデル・経営基盤を再構築し、営業力強化と生産性向上に取り組んでいくとのことです。

- 資本政策の方向性

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組んでいくとのことです。

一方、当社は、株式会社関西アーバン銀行（以下「関西アーバン銀行」といいます。）、近畿大阪銀行及び株式会社みなと銀行（以下「みなと銀行」といいます。）が経営統合をすることを目的に、公開買付者によって2017年11月14日に設立されました（設立時における公開買付者の所有に係る当社株式の数：530,675株、発行済株式総数に占める割合：100%）。その後、当社は、公開買付者が当時保有していた近畿大阪銀行株式の全部を取得するための資金調達を目的に、公開買付者を引受人とする増資を行い（当該増資において発行された当社株式の数：62,278,950株。当該増資直後における公開買付者の所有に係る当社株式の数：62,809,625株、発行済株式総数に占める割合：100%）、2017年12月7日、公開買付者から近畿大阪銀行株式の全部を取得することにより、近畿大阪銀行の完全親会社となりました。更に、2017年12月26日に開催された当社、関西アーバン銀行、及びみなと銀行の各株主総会の承認決議を経て、2018年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、関西アーバン銀行及びみなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、現在の当社グループを構成するに至っております（当該株式交換により割当交付された当社株式の総数：310,456,594株、うち公開買付者が割当交付を受けた当社株式の数：127,911,555株。当該株式交換直後における公開買付者の所有に係る当社株式の数：190,721,180株、発行済株式総数に占める割合：51.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）（なお、当該株式交換直後から、本日現在まで、公開買付者が所有する当社株式の数に増減はありませんが、当社による自己株式取得及び自己株式消却並びに当社の新株予約権の行使などを経て、本日現在、公開買付者が所有する当社株式に係る所有割合は、51.15%となっております。）。当社グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、当社は、マザーマーケットである大阪府、兵庫県、及び滋賀県を中心とした関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいいます。）の経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを最大の使命とし、また、関西に本店を置く地方銀行を中核とする地域金融グループ7社のうち、2020年3月末時点における連結総資産の規模で最大の地域金融グループとして、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築を目指し、「地域社会の発展・活性化への貢献」「生産性とお客さま利便性の両立」「本邦有数の金融ボリュームにふさわしい収益性・効率性・健全性の実現」を経営の基本方針として掲げ、経済環境や競争環境に左右されないお客さまとの長期に亘るお取引を通じた

信頼関係の構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでおります。また、グループ各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をはじめとする各社の強みを深化させる目的で、2019年4月に当社の完全子会社であった関西アーバン銀行と近畿大阪銀行を合併し、株式会社関西みらい銀行を発足させ、現在に至っております。

公開買付者は、持株会社を中心とするガバナンス体制の下、強固な「リテール基盤・機能」、フルラインの「信託・不動産業務」とASEANに強みを持つ「国際業務」、高効率で拡張性のある「事務・システム」の3つの「オープンプラットフォーム」をベースとする地域リテール戦略を展開してきたとのことです。その中で、関西圏は首都圏同様に戦略地域と位置付け、公開買付者の完全子会社であった近畿大阪銀行を中心に、リテール No. 1の実現に向けた施策に取り組んできたとのことです。

しかし、長引く超低金利環境、人口構成の変化や成熟社会の進展、テクノロジーの進化に伴う金融ビジネスの変化、産業の垣根を越えた新たな競争時代の到来など、金融機関を取り巻く事業環境変化に対して適合するとともに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」をいち早く構築することで、関西経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを目的として、2017年11月14日に当社を設立し、2018年4月1日に関西アーバン銀行、近畿大阪銀行及びみなの銀行を完全子会社として統合するとともに、当社は公開買付者を親会社とする中間持株会社として上場するに至ったとのことです。

その際、公開買付者は当社を連結子会社としながらも、当社に対して信託・不動産機能、顧客基盤、オムニチャネル戦略といった公開買付者グループの強みの提供を行いつつ、グループとしてのメリットを最大限活かした業務の効率化と生産性向上を達成するとともに、地元である関西圏の株主の皆様との緊密な関係を築き、また地銀再編のプラットフォームとしての将来的な発展も視野に、引き続き上場を維持する方針としたとのことです。

しかし、マイナス金利の長期化、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による急速な世界経済の悪化及び内外経済の先行き不透明感の強まりなど、銀行業界を取り巻く環境の変化は、当社の連結子会社化時点での想定を遥かに上回る早さで厳しさを増しており、公開買付者及び当社の直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されるとのことです。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大してきておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されるとのことです。特に、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、実体経済にも甚大かつ長期的な影響を及ぼすことが想定され、お客さまの生活様式や社員の働き方が大きく変わるにより、オンライン取引の増加やテレワークの拡大等、事業の在り方自体に根本的な変化をもたらすものと考えているとのことです。

かかる状況において、2020年4月下旬、公開買付者と当社がともに上場会社として独立した事業運営を行っている現状の資本関係の下では、当社の親会社たる公開買付者と上場子会社としての当社一般株主との間に構造的な利益相反リスクが内在していること、当社に上場子会社としての独立性を担保する必要があること等を主因として、それぞれの経営資源を相互活用・再配分しようとする際、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーを最大限発揮するために必要な経営資源の相互活用・再配分を迅速に行うことが困難な状況にあると認識するに至ったとのことです。上記のとおり、今後の銀行業界を取り巻く競争環境もより一層激化すると想定され得るところ、2020年8月上旬、公開買付者としては、これらを総合的

に勘案し、早期に当社を非公開化・完全子会社化することにより利益相反等の問題を解消し、公開買付者グループの経営資源を集約することで公開買付者と当社グループとの一体性をより一層強化するとのことです。以下に記載された施策をはじめとした、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策を推進し、グループ全体で一体感を持って激動の事業環境に機動的かつ迅速に対応していくことが、当社グループの持続的かつ更なる成長を実現する最良の手段であると考えているとのことです。また、公開買付者グループがマザーマーケットとする関西圏では2025年の大阪・関西万博の開催等、更なる経済活動の活発化が予想されるなか、公開買付者による当社の完全子会社化が、公開買付者グループによる関西圏へのより一層のコミットメント強化と、更なる地域経済の成長に繋がるものとの認識に至ったとのことです。

<完全子会社化による主要なグループシナジー>

- 業務基盤の再構築
 - 当社が上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用には、公開買付者グループと当社の一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループとの各種施策を迅速に導入し難く、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれない可能性が否定できない状況にあります。
 - 公開買付者による当社の完全子会社化後は、このような状況が解消され、公開買付者グループ全体として経営資源の最適な再配分が可能となります。具体的には、公開買付者グループ全体として効率的な事務手続の集約体制の再構築及び適材適所への人的資源の再配置などの取り組みによる業務基盤の再構築によって、更なるコスト削減・営業力の強化が、期待できるものと考えております。
- 関西チャネルネットワークの最適化
 - 公開買付者グループと当社グループとの間の構造的な利益相反リスクが解消されることから、公開買付者グループ内での共同店舗等の施策を活用した関西エリアにおけるチャネルネットワークの最適化によるコスト削減・営業力の強化、サービス統一による利用可能チャネルの拡大によるお客様の利便性の向上、また、更なる店頭事務改革の推進による店舗コストの追加削減が実現可能となるものと考えているとのことです。
- 本部機能スリム化の加速
 - 親子上場関係の下では、親会社である公開買付者から独立して当社が運営を継続できる体制を確保する必要がありますが、公開買付者による当社の完全子会社化後は、公開買付者グループ本社と当社グループ本社を中心にグループ一体運営を行い、重複する機能の効率化等による一層の本部機能スリム化により、コスト削減が実現可能となるとのことです。
 - また、本部機能スリム化によって捻出された人財についても、公開買付者による当社の完全子会社化後は制約のない経営資源の再配分が可能になることから、当社グループ内での再配置を行い、お客さま接点を拡大することが可能となるものと考えているとのことです。
- ロ 本取引のスキーム決定の経緯
 - 公開買付者は、上記に記載のとおり、2020年8月下旬に、当社に対して、当社を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を行って以降、当社を公開買付者の完全

子会社とする取引のスキームについて検討したとのことです。

具体的には、(1)公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により、公開買付者株式を対価として当社を公開買付者の完全子会社とするスキーム、(2)当社株式及び本新株予約権に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施することにより、金銭を対価として当社を公開買付者の完全子会社とするスキーム及び(3)当社株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として当社株式の一部を取得した後、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により、公開買付者株式を対価として当社を公開買付者の完全子会社とするスキームについて、BofA 証券株式会社（以下「BofA 証券」といいます。）から財務的見地からの助言を、西村あさひ法律事務所から法的見地からの助言を受けながら、比較検討したとのことです。

その結果、公開買付者は、2020年10月上旬に、下記(あ)及び(い)記載の理由から、上記(3)のスキームを採用することが望ましいものとするに至ったとのことです。

- (あ) (i) 公開買付者株式を対価として当社を完全子会社化する場合、当社の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び当社の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくことができること並びに (ii) 当社グループ各社の一部の取引先は当社株式を所有しており、公開買付者は、当社株式の所有を通じた資本関係が、当社グループ各社と当該取引先との関係性の構築・維持に寄与していると認識しているため、当社株式及び本新株予約権に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施するといった金銭のみを対価として当社を公開買付者の完全子会社とするスキームを選択し、当該取引先と当社グループ各社との間の資本関係を完全に失わせるのではなく、当社の非公開化後は公開買付者株式を所有していただくことが、当社グループ各社と当該取引先との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展させることに繋がり、ひいては当社の企業価値を向上させることになると公開買付者は考えていることから、当社の株主が公開買付者株式を対価として受領することを選択可能なスキーム（上記(1)又は(3)のスキーム）の選択が望ましいものとするに至ったとのことです。
- (い) 公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施した場合、公開買付者以外の当社の株主に対して、公開買付者株式が割当交付されることとなるとのことです。当該株式交換によって、公開買付者の親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、当該株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、公開買付者が当該株式交換に伴って割当交付することとなる公開買付者株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなるとのことです。例えば、本株式交換比率を前提とし、当社株式1株当たり公開買付者株式が1.42株交付されることを踏まえると、買付予定数の下限に相当する数の当社株式の応募があった場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付する公開買付者株式は216,378,430株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付する公開買付者株式258,105,688株と比較して、割当交付株式数を41,727,258株抑制することができるため、株式交換に先立って、金銭を対価として当社株式の一部を取得すること（上記(3)のスキーム）が望ましいものとするに至ったとのことです。

ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯

公開買付者は、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」記載の検討の後、2020年10月上旬に、SMBCに対して、(i)公開買付けの価格を当社株式1株当たり402円として公開買付けを実施し、SMBCが29,385,393株以上の当社株式を応募すること、(ii)SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式(SMBCがSMBC信託銀行を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式を含みます。)の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを正式に提案したとのことです。当該提案は、SMBCから市場株価と同等の水準で一定数の当社株式を取得する一方で、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権を確保することを前提としたものであり、当該価格(当社株式1株当たり402円)は、当該時点における当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値を考慮して決定したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年10月13日、SMBCから、相応のプレミアムが必要と考えている旨の回答及び公開買付けの価格を当社株式1株当たり700円とするものの検討の要請を受けたとのことです。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月20日、SMBCに対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり450円とするものを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年10月22日、SMBCから、当社株式1株当たり450円という公開買付けの価格は不十分であるとして再検討の要請を受けたとのことです。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月29日、SMBCに対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり475円とするものを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年10月30日、SMBCから、本取引を実施する意義については十分に理解しているものの、当社株式1株当たり475円という公開買付けの価格は未だ不十分な水準であるとして再検討の要請を受けたとのことです。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年11月3日、SMBCに対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり500円とするものを最終的に提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年11月6日、SMBCから、(i)公開買付けの価格を当社株式1株当たり500円として公開買付けを実施した場合、SMBCは本応募を行うこと、(ii)SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式(本応募株式を含みます。)の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを了承する旨の回答を受けたとのことです。

以上の協議・交渉の結果、公開買付者は、2020年11月10日、SMBC及びSMFGとの間で、本応募契約を締結し、(i)本公開買付け価格を当社株式1株当たり500円とし、SMBCは本応募を行うこと、(ii)SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式(本応募株式を含みます。)の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを最終的に合意したとのことです。そこで、公開買付者は、本公開買付け価格を500円とすることを決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本特別委員会に対して、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関する公開買付者とSMBCの間の協議・交渉の状況について報告しているとのことです。公開買付者は、2020年10月16日に、本特別委員会から、本公開買付けにおける公開買付けの価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決定するに当たっての重要な考慮要素であることから、本株式交換における株式交換比率を、当社の株主の皆様が交付を受ける対価(公開買付者株式)の価値が本公開買付けにおける公開買付け価格以上となるように株式交換比率とするよう要請を受けておりますが、本特別委員会及び当社との間で、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関する交渉は行っていないとのことです。

ニ 本株式交換比率等の決定の経緯

公開買付者は、上記「イ 本取引の検討開始に至る経緯」記載のとおり、2020年8月下旬

に当社に対して、当社を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を行ったとのことです。

その後、公開買付者は、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」記載の検討の後、本取引後に想定されるエンティティを超えた店舗・人材・機能といったリソースの共有・最適化による更なるコスト削減・営業力強化及びグループシナジー施策といった各種事業戦略の着実な実行、ひいては公開買付者及び当社の企業価値の向上に伴う更なる利益を当社の一般株主に享受いただくべく、2020年10月5日に、当社に対して、(1)公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により、当社を公開買付者の完全子会社とすること、(2)公開買付者の1株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、当該株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として公開買付けを実施すること、(3)当該株式交換における株式交換比率を、当社株式1株に対して公開買付者株式1.20株とすること、(4)公開買付けの価格はSMBCと協議の上決定することを正式に提案したとのことです。なお、本取引のスキームの決定の経緯の詳細については、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」をご参照ください。

これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月9日、当社株式1株に対して公開買付者株式1.20株という株式交換比率は、本特別委員会が野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）から受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴収した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは判断できないとして、再検討するよう要請を受けたとのことです。

かかる要請を受け、公開買付者は、株式交換比率を再検討し、2020年10月13日、本特別委員会に対し、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.25株とすることを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月15日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.50株とするとの提案を受けたとのことです。

かかる提案を受け、公開買付者は、2020年10月20日、本特別委員会に対し、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.31株とすることを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月28日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.48株とするとの提案を受けたとのことです。

かかる提案を受け、公開買付者は、2020年10月29日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.36株とすることを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月30日、当社株式1株に対して公開買付者株式1.36株という株式交換比率は、本特別委員会が野村證券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴収した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは未だ判断できないとして、再検討するよう要請を受けたとのことです。

かかる要請を受け、公開買付者は、株式交換比率を再検討し、2020年11月3日、本特別委員会に対し、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることを提案したとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会から、2020年11月6日、本株式交換において当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるよう、公開買付者とSMBCとの間で公開買付価格の合意に至ったことを本特別委員会が確認することを前提として、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることで受諾の方針である旨の回答を受けたとのことです。

そして、公開買付者と当社は、2020年11月9日、公開買付者株式の同日の終値（352.7円）

を踏まえ、当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように（注）、本株式交換における株式交換比率を引き上げ、本株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.42株とすることで合意に至ったとのことです。

（注）本株式交換における当社株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当）の価値は、公開買付者株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（352.685円）に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格（500円）よりも0.8127円高い額となります。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元（100株）未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。（1）本株式交換の効力発生の直前の時点において当社の株主の皆様が所有する当社株式の数に本株式交換比率を乗じて算出される数の小数部分が端数であり、端数が生じる場合であっても、本株式交換の対価として公開買付者株式を受領する場合と同等のプレミアムを享受いただけること、及び（2）1単元（100株）未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求し、若しくは会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社株式を売り渡すことを請求することが可能であり、端数を生じさせないために必要な措置を行うことができることから、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる当社の株主の皆様と、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じない当社の株主の皆様が本株式交換に伴い受領する対価は同等であるため、公開買付者は、上記の協議・交渉とは別に、本特別委員会及び当社との間で、端数の取扱いについての協議・交渉は行っていないとのことです。

ホ 本取引の実施の決定

公開買付者は、上記「イ 本取引の検討開始に至る経緯」記載の検討を踏まえ、2020年9月中旬から2020年10月上旬に当社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、BofA証券から財務的見地からの助言を、西村あさひ法律事務所から法的見地からの助言をそれぞれ受けて慎重に検討を行い、2020年11月上旬、当社を完全子会社化することで、公開買付者グループの経営資源を集約し、公開買付者と当社との一体性をより一層強化することによって一層のグループシナジーが発揮される等、親子上場関係を維持する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、また、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」、「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」及び「ニ 本株式交換比率等の決定の経緯」記載の検討及び協議・交渉の結果、SMBC及び当社と、それぞれ本公開買付価格及び本株式交換比率の合意に至れたことから、2020年11月10日開催の公開買付者の取締役会において、当社の完全子会社化を目的とした本取引を実施することを決議し、また、本取引の第一段階として、本公開買付けを実施することを決議するに至ったとのことです。

(ii) 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は当社を完全子会社化した後、当社を含む公開買付者グループ内の連携を加速させるとともに、より一層の意思決定の迅速化、経営の効率化を進め、当社を含む公開買付者グループ成長の蓋然性を高めていくとのことです。

また、当社に関する組織再編の予定はなく、役員構成（本日現在、当社の取締役4名（監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。）及び監査等委員である取締役1名

は、過去に公開買付者及び／又は当社グループ以外の公開買付者グループの役職員であった者です。)等については、当社グループ内の、関西みらい銀行及びみなと銀行のそれぞれが基盤とする関西地域と向き合い、密接な関係を継続することにより、地域社会・経済からの支持を獲得していくこと、また関西圏における地銀再編のプラットフォームとしての将来性を引き続き模索していくことを目的として、引き続き当社を存続させ、中間持株会社を中心とする関西圏における現行の体制を維持する事を基本方針とすることを当社と合意しており、今後の具体的な運用については両社で協議の上、経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定です。

③ 当社における意思決定に至る過程

(i) 検討・交渉の経緯

当社は公開買付者より、本公開買付けは、本株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、SMBC 及び SMFG が本応募契約に基づき本応募株式を応募し、公開買付者が少なくとも本応募株式の数に相当する当社株式を取得することを前提に、本取引の第一段階として実施するものであるとの説明を受けております。

当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同いたしますが、本公開買付価格については、(i) 公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付価格である 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である 405 円を 23.46% (小数点以下第三位を四捨五入。) 上回ることに照らせば、当社の一般株主の皆様には投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、当社の実施した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、

(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、当社の実施した当社の株式価値及び株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き当社の株式を所有し、本公開買付け後においては公開買付者の株主となつていただくことで、当社の一般株主の皆様には今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、また、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることといたします。

本取引に賛同する理由は、本日付プレスリリース「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結(簡易株式交換)等に関するお知らせ」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」にも記載しておりますが、以下のとおりです。

当社は、2018 年 4 月に公開買付者グループの一員となって以降、公開買付者が有する様々な金融商品・サービスの導入、信託・不動産機能の活用、事務システム統合による業務効率化等、公開買付者との間で様々な業務上の連携を行ってまいりました。また、2020 年 5 月に策定した 2021 年 3 月期から 2023 年 3 月期を計画期間とする「第 2 次中期経営計画 Change Gears for “Kansai”」に基づき、戦略ビジネスとして資産形成・事業発展・承継サポートに注力するとともにチャンネル改革、業務改革・デジタル化及び人財改革を通じての生産性の向上の実現に取り組んでおります。それと同時に、これまで当社は、上場会社として、一般株主の皆様を尊重し、当社としての独立性の確保に努めてまいりました。このため、当社が上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用の際には、公開買付者グループと当社の一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループとの各種施策を迅速に導入し難く、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれない可能性が否定できないとの

認識でございました。

マイナス金利の長期化、銀行間の提携や統合、他業態による金融ビジネスへの参入などに加え、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、实体经济に甚大かつ長期的な影響を及ぼす可能性も出てきており、事業環境はますます厳しさを増しております。とりわけ、公開買付者及び当社の直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されます。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大しておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されます。当社は、当該事業環境への対応力を高めるためには、(i)更なる業務効率化や経費コントロールによる筋肉質な経営態勢の構築、(ii)金利以外での金融サービスの対価をいただく力（役務収益力）の向上、(iii)地域経済を支える為の資本基盤の維持・充実といった当社の重要な経営課題の解決に取り組み、かつ、実行スピードを加速させていく必要があるとの考えに至っております。

こうした状況下、当社は公開買付者から2020年8月下旬に公開買付者による当社の完全子会社化についての初期的な提案を受領いたしました。これを受け、当社は、2020年8月下旬に、公開買付者、当社及び応募合意株主であるSMBCから独立した財務アドバイザーとして野村證券を、公開買付者、当社及び応募合意株主から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任し、更に利益相反回避のため、本特別委員会を設置し、本取引に係る検討・協議・交渉を行う体制を構築しました。

当社は、2020年10月5日、公開買付者より、本株式交換における株式交換比率を、当社の普通株式1株に対して、公開買付者の普通株式1.20株とする正式提案を受領して以降、野村證券から当社の株式価値算定結果に関する報告及び本株式交換における株式交換比率算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行い、また、本株式交換に係る条件について、公開買付者との間で継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

なお、公開買付者との間の協議及び交渉に当たっては、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」の「(i)設置の経緯」に記載のとおり、本特別委員会が本取引の取引条件等について買取者と交渉を行うことの権限を付与されていることから、本特別委員会が公開買付者との間で直接交渉する等、本取引に係る取引条件についての交渉に実質的に関与しております。

具体的には、本特別委員会は、2020年10月9日、公開買付者に対し、当社株式1株に対して公開買付者株式1.20株という株式交換比率は、野村證券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは判断できないとして、再検討するよう要請いたしました。その後、本特別委員会は、2020年10月13日、公開買付者より、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.25株とする提案を受けました。これに対して、本特別委員会は、2020年10月15日、公開買付者に対し、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.50株とするとの提案をいたしました。

その後、本特別委員会は、2020年10月20日、公開買付者より、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.31株とする提案を受けました。これに対して、本特別委員会は、2020年10月28日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.48株とするとの提

案をいたしました。

その後、本特別委員会は、公開買付者より、2020年10月29日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.36株とする提案を受けました。これに対して、本特別委員会は、2020年10月30日、当社株式1株に対して公開買付者株式1.36株という株式交換比率は野村證券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは未だ判断できないとして、再検討するよう要請いたしました。

その後、本特別委員会は、公開買付者より、2020年11月3日、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.41株とする提案を受けました。これに対して、本特別委員会は、2020年11月6日、本株式交換において当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるよう、公開買付者とSMBCとの間で公開買付価格の合意に至ったことを本特別委員会が確認することを前提として、株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることで受諾の方針である旨回答しました。

そして、本特別委員会及び公開買付者は、2020年11月9日、公開買付者株式の同日の終値（352.7円）を踏まえ、当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように、本株式交換比率を引き上げ、本株式交換比率を当社株式1株に対して公開買付者株式1.42株とすることで合意に至りました。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元（100株）未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。が、（1）本株式交換の効力発生の直前の時点において当社の株主の皆様が所有する当社株式の数に本株式交換比率を乗じて算出される数の小数部分が端数であり、端数が生じる場合であっても、本株式交換の対価として公開買付者株式を受領する場合と同等のプレミアムを享受いただけること、及び（2）1単元（100株）未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、公開買付者に対し、自己の所有する本単元未満株式を買い取ることを請求し、若しくは会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社株式を売り渡すことを請求することが可能であり、端数を生じさせないために必要な措置を行うことができることから、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる当社の株主の皆様と、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じない当社の株主の皆様が本株式交換に伴い受領する対価は同等であるため、当社は、上記の協議・交渉とは別に端数の取扱いについての検討、公開買付者との間の協議・交渉は行っておりません。

また、本公開買付価格については、（1）上記「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けが、公開買付者がSMBCから本応募株式の数に相当する当社株式を取得することを主たる目的として、本取引の第一段階として実施されるものであり、本公開買付けの条件については公開買付者とSMBCの間で交渉がなされていたこと、（2）下記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、本公開買付価格は、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められず、客観的にも一般株主からの取得を積極的に企図したものとは認められないこと、及び（3）下記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、当社の実施した当社の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き当社の株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株

主となっていただくことで、当社の一般株主の皆様が今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることから、当社は公開買付者との間で本公開買付けにおける公開買付価格の交渉を行っていません。もっとも、本公開買付けにおける公開買付価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決定するに当たっての重要な考慮要素であることから、当社は、公開買付者より、SMBC との間の交渉状況について適宜情報提供を受け、公開買付者に対しては、本株式交換における株式交換比率を、当社の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるような株式交換比率とするよう要請してまいりました。具体的には、公開買付者は、2020年10月13日、SMBC から、相応のプレミアムが必要と考えている旨の回答及び公開買付けの価格を当社株式1株当たり700円とすることの検討の要請を受けたとのことです。当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月20日、SMBC に対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり450円とすることを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年10月22日、SMBC から、当社株式1株当たり450円という公開買付けの価格は不十分であるとして再検討の要請を受けたとのことです。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月29日、SMBC に対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり475円とすることを提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年10月30日、SMBC から、本取引を実施する意義については十分に理解しているものの、当社株式1株当たり475円という公開買付けの価格は未だ不十分な水準であるとして再検討の要請を受けたとのことです。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年11月3日、SMBC に対して、公開買付けの価格を当社株式1株当たり500円とすることを提案いたしました最終的に提案したとのことです。これに対して、公開買付者は、2020年11月6日、SMBC から、（i）公開買付けの価格を当社株式1株当たり500円として公開買付けを実施した場合、SMBC は本応募を行うこと、（ii）SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを了承する旨の回答を受たとのことです。

以上の協議・交渉の結果、公開買付者は、2020年11月10日、SMBC 及びSMFG との間で本応募契約を締結し、（i）本公開買付価格を当社株式1株当たり500円とし、SMBC は本応募を行うこと、（ii）SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを最終的に合意したとのことです。そこで、公開買付者は、本公開買付価格を500円とすることを決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本特別委員会に対して、公開買付けの価格に関する公開買付者とSMBC の間の協議・交渉の状況について報告しており、公開買付者は、2020年10月16日に、本特別委員会から、公開買付けの価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決定するに当たっての重要な考慮要素であることから、本株式交換における株式交換比率を、当社株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように株式交換比率とするよう要請を受けておりますが、本特別委員会及び当社との間で、公開買付けの価格に関する交渉は行っておりません。

（ii）判断内容

以上の経緯の下で、当社は、本日開催の当社取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言及び北浜法律事務所が2020年9月上旬から同年10月上旬まで公開買付者に対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果、野村証券から受けた財務的見地からの助言並びに2020年11月9日付で提出を受けた当社の株式価値算定書及び株式交換比率算定書の内容、PwC アドバイザリー合同会社及びPwC 税理士法人（総称して、以下「PwC」といいます。）が2020年9月上旬から同年10月上旬まで公開買付者に対して実施した財務・税務デュー・ディリジェンスの結果、

並びに本特別委員会を通じて2020年11月9日付で提出を受けたフロンティア・マネジメントの当社の株式価値算定書、株式交換比率算定書、及び本株式交換比率の公正性に関する意見書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本取引に係る取引条件（ただし、本公開買付価格の妥当性は含みません。）が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。なお、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会設置」の「(i) 設置の経緯」に記載のとおり、当社取締役会は、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすることをあらかじめ決議しております。

その結果、以下のとおり、当社としても、2020年11月10日、公開買付者の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。当社は、本取引後においては、公開買付者の完全子会社になることで、公開買付者グループと当社の一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等により円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、当社を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

当社は、具体的なシナジーとしては以下のものを検討・実施していきたいと考えております。

- コストシナジーの更なる発揮
 - チャンネルネットワークの最適化：大阪を中心とした、公開買付者グループと当社グループ間での共同店舗（バンクインバンクモデル）等の施策を活用した当社のチャンネルネットワークの更なる最適化
 - 本部機能のスリム化：公開買付者グループとの統合的な運営が可能かつ高い効率化効果が見込まれる本部機能について統合しスリム化
 - 業務基盤の再構築：当社を含む公開買付者グループ全体での効率的な事務集中体制の再構築、人的資源の再配置
- 公開買付者グループと一体性を強化することによる顧客利便性・サービスの向上
 - グループのソリューション機能の一体的展開：公開買付者グループの信託・不動産機能、国際業務、関連会社機能の一体的展開による顧客へのビジネスサポート機能の強化
 - グループの顧客基盤・情報を活用したビジネス機会の拡充：顧客情報の共同利用高度化によるビジネスマッチング、M&A情報等のより充実した情報提供、提案の実施
 - 高機能商品・サービス導入のスピードアップ：当社単独では開発が困難な公開買付者のシステムインフラを活用したキャッシュレス決済サービスや非対面サービス等の高機能商品・サービスについて、公開買付者との経営資源の相互活用により共同開発するとともに、当該商品・サービスの導入を公開買付者と同等のスピードで展開
 - 事務品質、サービスレベルの更なる向上：人材育成について、当社単独ではなく公開買付者グループとより一層共同で取り組むことで、より高度な事務品質やサービスレベルを実現し、競合する他社との差別化を展開
- より規模の大きい公開買付者グループの完全傘下に入ることによる資本基盤の補完体制の整備

また、当社は、2020年11月10日、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり500円は当社の一般株主の皆様へ投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないと判断いたしました。

- 本公開買付価格は、本株式価値算定書（野村証券）（下記「(3) 算定に関する事項」の「①

当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得」において定義します。以下同じとします。)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であること。また、本公開買付価格は、本株式価値算定書(フロンティア)(下記「(3)算定に関する事項」の「②特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書、株式交換比率算定書、及びフェアネス・オピニオンの取得」において定義します。以下同じとします。)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であること。これらのことからすると、本公開買付価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないと考えられること。

- 本公開買付価格である500円は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当すること。このことからすると、本公開買付価格は、当社株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む一般株主にとって不合理とまではいえないと考えられること。
- 本公開買付価格は公開買付者とSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと。

また、当社は、2020年11月10日、以下の点等から、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、当社の株主の皆様が公開買付者の株主となっていただくことで、今後の公開買付者の成長を享受いただけると判断いたしました。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(野村証券)(下記「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得」において定義します。以下同じとします。)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(フロンティア)(下記「(3)算定に関する事項」の「②特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書、株式交換比率算定書、及びフェアネス・オピニオンの取得」において定義します。以下同じとします。)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨の意見(フェアネス・オピニオン)を取得していること。
- 上記のとおり、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資すると考えられること。

以上より、当社は、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は当社の企業価値向上に資するものと認められることから、本公開買付けに賛同することが妥当であると判断いたしました。もっとも、上述のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む当社株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書(野村証券)及び本株式価値算定書(フロンティア)のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることから

すれば、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められず、他方、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえることから、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると判断いたしました。更に、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断いたしました。そして、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む）全員の承認」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するため、公開買付者、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券に対して、当行普通株式の株式価値の算定及び本株式交換における株式交換比率の算定を依頼し、2020 年 11 月 9 日付で、野村証券より株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村証券）」といいます。）及び株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、野村証券から本公開買付け価格及び本株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

野村証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る野村証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

なお、株式交換比率に係る算定の概要については、本日別途公表しております「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

(ii) 当社普通株式に係る算定の概要

野村証券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価平均法を、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。

市場株価平均法：398 円から 434 円

類似会社比較法：251 円から 560 円

DDM 法：875 円から 1,288 円

市場株価平均法においては、2020 年 11 月 9 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法においては、当社の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社京都銀行、株式会社紀陽銀行及び株式会社池田泉州ホールディングスを選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DDM 法においては、当社が作成した 2021 年 3 月期の見込み、2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は 6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法およびマルチプル法を採用し、永久成長率は -0.25%～0.25%を、Exit マルチプルは 9.5 倍～10.5 倍をそれぞれ採用しております。

野村證券が DDM 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測には対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には 2022 年 3 月期において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした 2021 年 3 月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で 79 億円の増益を見込んでおります。また、2023 年 3 月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で 50 億円の増益を見込んでおります。

(単位：億円)

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
銀行事業 業務粗利益	1,338	1,380	1,408	1,428	1,456	1,443
連結 当期純利益	71	150	200	226	289	300
株主に帰属 する利益	-	589	113	175	229	242

(注) 野村證券の株式価値算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

② 特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書、株式交換比率算定書、及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、公開買付者、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した独自の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに対し、当行普通株式の株式価値の算定及び本株式交換における株式交換比率の算定、並びに株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2020年11月9日付で、フロンティア・マネジメントより株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（フロンティア）」といいます。）、株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（フロンティア）」といいます。）及び株式交換比率の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

フロンティア・マネジメントは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。

なお、株式交換比率に係る算定の概要及びフェアネス・オピニオンの概要については、本日別途公表しております「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

(ii) 当社普通株式に係る算定の概要

フロンティア・マネジメントは、当社の株式価値について、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の自己資本比率を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する資本並びに利益（以下「修正配当」といいます。）を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されている DDM 法を、それぞれ採用して算定を行いました。各種法における算定結果は以下のとおりです。

	採用手法	1株当たり株式価値の算定レンジ
1	市場株価平均法	399円～434円
2	類似会社比較法	238円～483円
3	DDM法	790円～1,141円

市場株価平均法においては、2020年11月9日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価終値、2020年11月4日から算定基準日までの1週間の終値単純平均値、2020年10月12日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、2020年8月11日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、2020年5月11日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値に基づき算定いたしました。

類似会社比較法においては、関西を地盤にする地方銀行という特性を踏まえ、株式会社京都銀行、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社池田泉州ホールディングス、株式会社紀陽銀行を類似する事業を手掛ける上場会社として選定した上で、PER 倍率、PBR 倍率を用いて算定いたしました。

DDM 法においては、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は6.50%～7.50%を採用しており、継続

価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法（PER）を採用しており、永久成長率は-0.10%~0.10%、マルチプル法におけるPERは11.0倍~12.0倍として算定いたしました。

フロンティア・マネジメントがDDM法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測には対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(単位：億円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
銀行事業業務粗利益	1,338	1,380	1,408	1,428	1,456	1,443
連結当期純利益	71	150	200	226	289	300
修正配当	-	133	64	181	221	226

(注) フロンティア・マネジメントは当社普通株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当社の関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含む。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。フロンティア・マネジメントの算定は、2020年11月9日までの上記情報を反映したものです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式（本新株予約権の行使により交付される当社株式は含みますが、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした手続きを実施することを予定しておりますので、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、当社に対して、本臨時株主総会（本日現在において、2021年2月19日を予定しているとのことです。）を

開催することを、本公開買付けの成立後速やかに当社に要請する予定とのことです。

なお、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本応募契約においては、(i) SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する当社株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任すること、(ii) SMBCが、本株式交換の効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、当社の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又は譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除く。）を行わないことを定められているとのことです。

①公開買付者が本日現在所有している当社株式（190,721,180株。所有割合：51.15%）及び、②議決権委任対象株式（79,231,815株。所有割合：21.25%）を合計すると269,952,995株となり、当該株式に係る議決権の数（2,699,529個）が、本第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の当社の総株主の議決権の個数（3,718,247個）に対して占める割合は72.60%（小数点以下第3位を四捨五入。）となるとのことです。かかる割合は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権の割合（出席した株主の議決権の3分の2以上）を超える割合となるため、本応募契約に従って、本応募が行われ、かつ、本臨時株主総会における議決権委任対象株式に係る議決権行使が公開買付者に委任され、そして公開買付者が本臨時株主総会における本株式交換に係る議案に賛成した場合、本臨時株主総会における本株式交換に係る議案は可決されるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において、本株式交換に係る議案に賛成することを予定しているとのことです。

本株式交換においては、当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより本公開買付けに応募されなかった当社株式の全て（但し、本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する当社株式を除きます。）は公開買付者株式と交換され、公開買付者株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、2021年4月1日を効力発生日として実施される予定とのことです。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単位（100株）未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。かかる場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理することとなります（注1）。なお、公開買付者は、本日現在において、本株式交換に際して当社の株主に交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じた場合は、(i) 会社法第234条第2項及び会社法施行規則第50条第1号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は(ii) 会社法第234条第2項及び第4項並びに会社法施行規則第50条第2号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を自己株式取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日の公開買付者株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

(注1) 例えば、本株式交換の効力発生の直前の時点において、当社の株主が、当社株式60株を所有する場合、60に本株式交換比率を乗じると85.2となりますが、公開買付者は、本株式交換に際して、当該株主に対し、公開買付者株式85株及び端数(0.2)に応じた金銭(注2)を交付することとなります。

(注2) 公開買付者は、本日現在において、本株式交換に際して当社の株主に交付する公開買

付者株式に1株に満たない端数が生じた場合、上記(i)又は(ii)の方法により端数を処理することを予定しており、端数権利者に対しては、(i)市場における売却価格又は(ii)自己株式取得の日の公開買付者株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

本株式交換は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、当社の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策といった各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び当社の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくため、また、当社グループ各社の取引先である当社の株主の皆様は、今後も、公開買付者株式を所有していただき、当社グループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが当社の企業価値の向上に資するものと公開買付者は考えているため、公開買付者株式を対価として実施するものであります(なお、本取引のスキーム検討の経緯の詳細については、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」をご参照ください。)。一方で、公開買付者によれば、本公開買付けは、公開買付者の一株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、本公開買付価格はSMBCとの協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付価格による当社株式の現金化を希望するSMBC以外の当社の株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとのことです。

本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定とのことです。

なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、当社が所有する自己株式の全てを消却する予定です。

なお、本株式交換における当社株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当)の価値は、公開買付者株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日のまでの過去1ヶ月間の終値単純平均値(352.685円)に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格(500円)よりも0.8127円高い額となり、また、当社株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.85%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を講じております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した特別委員会の設置

(i) 設置の経緯

当社は、2020年8月下旬に公開買付者から当社を公開買付者の完全子会社とする取引にかかる初期的な提案を受け、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において当社を公開買付者の完全子会社とする取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年9月1日、いずれも、公開買付者との間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である安田隆二氏(東京女子大学理事長等)、大橋忠晴氏(元川崎重工株式会社相談役)及び西川哲也氏(株式会社ディーファ代表取締役)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(1) 当社を公開買付者の完全子会社とする取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、(2) ①当社を公開買付者の完全子会社とする取引の条件の妥当性、及び②当社を公開買付者の完全子会社とする取引の手続の公正性の検討を踏まえて、当該取引が当社の一般株主にとって不利益でないか否か(以下総称して、「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

なお、本特別委員会は、上記「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」に記載のとおり、本公開買付者が、本特別委員会が設置された後である2020年10月上旬に、本取引のスキームを、当社株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として当社株式の一部を取得した後、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により、公開買付者株式を対価として当社を公開買付者の完全子会社とするスキームとすることを決定したことを受け、当社が選任した法務アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、当社と協議の上、本諮問事項の(2)に対する答申を行うに当たり、(i)本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているか、(ii)当社取締役会は、本公開買付けに対しいかなる意見を表明すべきか、(iii)当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないといえるか、(iv)本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の公正性は確保されているか、(v) (i)ないし(iv)の検討を踏まえて、当該取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえるかを検討することといたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすること、並びに本特別委員会に、(a)取引条件等について公開買付者と交渉を行うこと、(b)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること(この場合の費用は当社が負担します。)、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。)すること、並びに(c)当社の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与すること等を決議しております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2020年9月1日から2020年11月9日までに、会合を合計14回開催したほ

か、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社が選任した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券及び法務アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2020年10月上旬に、当社、公開買付者及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任しております。なお、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。その上で、当社からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、公開買付者に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、公開買付者から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである北浜法律事務所から本取引に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、公開買付者に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社は、PwC（なお、PwCについては、当社にて予め当社、公開買付者及び応募合意株主であるSMBCとの間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）に対して公開買付者に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、PwCより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、野村證券及びフロンティア・マネジメントから株式価値及び株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、野村證券及びフロンティア・マネジメントによる株式価値及び株式交換比率の算定の基礎となる当社の事業計画につき、当社より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、当社が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、野村證券、フロンティア・マネジメント及び北浜法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら公開買付者との直接交渉を実施したり、公開買付者に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、公開買付者との交渉に実質的に関与いたしました。

(iii) 判断の内容

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、当社の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年11月9日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本取引は当社の企業価値向上に資するものである。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iii. 当社取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当と考えられる。
- iv. 当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されて

いるものと考えられる。

vi. ii ないしvの検討を踏まえて、本取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえる。

(b) 答申理由

- i. 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものと考えられる。
- 上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、当社グループ各社と関西地域における当社グループの取引先との長期にわたる関係性を維持・発展させることを前提としながら、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた両社の更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものとする。
 - 当社が本取引の実行により上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のシナジーが実現可能であると考えることについて、不合理な点は認められない。
 - 当社と公開買付者は、昨今の金融機関を取り巻く事業環境や競争環境の変化、及び本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有しており、かかる取り組みを実行するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ連携のあり方について、公開買付者と当社の間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、当社を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができるとの当社の判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。
- ii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- 当社において独立した本特別委員会が設置されており、有効に機能したものと認められる。
 - 本特別委員会及び当社は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
 - 本特別委員会及び当社は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得をしているものと認められる。
 - 当社においては、利害関係を有する取締役等を本取引の検討・交渉過程から除外し、公開買付者から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたと認められる。
 - 本取引は支配株主による完全子会社化の事案であるところ、積極的にマーケット・チェックを実施すべき例外的事情は認められないこと。
 - 他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、本取引における手続の公正性を損なうものではないこと。
 - プレスリリースを通じて、一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図

- られていること。
- 当社の一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断する機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されていること。
- iii. 以下の点より、当社取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることが妥当と考えられる。
- 本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）におけるDDM法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式価値算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されることから、本公開買付価格は、本株式価値算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - 本株式価値算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されることから、本公開買付価格は、本株式価値算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - 本公開買付価格である500円は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当する。
 - 本公開買付価格は、当社株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む一般株主にとって不合理とまではいえないが、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、本公開買付価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。
 - 本公開買付価格は公開買付者とSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎない。
 - 上記iのとおり、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は当社の企業価値向上に資するものと認められることから、当社取締役会は、本公開買付けに賛同することが妥当であると考えられる。もっとも、上述のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む当社の株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。他方、下記vのとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえる。これらのことからすれば、当社取締役会としては、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると考

えられる。

- iv. 以下の点より、当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- 上記 i のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められることから、当社取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明する旨を決定することは、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
 - 上記 ii のとおり、本取引においては、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されている。
 - 上記 iii のとおり、本公開買付価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないが、現時点で本公開買付価格での現金化を望む当社の一般株主に対して投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえない。
 - 下記 v のとおり、本公開買付けが成立した後に予定されている本株式交換における取引条件の公正性は確保されている。
 - 当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨するのではなく、その根拠も開示した上で本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨を決定することは、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 以下の点より、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- 本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）における DDM 法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式交換比率算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。
 - 本株式交換比率算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。
- vi. 上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、上記 iv のとおり、当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられ、上記 v のとおり、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられることからすれば、本取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえる。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における手続の公正性及び適法性についての専門的助言を得るため、公開買付者、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本取引に関する当社取締役会の意思決定方法、過程及びその他の意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む）全員の承認

当社は、（１）公開買付者の完全子会社になることで、公開買付者グループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、当社を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断いたしました。また、（２）本公開買付価格については、（i）公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、（ii）本公開買付価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値である 405 円を 23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。）上回ることに照らせば、当社の一般株主の皆様には投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、当社の実施した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、（iii）本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率（当社株式 1 株当たり公開買付者株式 1.42 株）は、当社の実施した当社の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き当社株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、当社の一般株主の皆様には今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様への判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。更に、（３）本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権者の皆様に対しては本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様への判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。そして、当社は、2020 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本取引に関する議案を決議した本日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役 9 名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去に公開買付者及び／又は当社グループ以外の公開買付者グループの取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去に公開買付者及び当社グループ以外の公開買付者グループの職員であったことに鑑み、利益相反を回避する観点から、（i）菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏を除く他の 4 名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、（ii）取締役会の定足数を確保する観点から、2014 年までに公開買付者の社外取締役を務めていたのみであり、上記 5 名の中で最も利害関係が小さいと考えられる奥田務氏を加えた 5 名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、利益相反を回避する観点から、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏は、当社の立場で本取引に係る協議及び交渉に参加しておらず、また、当社の立場で本取引に係る検討に参加しておりません。

④ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2020年8月下旬に、公開買付者から当社を公開買付者の完全子会社とする取引に係る初期的な提案を受けた時点後速やかに、当社の企画部門、財務部門の、公開買付者グループ各社と直接の関係を有しない役職員を中心とした11名から成る検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、本特別委員会とともに、当社と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社普通株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程に専属的に関与してまいりました。また、当社は、当社と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に当社以外の公開買付者グループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社以外の公開買付者グループ各社の役職員であった当社の役職員も関与させておりません。

当社に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ 取引保護条項の不存在

当社及び公開買付者は、本株式交換契約における合意を含め、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本取引の公正性の担保に配慮しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

① 本応募契約

公開買付者は、本公開買付けに当たり、SMBC及びSMFGとの間で、2020年11月10日付で本応募契約を締結し、SMBCは、本応募を行うものとされているとのことです。本応募契約においては、SMBCによる本応募の前提条件として、本公開買付けの開始日において、①本応募契約の締結日、本公開買付けの開始日、本公開買付けの決済日、本信託契約（以下に定義します。以下同じです。）の締結日（以下「本信託契約締結日」といいます。）及び本信託契約に基づく信託譲渡の実行日において、公開買付者による表明保証事項（注1）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、②本応募契約に基づき、公開買付者が履行又は遵守すべき義務（注2）の重要な点に公開買付者が違反していないこと、③当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、当該決議が変更又は撤回されていないこと、④本公開買付けの実施が、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと、⑤本公開買付けの実施が、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと、⑥当社の業務等又は株券等に関し、法に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しないこと、⑦本株式交換契約が有効に締結され、かつ、存続していることが規定されているとのことです。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、SMBCが自らの判断においてこれを放棄し、本応募を行うことは制限されていないとのことです。

本応募契約においては、SMBCは、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点で所有する当社株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を委任する義務を負っているとのことです。

本応募契約においては、SMBC及びSMFGは、SMBCファイナンスサービス株式会社（以下「SMBC-FS」といいます。）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）、株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」といいます。）、SMBC信用保証株式会社（以下「SMBC信用保証」といいます。）及びSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興」といいます。）をして、

SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する当社株式（SMBC 日興所有分については、当社株式 271,824 株に限ります。）の全てにつき、公開買付者に対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っています。また、本応募契約においては、SMBC 及び SMFG は、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「三井住友 FL」といいます。）及び株式会社さくらケーシーエス（以下「さくらケーシーエス」といいます。）をして、三井住友 FL 及びさくらケーシーエスが、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する当社株式の全てにつき、公開買付者に対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っているとのことです。

本応募契約においては、SMBC は、本効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、当社の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わない義務を負っています。また、SMBC 及び SMFG は、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興をして、当該義務と同等の制約に服させるべき合理的な範囲の努力をし、三井住友 FL 及び当該義務と同等の制約に服することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っているとのことです。

(注 1) 本応募契約においては、(i) 設立及び存続の有効性、(ii) 本応募契約の締結及び履行に関する権利能力、必要な手続の履践、(iii) 本応募契約の有効性及び執行可能性、(iv) 法令等との抵触の不存在、(v) 許認可等の取得、並びに(vi) 反社会的勢力との取引の不存在が公開買付者の表明保証事項とされており。

(注 2) 本応募契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務、(ii) 本応募契約に関連して自らに発生する費用等の負担義務、(iii) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、(iv) 公開買付者による上記(注 1)記載の表明及び保証の違反又はそのおそれがあることを認識した場合、速やかに SMBC に対してその旨を通知し、SMBC の請求に応じて合理的な範囲でその詳細を報告する義務並びに (v) 公開買付者による上記(注 1)に記載の表明及び保証の違反又は本応募契約上の公開買付者の義務の違反に起因又は関連して、SMBC 又は SMFG が損害等を被った場合、当該損害等を被った当事者に対して、かかる損害、損失又は費用を賠償又は補償する義務を負っております。

本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する当社株式（SMBC 日興所有分については、当社株式 271,824 株に限ります。）の全てを取得し、又は、取得させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っているとのことです。また、本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、三井住友 FL 及びさくらケーシーエスが所有する当社株式の全てを取得することにつき、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議をする義務を負っているとのことです。

本応募契約において、SMBC は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、(i) SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する当社株式（SMBC 日興所有分については、当社株式 271,824

株に限ります。)の全ての取得を完了した上で、(ii)その時点で SMBC が所有する当社株式(本応募株式を除きます。以下「本信託対象株式」といいます。)の全てに関し、信託銀行(以下「本受託者」といいます。)との間で、本信託対象株式を処分することを目的として信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を有効かつ適法に締結し、(iii)本信託契約の締結日と同日に本信託契約に従って本信託対象株式の本受託者に対する信託譲渡を有効かつ適法に実行し、(iv)当該信託譲渡実行後速やかに当該信託譲渡に係る振替の記載又は記録を有効かつ適法に完了すべく合理的な範囲の努力をする義務を負っているとのことです。また、本応募契約において、SMBCは、本信託契約を締結する場合には、下記(あ)及び(い)の内容を定める義務を負っているとのことです。

(あ) 本信託対象株式及び本株式交換により本信託対象株式の対価として交付される公開買付株式の双方を信託有価証券(以下「本信託有価証券」といいます。)として設定すること。

(い) SMBC は、本信託有価証券に係る議決権行使(議決権行使に関する指図を含みます。)を行わないこと。

本応募契約において、SMBCは、(i)本受託者が本信託有価証券を2021年9月29日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分(当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。)する旨を本信託契約に定めるか、(ii)本信託有価証券を2021年9月29日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分(当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。)すべき旨を本受託者に対して指図するか、又は、(iii)自ら本信託対象株式(本株式交換により本信託対象株式の対価として交付される公開買付者株式を含みます。)を2021年9月29日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分(当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。)する義務を負っているとのことです(但し、当該期限までの処分(当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。)が実務上困難となった場合には当該期限についてはこの限りではなく、公開買付者及び SMBC は、当該期限の延長について誠実に協議するものとされているとのことです。)。また、本応募契約において、SMBCは、本信託有価証券の処分のために必要となる場合を除き、本信託契約の締結後は、本信託契約の変更又は解約の申込みその他本信託契約の変更又は終了に向けた行為をしない義務を負っているとのことです。

② 本株式交換契約

公開買付者は、2020年11月10日付で、当社との間で、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の概要は、以下のとおりです。

イ 本株式交換の実施

公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する。

ロ 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て

公開買付者は、本株式交換に際して、当社の株主(公開買付者を除く。以下ロにおいて同様とする。)に対し、その所有する当社株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時(以下「基準時」という。)の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主が所有する当社株式数の合計に、1.42を乗じた数(但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)の公開買付者株式を交付する。

公開買付者は、本株式交換に際して、公開買付者株式を、基準時の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その所有する当社株式1株につき、公開買付者株式1.42株の割合をもって割り当てる。

当社の株主に対して割り当てる公開買付者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合は、公開買付者は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理する。

ハ 本新株予約権の取扱い

公開買付者は、本株式交換に際して、基準時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された各本新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当社の各本新株予約権に代わり、基準時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社の各本新株予約権の新株予約権者が所有する各本新株予約権の総数と同数の、各本新株予約権と同等の内容の公開買付者の新株予約権をそれぞれ交付する。

公開買付者は、本株式交換に際して、公開買付者の各新株予約権を、基準時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社の各本新株予約権者に対し、その所有する当社の各新株予約権1個につき、公開買付者の各本新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

ニ 本株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額

本株式交換により増加すべき公開買付者の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(ア) 資本金の額

0円

(イ) 資本準備金の額

会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。）第39条の規定に従い公開買付者が別途定める金額

(ウ) 利益準備金の額

0円

ホ 本株式交換の効力発生

本効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、公開買付者及び当社の合意によりこれを変更することができる。

ヘ 株主総会における本株式交換契約の承認

当社は、2020年12月25日又は公開買付者及び当社が別途合意する日を議決権基準日とし、本臨時株主総会を招集し、本株式交換契約の承認、定時株主総会の基準日に関する定款規定を本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2021年3月30日又は公開買付者及び当社が別途合意する日をもって削除する旨の定款変更並びに公開買付者及び当社が別途合意する事項に関する決議を求めるものとする。但し、必要に応じて公開買付者及び当社の合意によりこの開催日を変更することができる。

公開買付者は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本株式交換契約につき株主総会の承認が必要となった場合、公開買付者は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認を求めるものとする。

ト 会社の財産の管理

公開買付者及び当社は、本株式交換契約の締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、2020年11月10日付「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」及び「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」という。）にて公表された本株式交換、本公開買付けその他の各取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め公開買付者及び当社が協議し合意の上、これを行うものとする。

チ 剰余金の配当及び自己株式の取得の制限

公開買付者は、2021年3月31日を基準日として、総額242億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとする。

当社は、2021年3月31日を基準日として、総額38億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとし、公開買付者は必要な議決権行使を行うものとする。

公開買付者及び当社は、前記に定める剰余金の配当を除き、本株式交換契約締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本株式交換契約締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び同法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

リ 自己株式の処理

当社は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに開催される取締役会の決議により、本株式交換により公開買付者が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において保有する自己株式（会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

ヌ 公開買付者の株主に対する議決権の付与

公開買付者は、本効力発生日までに、本株式交換に際して公開買付者株式の割当交付を受ける当社の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、上記「へ 株主総会における本株式交換契約の承認」の定款変更が効力を生じること及び本株式交換が効力を生じることを条件として、公開買付者の2021年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

ル 表明及び保証

公開買付者は、当社に対し、本株式交換契約締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて（但し、個別に時点が特定されている事項については、当該時点において）、(i) 設立及び存続の有効性、(ii) 本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(iii) 本株式交換契約の有効性及び執行可能性、(iv) 法令等との抵触の不存在、(v) 財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約締結までの間の公開買付者の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、(vi) 反社会的勢力との取引の不存在、並びに(vii) 情報開示真实性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

当社は、公開買付者に対し、本株式交換契約締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて、(i) 設立及び存続の有効性、(ii) 本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(iii) 本株式交換契約の有効性及び執行可能性、(iv) 法令等との抵触の不存在、(v) 財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約締結までの間の公開買付者の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、(vi) 反社会的勢力との取引の不存在、並びに(vii) 情報開示真实性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

ヲ 本株式交換に関する条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結日（2020年11月10日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、公開買付者又は当社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又

は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、公開買付者若しくは当社は、両当事者が協議の上、本株式交換契約を解除し、又は、公開買付者及び当社は、両当事者が協議し合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができるものとする。

タ 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、前記ヲに従い本株式交換契約が解除された場合、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに公開買付者若しくは当社のいずれかの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合（公開買付者については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに公開買付者及び当社の臨時株主総会に上程された公開買付者若しくは当社の提案に係る議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合（公開買付者については、会社法第 796 条 3 項の規定により、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本公開買付けが本プレスリリース記載の要領にて成立し、かつその決済及び振替の記載若しくは記録が全て完了していない場合、又は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、その効力を失う。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2020 年 6 月 26 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、公開買付者との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとする旨を示しております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避す

るための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主によって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、当社は、本特別委員会からは、2020年11月9日付で、本答申書を受領いたしました。詳細は上記3. 「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

以上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付け者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法の違反を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。更に、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類

と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又はそれぞれの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

公開買付者又は当社の各ファイナンシャル・アドバイザー (その関連者を含みます。) は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b) の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ (又はその他の公開開示方法) においても開示が行われます。



2020年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 代表執行役社長 南 昌宏
(コード：8308 東証第一部)

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（証券コード 7321、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」の定義については、下記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」をご参照ください。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本公開買付けは、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）等により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されるものであり、本取引の詳細は、公開買付者及び対象者が本日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式 190,721,180 株（所有割合（注1）：51.15%）を所有し、対象者を連結子会社としております。この度、公開買付者は、本日開催の取締役会において、対象者株式（本新株予約権の行使により交付される対象者株式は含みますが、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、

本取引を実施することを決議しました。

- (注1) 所有割合とは、対象者が本日公表した「2021年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（372,876,219株）に、対象者が2020年6月26日に提出した第3期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権1,588個（注2）の目的となる対象者株式数（376,356株）を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（390,470株）を控除した株式数（372,862,105株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下同様とします。なお、自己株式については、上記390,470株のほか、株主名簿上は株式会社関西みらい銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。
- (注2) 本新株予約権1,588個の内訳は以下の表のとおりです。なお、以下の表に記載された「第1回新株予約権」、「第2回新株予約権」、「第3回新株予約権」、「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」及び「第6回新株予約権」のそれぞれの定義については、下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」をご参照ください。）

新株予約権の名称	2020年5月31日現在の個数	目的となる対象者株式の数 (株)
第1回新株予約権	246	58,302
第2回新株予約権	243	57,591
第3回新株予約権	241	57,117
第4回新株予約権	195	46,215
第5回新株予約権	359	85,083
第6回新株予約権	304	72,048
合計	1,588	376,356

公開買付者は、本取引の検討に際し、公開買付者の1株当たり利益（EPS）希薄化抑制（注3）の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを模索していたところ（なお、本取引の検討過程の詳細については、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、株式会社三井住友銀行（以下

「SMBC」といいます。)及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下「SMFG」といいます。)との間で、SMBCが株式会社SMBC信託銀行(以下「SMBC信託銀行」といいます。)を受託者とする退職給付信託に拠出している対象者株式29,385,393株(所有割合:7.88%)(以下「本応募株式」といいます。)を現金対価で取得する旨合意できたため(なお、合意内容の詳細については、下記「(5)本公開買付けに関する重要な契約等」の「① 本応募契約」をご参照ください。)、本取引の第一段階として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けの条件等に関するSMBCとの間の交渉の詳細については、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針(上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」をご参照ください。

(注3) 本株式交換においては、対象者株式1株に対し、公開買付者の普通株式(以下「公開買付者株式」といいます。)1.42株を交付することが予定されています(以下、かかる本株式交換における株式交換比率を「本株式交換比率」といいます。)。本株式交換によって、公開買付者の親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、本株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付することとなる公開買付者株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなります。例えば、本株式交換比率を前提とし、買付予定数の下限に相当する数の対象者株式の応募があった場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付する公開買付者株式は216,378,430株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付する公開買付者株式258,105,688株と比較して、割当交付株式数を41,727,258株抑制することができます。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、SMBC及びSMFGとの間で、SMBCが、SMBC信託銀行に対して、本応募株式を本公開買付けに応募するよう指図し、SMBC信託銀行をして、本応募株式を本公開買付けに応募させるものとし、かつ、応募を撤回させず、応募により成立する買付け等に係る契約を解除させないこと(以下「本応募」といいます。)に関する契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(5)本公開買付けに関する重要な契約等」の「① 本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けは、SMBCが本応募契約に基づき本応募を行い、公開買付者が少なくとも本応募株式の数に相当する対象者株式を取得することを前提に、本取引の第一段階

として実施するものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式と同数の 29,385,393 株（所有割合：7.88%）と設定しております。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後、本取引の第二段階として、本株式交換を実施することを予定しており、本日付で、対象者との間で、本公開買付けの成立及び対象者の株主総会における承認を条件として、本株式交換を実施する旨の株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、対象者に対して、本株式交換契約を承認することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）（本日現在において、2021年2月19日を予定しております。）を開催することを、本公開買付けの成立後速やかに要請する予定です。SMBCは、公開買付者との間で、本応募契約において、SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第7条第1項第3号に該当する対象者株式を含みます。以下、同様とします。）の全て（本応募株式を含みます。）につき（注4）、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任する旨合意しており、SMBCは公開買付者の特別関係者に該当いたします。本公開買付け後における公開買付者及びSMBCが所有する対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となるため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。本株式交換の詳細については、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」を、本株式交換契約の詳細については、下記「（５）本公開買付けに関する重要な契約等」の「② 本株式交換契約」をご参照ください。

（注4） 本日現在において、SMBCが所有する対象者株式（本応募株式を除きます。）は49,846,422株（所有割合：13.37%）、本応募株式は29,385,393株（所有割合：7.88%）であり、合計で79,231,815株（所有割合：21.25%）です。

なお、本公開買付けに係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）（500円）は、本日の前営業日である2020年11月9日の対象者株式の終値405円に対して23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム／ディスカウントの数値（%）においても同様とします。）、

同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 411 円（小数点以下を四捨五入。以下、対象者株式の終値単純平均値の計算において同様とします。）に対して 21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本応募契約においては、（i）SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式の全て（本応募株式を含みます。）につき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任すること、（ii）SMBCが、本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、対象者の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わないことが定められております。（本応募契約の詳細については、下記「（5）本公開買付けに関する重要な契約等」の「① 本応募契約」をご参照ください。）。

①公開買付者が本日現在所有している対象者株式（190,721,180 株。所有割合：51.15%）、②本応募株式（29,385,393 株。所有割合：7.88%）及び③SMBCが本日現在所有している対象者株式（本応募株式を除きます。49,846,422 株。所有割合：13.37%）（以下、②及び③を総称して「議決権委任対象株式」といいます。）を合計すると 269,952,995 株となり、当該株式に係る議決権の数（2,699,529 個）が、対象者が 2020 年 8 月 7 日に提出した第 4 期第 1 四半期報告書（以下「本第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された 2020 年 3 月 31 日現在の対象者の総株主の議決権の個数（3,718,247 個）に対して占める割合は 72.60%（小数点以下第三位を四捨五入。）となります。かかる割合は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権の割合（出席した株主の議決権の3分の2以上）を超える割合となるため、本応募契約に従って、本応募が行われ、かつ、本臨時株主総会における議決権委任対象株式に係る議決権行使が公開買付者に委任され、そして公開買付者が本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案に賛成した場合、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案は可決されることとなります。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案に賛成することを予定しております。

本株式交換においては、公開買付者を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者

株式の対価として、対象者株式1株当たり、公開買付者株式1.42株を割当交付する予定です（注5）・（注6）。なお、本株式交換比率の決定の経緯の詳細については、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ニ 本株式交換の条件の決定の経緯」をご参照ください。

（注5） 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に際して、対象者の株主に交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じた場合は（かかる対象者の株主を、以下「端数権利者」といいます。）、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第234条の規定に従ってこれを処理します。なお、公開買付者は、本日現在において、本株式交換に際して対象者の株主に交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じた場合は、（i）会社法第234条第2項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第50条第1号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は（ii）会社法第234条第2項及び第4項並びに会社法施行規則第50条第2号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を公開買付者が自己株式として取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日の公開買付者株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

（注6） 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1単元（100株）未満の公開買付者株式の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、公開買付者に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、公開買付者に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の公開買付者株式を売り渡すことを請求することも可能です。

なお、本株式交換における対象者株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づ

くと公開買付者株式 1.42 株相当) の価値は、公開買付者株式の本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 (352.685 円) に基づき計算すると 500.8127 円となり、本公開買付価格 (500 円) よりも 0.8127 円高い額となり、また、対象者株式の本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の終値 405 円に対して 23.66%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.85%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

公開買付者は、本日、SMBC 及び SMFG との間で、本応募契約を締結し、本応募株式を、本公開買付価格 (500 円) で取得することを合意しました (詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 (上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」) をご参照ください。)。並行して、公開買付者は、対象者の株主の皆様が交付を受ける対価 (公開買付者株式) の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるような株式交換比率による、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換について検討し、対象者との間で交渉しました。

本株式交換は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、対象者の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策 (具体的には、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 (上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ 本取引の検討開始に至る経緯」) をご参照ください。) の実施及び各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び対象者の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくため、また、対象者グループ (「対象者グループ」とは、2020 年 9 月 30 日現在において、対象者、親会社である公開買付者、及び連結子会社 15 社を総称したものをいいます。以下同様とします。) 各社の取引先である対象者の株主の皆様にも、今後も、公開買付者株式を所有していただき、対象者グループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが対象者の企業価値の向上に資するものと公開買付者は考えているため、公開買付者株式を対価として実施するものであります (なお、本取引のスキーム検討の経緯の

詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」をご参照ください。）。一方で、本公開買付けは、公開買付者の1株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、本公開買付価格はSMBCとの協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付価格による対象者株式の現金化を希望するSMBC以外の対象者の株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとなります。

なお、対象者が本日公表した「当社親会社である株式会社りそなホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、(1) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであると判断し、また、(2) 本公開買付価格については、(i) 公開買付者とSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付価格である500円は、本日の前営業日である2020年11月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値である405円を23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。）上回ることに照らせば、対象者の一般株主の皆様は投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、対象者の実施した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないこと、(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率（対象者株式1株当たり公開買付者株式1.42株）は、対象者の実施した対象者の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き対象者株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、対象者の一般株主の皆様は今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断し、更に、(3) 本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様は判断に委ねるのが妥当と判断したとのことです。そして、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付

価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程の詳細については、下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」及び「（３）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

イ 本取引の検討開始に至る経緯

公開買付者は、2001年12月に株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行によって、株式移転により持株会社である株式会社大和銀行ホールディングスとして設立され、その普通株式を東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の各市場第一部に上場し、2002年10月に商号を現在の株式会社りそなホールディングスに変更しています。公開買付者は、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び対象者を含む国内連結子会社25社、海外連結子会社3社並びに持分法適用関連会社5社（2020年9月30日時点）（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）とともに、公開買付者グループを構成し、持株会社として、グループ各社の経営管理を担い、これらのグループ各社は、銀行・信託業務のほか、クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・ファクタリング業務・投資信託委託業務などの金融サービスを提供しております。

公開買付者グループは、地域のお客さまを重視する姿勢を徹底することにより、地域社会から信頼され、株主の皆様や市場からの評価を得られる金融サービスグループを目指すとともに、グループの更なる飛躍に向けた改革に邁進し、企業価値の最大化を目指してまいりました。

この経営の基本方針の下、公開買付者グループは、中長期的には『「持続可能な社会への貢献」と「自らの持続可能な成長」の両立』を目指すことが不可欠であると考え、その目指す姿の実現に向けて、2020年5月に、2022年度までを新たな計画期間とする中期経営計画を策定・公表いたしました。

上記の中期経営計画において、以下の戦略に基づく取り組みを加速するとともに、「リテール No. 1」のサービスグループを目指して、企業価値の最大化に努めております。

● 基本方針

お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」を通じて、時代の変化に適合し、お客さまに新たな価値を提供する「レゾナンス・モデルの確立」を基本方針としています。レゾナンス・モデルを従業員一人ひとりが意識・行動する軸に据え、中期経営計画を実現してまいります。

- **ビジネス領域**

伝統的な間接金融業務（信託+商業銀行）を徹底的に“差別化”する「深掘」と、“脱・銀行”へ向けた新たな発想で取り組む新規ビジネスへの「挑戦」を通じて、中長期的に次世代のリテールサービスを提供するグループへと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現してまいります。

- **基盤の再構築**

ビジネスの「深掘」と「挑戦」の実現には、リテールに内在する高コスト体質を打破し、経営資源を適正に配分することが必要不可欠です。「デジタル&データ」「デザイン思考」「オープン」の3つのドライバーを軸に、ビジネスモデル・経営基盤を再構築し、営業力強化と生産性向上に取り組んでまいります。

- **資本政策の方向性**

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

一方、対象者は、株式会社関西アーバン銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社みなと銀行が経営統合をすることを目的に、公開買付者によって2017年11月14日に設立されました（設立時における公開買付者の所有に係る対象者株式の数：530,675株、発行済株式総数に占める割合：100%）。その後、対象者は、2017年12月7日、公開買付者が当時所有していた株式会社近畿大阪銀行株式の全部を取得するための資金調達を目的に、公開買付者を引受人とする増資を行い（当該増資において発行された対象者株式の数：62,278,950株。当該増資直後における公開買付者の所有に係る対象者株式の数：62,809,625株、発行済株式総数に占める割合：100%）、同日、公開買付者から株式会社近畿大阪銀行株式の全部を取得することにより、株式会社近畿大阪銀行の完全親会社となりました。更に、2017年12月26日に開催された対象者、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行の各株主総会の承認決議を経て、2018年4月1日を効力発生日として、対象者を株式交換完全親会社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、現在の対象者グループを構成するに至っているとのことです（当該株式交換により割当交付された対象者株式の総数：310,456,594株、うち公開買付者が割当交付を受けた対象者株式の数：127,911,555株。当該株式交換直後における公開買付者の所有に係る対象者株式の数：190,721,180株、発行済株式総数に占める割合：51.10%（小数点以下第三位

を四捨五入。)) (なお、当該株式交換直後から、本日現在まで、公開買付者が所有する対象者株式の数に増減はありませんが、対象者による自己株式取得及び自己株式消却並びに対象者の新株予約権の行使などを経て、本日現在、公開買付者が所有する対象者株式に係る所有割合は、51.15%となっております。)

更に対象者グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っているとのことです。また、対象者は、マザーマーケットである大阪府、兵庫県及び滋賀県を中心とした関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいいます。以下、これら二府四県を総称して、「関西」又は「関西圏」といいます。）の経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを最大の使命とし、また、関西に本店を置く地方銀行を中核とする地域金融グループ7社のうち、2020年3月末時点における連結総資産の規模で最大の地域金融グループとして、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築を目指し、「地域社会の発展・活性化への貢献」「生産性とお客さま利便性の両立」「本邦有数の金融ボリュームにふさわしい収益性・効率性・健全性の実現」を経営の基本方針として掲げ、経済環境や競争環境に左右されないお客さまとの信頼関係の構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでいるとのことです。また、グループ各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をはじめとする各社の強みを深化させる目的で、2019年4月に対象者の完全子会社であった株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行を合併し、株式会社関西みらい銀行を発足させ、現在に至っているとのことです。

公開買付者は、長引く超低金利環境、人口構成の変化や成熟社会の進展、テクノロジーの進化に伴う金融ビジネスの変化、産業の垣根を越えた新たな競争時代の到来など、金融機関を取り巻く事業環境変化に対して適合するとともに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」をいち早く構築することで、関西経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを目的として、2017年11月14日に対象者を設立し、2018年4月1日に株式会社関西アーバン銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社みなと銀行を完全子会社として統合いたしました（同日付で、対象者は公開買付者を親会社とする中間持株会社として、その普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しております。)

その際、公開買付者は対象者を連結子会社としながらも、対象者に対して信託・不動産機能、顧客基盤、オムニチャネル戦略といった公開買付者グループの強みの提供を行いつつ、グループとしてのメリットを最大限活かした業務の効率化と生産性向上を達成するとともに、地元である関西圏の株主の皆様との緊密な関係を築き、また地銀再編のプラットフォームとしての将来的な発展も視野に、引き続き上場を維持する方針としておりました。

しかし、マイナス金利の長期化、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による急速な世界経済の悪化及び内外経済の先行き不透明感の強まりなど、銀行業界を取り巻く環境の変化は、対象者の連結子会社化時点での想定を遥かに上回る早さで厳しさを増しております。公開買付者及び対象者の直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されます。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大してきておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されます。特に、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、実体経済にも甚大かつ長期的な影響を及ぼすことが想定され、お客さまの生活様式や社員の働き方が大きく変わることにより、オンライン取引の増加やテレワークの拡大等、事業の在り方自体に根本的な変化をもたらし得るものと考えております。

かかる状況において、2020年4月下旬、公開買付者と対象者がともに上場会社として独立した事業運営を行っている現状の資本関係の下では、対象者の親会社たる公開買付者と上場子会社としての対象者の一般株主との間に構造的な利益相反リスクが内在していること、対象者に上場子会社としての独立性を担保する必要があること等を主因として、それぞれの経営資源を相互活用・再配分しようとする際、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーを最大限発揮するために必要な経営資源の相互活用・再配分を迅速に行うことが困難な状況にあるとの認識に至りました。上記のとおり、今後の銀行業界を取り巻く競争環境もより一層激化すると想定され得るところ、2020年8月上旬、公開買付者としては、これらを総合的に勘案し、早期に対象者を非公開化・完全子会社化することにより利益相反等の問題を解消し、公開買付者グループの経営資源を集約することで公開買付者と対象者との一体性をより一層強化することが、かかる事業環境の下で両社の企業価値を向上させていくために必要不可欠であると考えに至りました。そして、以下に記載した施策をはじめとした、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策を推進し、グループ全体で一体感を持って激動の事業環境に機動的かつ迅速に対応していくことが、対象者の持続的かつ更なる成長を実現する最良の手段であると考えに至りました。また、2020年8月上旬、公開買付者グループがマザーマーケットとする関西圏では2025年の大阪・

関西万博の開催等、更なる経済活動の活発化が予想されるなか、公開買付者による対象者の完全子会社化が、公開買付者グループによる関西圏へのより一層のコミットメント強化と、更なる地域経済の成長に繋がるものとの認識に至りました。

<公開買付者による対象者の完全子会社化による主要なグループシナジー>

- 業務基盤の再構築
 - 対象者が上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用の際には、公開買付者グループと対象者の一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループとの各種施策を迅速に導入し難く、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれていない可能性が否定できない状況にあります。
 - 公開買付者による対象者の完全子会社化後は、このような状況が解消され、公開買付者グループ全体として経営資源の最適な再配分が可能となります。具体的には、公開買付者グループ全体として効率的な事務手続の集約体制の再構築及び適材適所への人的資源の再配置などの取り組みによる業務基盤の再構築によって、更なるコスト削減・営業力の強化が、期待できるものと考えております。
- 関西チャネルネットワークの最適化
 - 公開買付者グループと対象者グループとの間の構造的な利益相反リスクが解消されることから、公開買付者グループ内での共同店舗等の施策を活用した関西エリアにおけるチャネルネットワークの最適化によるコスト削減・営業力の強化、サービス統一による利用可能チャネルの拡大によるお客様の利便性の向上、また、更なる店頭事務改革の推進による店舗コストの追加削減が実現可能となるものと考えております。
- 本部機能スリム化の加速
 - 親子上場関係の下では、親会社である公開買付者から独立して対象者が運営を継続できる体制を確保する必要がありますが、公開買付者による対象者の完全子会社化後は、公開買付者グループ本社と対象者グループ本社を中心にグループ一体運営を行い、重複する機能の効率化等による一層の本部機能スリム化により、コスト削減が実現可能となります。
 - また、本部機能スリム化によって捻出された人財についても、公開買付者による対象者の完全子会社化後は制約のない経営資源の再配分が可能になることから、対象者グループ内での再配置を行い、お客さま接点を拡大することが可能となるものと考えております。

公開買付者は、かかる認識の下、2020年8月上旬、公開買付者、対象者及び公開買付者との間で本応募を行う旨合意している対象者の株主（以下「応募合意株主」といいます。）である SMBC から独立した財務アドバイザーとして BofA 証券株式会社（以下「BofA 証券」といいます。）を、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引に関する検討を開始するとともに、2020年8月下旬に、対象者に対して、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を行いました。

対象者においては、2020年8月下旬に公開買付者から対象者を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を受領したことを受け、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任し、更に利益相反回避のため、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。以下同様とします。）を設置し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引に係る検討・協議・交渉を行う体制を構築したとのことです。

ロ 本取引のスキーム決定の経緯

公開買付者は、上記「イ 本取引の検討開始に至る経緯」記載のとおり、2020年8月下旬に、対象者に対して、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を行って以降、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引のスキームについて検討しました。

具体的には、（1）公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換により、公開買付者株式を対価として対象者を公開買付者の完全子会社とするスキーム、（2）対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施することにより、金銭を対価として対象者を公開買付者の完全子会社とするスキーム及び（3）対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として対象者株式の一部を取得した後、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交

換により、公開買付者株式を対価として対象者を公開買付者の完全子会社とするスキームについて、BofA 証券から財務的見地からの助言を、西村あさひ法律事務所から法的見地からの助言を受けながら、比較検討しました。

その結果、公開買付者は、2020年10月上旬に、下記（あ）及び（い）記載の理由から、上記（3）のスキームを採用することが望ましいものと考えてに至りました。

- （あ）
- （i）公開買付者株式を対価として対象者を完全子会社化する場合、対象者の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び対象者の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくことができること並びに
 - （ii）対象者グループ各社の一部の取引先は対象者株式を所有しており、公開買付者は、対象者株式の所有を通じた資本関係が、対象者グループ各社と当該取引先との関係性の構築・維持に寄与していると認識しているため、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施するといった金銭のみを対価として対象者を公開買付者の完全子会社とするスキームを選択し、当該取引先と対象者グループ各社との間の資本関係を完全に失わせるのではなく、対象者の非公開化後は公開買付者株式を所有していただくことが、対象者グループ各社と当該取引先との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展させることに繋がり、ひいては対象者の企業価値を向上させることになると公開買付者は考えていることから、対象者の株主が公開買付者株式を対価として受領することを選択可能なスキーム（上記（1）又は（3）のスキーム）の選択が望ましいものと考えてに至りました。
- （い） 公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換を実施した場合、公開買付者以外の対象者の株主に対して、公開買付者株式が割当交付されることとなります。当該株式交換によって、公開買付者の親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、当該株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、公開買付者が当該株式交換に伴って割当交付することとなる公開買付者株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなります。例えば、本株式交換比率を前提とし、買付予定数の下限に相当する数の対象者株式の応募が

あった場合、公開買付者が本株式交換に伴って割当交付する公開買付者株式は216,378,430株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付する公開買付者株式258,105,688株と比較して、割当交付株式数を41,727,258株抑制することができるため、株式交換に先立って、金銭を対価として対象者株式の一部を取得すること（上記（3）のスキーム）が望ましいものと考えに至りました。

ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯

公開買付者は、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」記載の検討の後、2020年10月上旬に、SMBCに対して、（i）公開買付けの価格を対象者株式1株当たり402円として公開買付けを実施し、SMBCが29,385,393株以上の対象者株式を応募すること、（ii）SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを正式に提案しました。当該提案は、SMBCから市場株価と同等の水準で一定数の対象者株式を取得する一方で、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権を確保することを前提としたものであり、当該価格（対象者株式1株当たり402円）は、当該時点における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値（402円）を考慮して決定したものです。これに対して、公開買付者は、2020年10月13日、SMBCから、相応のプレミアムが必要と考えている旨の回答及び公開買付けの価格を対象者株式1株当たり700円とするものの検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月20日、SMBCに対して、公開買付けの価格を対象者株式1株当たり450円とすることを提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020年10月22日、SMBCから、対象者株式1株当たり450円という公開買付けの価格は不十分であるとして再検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年10月29日、SMBCに対して、公開買付けの価格を対象者株式1株当たり475円とすることを提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020年10月30日、SMBCから、本取引を実施する意義については十分に理解しているものの、対象者株式1株当たり475円という公開買付けの価格は未だ不十分な水準であるとして再検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年11月3日、SMBCに対して、公開買付けの価格を対象者株式1株当たり500円とすることを最終的に提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020年11月6日、SMBCから、（i）公開買付けの価格を対象者株式1株当たり500円として

公開買付けを実施した場合、SMBC は本応募を行うこと、(ii) SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを了承する旨の回答を受けました。

以上の協議・交渉の結果、公開買付者は、本日、SMBC 及び SMFG との間で本応募契約を締結し、(i) 本公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 500 円とし、SMBC は本応募を行うこと、(ii) SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを最終的に合意しました。そこで、公開買付者は、本公開買付価格を 500 円とすることを決定しました。

なお、公開買付者は、本特別委員会に対して、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関する公開買付者と SMBC の間の協議・交渉の状況について報告しております。公開買付者は、2020 年 10 月 16 日に、本特別委員会から、本公開買付けにおける公開買付けの価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決定するに当たっての重要な考慮要素であることから、本株式交換における株式交換比率を、対象者の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように株式交換比率とするよう要請を受けておりますが、本特別委員会及び対象者との間で、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関する交渉は行っておりません。

ニ 本株式交換の条件の決定の経緯

公開買付者は、上記「イ 本取引の検討開始に至る経緯」記載のとおり、2020 年 8 月下旬に対象者に対して、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を行いました。

その後、公開買付者は、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」記載の検討の後、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行、ひいては公開買付者及び対象者の企業価値の向上に伴う更なる利益を対象者の一般株主に享受いただくべく、2020 年 10 月 5 日に、対象者に対して、(1) 公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換により、対象者を公開買付者の完全子会社とすること、(2) 公開買付者の 1 株当たり利益 (EPS) 希薄化抑制の観点から、当該株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として公開買付けを実施すること、(3) 当該株式交換における株式交換比率を、対象者株式 1 株に対して公開買付者株式 1.20 株とすること、(4) 公開買付けの

価格は SMBC と協議の上決定することを正式に提案しました。なお、本取引のスキームの決定の経緯の詳細については、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」をご参照ください。

これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月9日、本取引の趣旨・目的自体には深く共感するものの、対象者株式1株に対して公開買付者株式1.20株という株式交換比率は、本特別委員会が野村証券及びフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）から受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは判断できないとして、再検討するよう要請を受けました。

かかる要請を受け、公開買付者は、株式交換比率を再検討し、2020年10月13日、本特別委員会に対し、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.25株とすることを提案しました。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月15日、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.50株とするよう提案を受けました。

かかる提案を受け、公開買付者は、2020年10月20日、本特別委員会に対し、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.31株とすることを提案しました。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月28日、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.48株とするよう提案を受けました。

かかる提案を受け、公開買付者は、2020年10月29日、本特別委員会に対し、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.36株とすることを提案しました。これに対して、公開買付者は、本特別委員会から、2020年10月30日、対象者株式1株に対して公開買付者株式1.36株という株式交換比率は、本特別委員会が野村証券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは未だ判断できないとして、再検討するよう要請を受けました。

かかる要請を受け、公開買付者は、株式交換比率を再検討し、2020年11月3日、本特別委員会に対し、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることを提案しました。これに対し、公開買付者は、本特別委員会から、2020年11月6日、本株式交換において対象者の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるよう、公開買付者と SMBC との間で公開買付価格の合意に至ったことを本特別委員会

が確認することを前提として、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることで受諾の方針である旨の回答を受けました。

そして、公開買付者及び本特別委員会は、2020年11月9日、公開買付者株式の同日の終値(352.7円)を踏まえ、対象者の株主の皆様が交付を受ける対価(公開買付者株式)の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように(注)、本株式交換における株式交換比率を引き上げ、本株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.42株とすることで合意に至りました。

(注) 本株式交換における対象者株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当)の価値は、公開買付者株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値(352.685円)に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格(500円)よりも0.8127円高い額となります。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元(100株)未満の対象者株式を所有する対象者の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。 (1) 本株式交換の効力発生の直前の時点において対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数に本株式交換比率を乗じて算出される数の小数部分が端数であり、端数が生じる場合であっても、本株式交換の対価として公開買付者株式を受領する場合と同等のプレミアムを享受いただけること、及び(2) 1単元(100株)未満の対象者株式を所有する対象者の株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、対象者に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求し、若しくは会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、対象者に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の対象者株式を売り渡すことを請求することが可能であり、端数を生じさせないために必要な措置を行うことができることから、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる対象者の株主の皆様と、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じない対象者の株主の皆様が本株式交換に伴い受領する対価は同等であるため、公開買付者は、上記の協議・交渉とは別に、本特別委員会及び対象者との間で、端数の取扱いについての協議・交渉は行っておりません。

ホ 本取引の実施の決定

公開買付者は、上記「イ 本取引の検討開始に至る経緯」記載の検討を踏まえ、2020年9月中旬から2020年10月上旬に対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、BofA証券から財務的見地からの助言を、西村あさひ法律事務所か

ら法的地見地からの助言をそれぞれ受けて慎重に検討を行い、2020年11月上旬、対象者を完全子会社化することで、公開買付者グループの経営資源を集約し、公開買付者と対象者との一体性をより一層強化することによって一層のグループシナジーが発揮される等、親子上場関係を維持する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、また、上記「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」、「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」及び「ニ 本株式交換の条件の決定の経緯」記載の検討及び協議・交渉の結果、SMBC及び対象者と、それぞれ本公開買付価格及び本株式交換比率の合意に至れたことから、本日開催の公開買付者の取締役会において、対象者の完全子会社化を目的とした本取引を実施することを決議し、また、本取引の第一段階として、本公開買付けを実施することを決議するに至りました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者が本取引に賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、2018年4月に公開買付者グループの一員となって以降、公開買付者が有する様々な金融商品・サービスの導入、信託・不動産機能の活用、事務システム統合による業務効率化等、公開買付者との間で様々な業務上の連携を行ってきたとのことです。また、2020年5月に策定した2021年3月期から2023年3月期を計画期間とする「第2次中期経営計画 Change Gears for “Kansai”」に基づき、戦略ビジネスとして資産形成・事業発展・承継サポートに注力するとともにチャネル改革、業務改革・デジタル化及び人財改革を通じての生産性の向上の実現に取り組んできたとのことです。それと同時に、これまで対象者は、上場会社として、一般株主の皆様の利益を尊重し、対象者としての独立性の確保に努めてきたとのことです。このため、対象者が上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用に際しては、公開買付者グループと対象者の一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、公開買付者グループとの各種施策を迅速に導入し難く、公開買付者グループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれていない可能性が否定できないと認識していたとのことです。

マイナス金利の長期化、銀行間の提携や統合、他業態による金融ビジネスへの参入などに加え、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、実体経済に甚大かつ長期的な影響を及ぼす可能性も出てきており、事業環境はますます厳しさを増しているとのことです。とりわけ、公開買付者及び対象者の直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されるとのことです。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大してきておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、

高額送金（100 万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されるとのことです。対象者は、当該事業環境への対応力を高めるためには、（i）さらなる業務効率化や経費コントロールによる筋肉質な経営態勢の構築、（ii）金利以外での金融サービスの対価をいただく力（役務収益力）の向上、（iii）地域経済を支える為の資本基盤の維持・充実といった対象者の重要な経営課題の解決に取り組み、かつ、実行スピードを加速させていく必要があるとの考えに至ったとのことです。

こうした状況下、対象者は、公開買付者から 2020 年 8 月下旬に対象者を公開買付者の完全子会社とする取引についての初期的な提案を受領したことを受け、2020 年 8 月下旬に、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザーとして野村證券を、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任し、更に利益相反回避のため、本特別委員会を設置し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引に係る検討・協議・交渉を行う体制を構築したとのことです。

対象者は、2020 年 10 月 5 日、公開買付者より、本株式交換における株式交換比率を、対象者株式 1 株に対して、公開買付者株式 1.20 株とする正式提案を受領して以降、野村證券から対象者の株式価値算定結果に関する報告及び本株式交換における株式交換比率算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行い、また、本株式交換に係る条件について、公開買付者との間で継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。

なお、公開買付者との間の協議及び交渉に当たっては、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」の「（i）設置等の経緯」に記載のとおり、本特別委員会が本取引の取引条件等について公開買付者と交渉を行うことの権限を付与されていることから、本特別委員会が、公開買付者との間で直接交渉する等、本取引に係る取引条件についての交渉に実質的に関与してきたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、2020 年 10 月 9 日、公開買付者に対し、対象者株式 1 株に対して公開買付者株式 1.20 株という株式交換比率は、野村證券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは判断できないとして、再検討するよう要

請したとのことです。その後、本特別委員会は、2020年10月13日、公開買付者より、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.25株とする提案を受け、これに対して、本特別委員会は、2020年10月15日、公開買付者に対し、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.50株とするとの提案をしたとのことです。

その後、本特別委員会は、2020年10月20日、公開買付者より、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.31株とする提案を受け、これに対して、本特別委員会は、2020年10月28日、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.48株とするとの提案をしたとのことです。

その後、本特別委員会は、公開買付者より、2020年10月29日、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.36株とする提案を受け、これに対して、本特別委員会は、2020年10月30日、対象者株式1株に対して公開買付者株式1.36株という株式交換比率は野村証券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、公開買付者との交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは未だ判断できないとして、再検討するよう要請したとのことです。

その後、本特別委員会は、公開買付者より、2020年11月3日、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.41株とする提案を受け、これに対して、本特別委員会は、2020年11月6日、本株式交換において対象者の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるよう、公開買付者とSMBCとの間で公開買付価格の合意に至ったことを本特別委員会が確認することを前提として、株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.41株とすることで受諾の方針である旨回答したとのことです。

そして、公開買付者及び本特別委員会は、2020年11月9日、公開買付者株式の同日の終値（352.7円）を踏まえ、対象者の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるように（注）本株式交換における株式交換比率を引き上げ、本株式交換比率を対象者株式1株に対して公開買付者株式1.42株とすることで合意に至ったとのことです。

（注） 本株式交換における対象者株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当）の価値は、公開買付者株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（352.685円）に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格（500円）よりも0.8127円高い額となります。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1 単元（100 株）未満の対象者株式を所有する対象者の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に 1 株に満たない端数が生じる可能性があります、（1）本株式交換の効力発生の直前の時点において対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数に本株式交換比率を乗じて算出される数の小数部分が端数であり、端数が生じる場合であっても、本株式交換の対価として公開買付者株式を受領する場合と同等のプレミアムを享受いただけること、及び（2）1 単元（100 株）未満の対象者株式を所有する対象者の株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、対象者に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求し、若しくは会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、対象者に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の対象者株式を売り渡すことを請求することが可能であり、端数を生じさせないために必要な措置を行うことができることから、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に 1 株に満たない端数が生じる対象者の株主の皆様と、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に 1 株に満たない端数が生じない対象者の株主の皆様が本株式交換に伴い受領する対価は同等であるため、対象者は、上記の協議・交渉とは別に端数の取扱いについての検討、公開買付者との間の協議・交渉は行っていないとのことです。

また、本公開買付価格については、（i）上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「④ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けが、公開買付者が SMBC から本応募株式の数に相当する対象者株式を取得することを主たる目的として、本取引の第一段階として実施されるものであり、本公開買付けの条件については公開買付者と SMBC の間で交渉がなされていたこと、（ii）本公開買付価格は、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められず、客観的にも一般株主からの取得を積極的に企図したものと認められないこと、及び（iii）本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、対象者の実施した対象者の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き対象者株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっただけで、対象者の一般株主の皆様は今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることから、対象者は公開買付者との間で本公開買付けにおける公開買付価格の交渉を行っていないとのことです。もっとも、本公開買付けにおける公開買付価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決

定するに当たっての重要な考慮要素であることから、対象者は、公開買付者より、SMBC との間の交渉状況について適宜情報提供を受け、公開買付者に対しては、本株式交換における株式交換比率を、対象者の株主の皆様が交付を受ける対価（公開買付者株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるような株式交換比率とするよう要請してきたとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言及び北浜法律事務所が 2020 年 9 月上旬から同年 10 月上旬まで公開買付者に対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに 2020 年 11 月 9 日付で提出を受けた対象者の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）及び株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（野村證券）」といいます。）の内容、PwC アドバイザリー合同会社及び PwC 税理士法人（以下、総称して「PwC」といいます。）が 2020 年 9 月上旬から同年 10 月上旬まで公開買付者に対して実施した財務・税務デュー・ディリジェンスの結果、並びに本特別委員会を通じて 2020 年 11 月 9 日付で提出を受けたフロンティア・マネジメントの対象者の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（フロンティア）」といいます。）、株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（フロンティア）」といいます。）及び本株式交換比率の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、対象者が本特別委員会より 2020 年 11 月 9 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、その概要については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における独立した特別委員会の設置」の「(iii) 判断の内容」をご参照ください。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か及び本取引に係る取引条件（但し、本公開買付価格の妥当性は含みません。）が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。なお、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」の「(i) 設置等の経緯」に記載のとおり、対象者取締役会は、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすることをあらかじめ決議していたとのことです。

その結果、以下のとおり、対象者としても、本日、公開買付者の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。対象者は、本取引後においては、公開買付者の完全子会社になることで、公開買付者グループと対象者の一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加

え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、対象者を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えているとのことです。

対象者は、具体的なシナジーとしては以下のものを検討・実施していきたいと考えているとのことです。

- コストシナジーのさらなる発揮
 - チャンネルネットワークの最適化：大阪を中心とした、公開買付者グループと対象者グループ間での共同店舗（バンクインバンクモデル）等の施策を活用した対象者のチャンネルネットワークのさらなる最適化。
 - 本部機能のスリム化：公開買付者グループとの統合的な運営が可能かつ高い効率化効果が見込まれる本部機能について統合しスリム化
 - 業務基盤の再構築：対象者を含む公開買付者グループ全体での効率的な事務集中体制の再構築、人的資源の再配置
- 公開買付者グループと一体性を強化することによる顧客利便性・サービスの向上
 - グループのソリューション機能の一体的展開：公開買付者グループの信託・不動産機能、国際業務、関連会社機能の一体的展開による顧客へのビジネスサポート機能の強化
 - グループの顧客基盤・情報を活用したビジネス機会の拡充：顧客情報の共同利用高度化によるビジネスマッチング、M&A情報等のより充実した情報提供、提案の実施
 - 高機能商品・サービス導入のスピードアップ：対象者単独では開発が困難な公開買付者のシステムインフラを活用したキャッシュレス決済サービスや非対面サービス等の高機能商品・サービスについて、公開買付者との経営資源の相互活用により共同開発するとともに、当該商品・サービスの導入を公開買付者と同等のスピードで展開
 - 事務品質、サービスレベルの更なる向上：人材育成について、対象者単独ではなく公開買付者グループとより一層共同で取り組むことで、より高度な事務品質やサービスレベルを実現し、競合する他社との差別化を展開
- より規模の大きい公開買付者グループの完全傘下に入ることによる資本基盤の補完体制の整備

また、対象者は、本日、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり500円は対象者の一般株主の皆様へ投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達してはいるとまでは認められないと判断したとのことです。

- 本公開買付価格は、本株式価値算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、配当割引モデル法

(以下「DDM 法」といいます。)による算定結果のレンジの下限を下回る価格であること。また、本公開買付価格は、本株式価値算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM 法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であること。これらことからすると、本公開買付価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないと考えられること。

- 本公開買付価格である 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の終値 405 円に対して 23.46%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.65%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当すること。このことからすると、本公開買付価格は、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む一般株主にとって不合理とまではいえないと考えられること。
- 本公開買付価格は公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと。

また、対象者は、本日、以下の点等から、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、対象者の株主の皆様は公開買付者の株主となつていただくことで、今後の公開買付者の成長を享受いただけると判断したとのことです。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(野村証券)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨の意見(フェアネス・オピニオン)を取得していること。
- 上記のとおり、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、対象者の企業価値の向上に資すると考えられること。

以上より、対象者は、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は対象者の企業価値向上に資するものと認められることから、本公開買付けに賛同することが妥当であると判断したとのことです。もっとも、上記のとおり、本公開買付け価格は、現時点での現金化を望む対象者の株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められず、他方、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえることから、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると判断したとのことです。更に、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断したとのことです。

そして、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役会における決議の方法については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む）全員の承認」をご参照ください。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は対象者を完全子会社化した後、対象者を含む公開買付者グループ内の連携を加速させるとともに、より一層の意思決定の迅速化、経営の効率化を進め、対象者を含む公開買付者グループの成長の蓋然性を高めてまいります。

また、本株式交換の実施に係る予定を除き、本日現在において対象者に関する組織再編の予定はなく、役員構成（本日現在、対象者の取締役4名（監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。）及び監査等委員である取締役1名は、過去に公開買付者及び／又は対象者グループ以外の公開買付者グループの役員であった者です。）等について、本日現在において変更の予定はなく、対象者グループ内の、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行のそれぞれが基盤とする関西地域と向き合い、密接な関係を継続することにより、地域社会・経済からの支持を獲得していくこと、また関西圏における地銀再編のプラットフォーム

としての将来性を引き続き模索していくことを目的として、引き続き中間持株会社である対象者を中心とする現行の体制を維持することで、公開買付者と対象者にて合意しており、今後の具体的な運用については両社で協議の上、経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が本日現在 190,721,180 株（所有割合：51.15%）の対象者株式を所有する対象者の親会社かつ支配株主であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を実施しております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した特別委員会の設置

(i) 設置等の経緯

対象者は、2020年8月下旬に公開買付者から対象者を公開買付者の完全子会社とする取引に係る初期的な提案を受け、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、対象者取締役会において対象者を公開買付者の完全子会社とする取引を行う旨の決定をすることが対象者の一般株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年9月1日、いずれも、公開買付者との間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、対象者の社外取締役である安田隆二氏（東京女子大学理事長等）、大橋忠晴氏（元川崎重工株式会社相談役）及び西川哲也氏（株式会社ディーファ代表取締役）の3名によって構成される本特別委員会を設置し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（1）対象者を公開買付者の完全子会社とする取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、（2）①対象者を公開買付者の完全子会社とする取引の条件の妥当性及び②対象者を公開買付者の完全子会社とする取引の手續の公正性の検討を踏まえて、当該取引が対象者の一般株主にとって不利益でないか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

なお、本特別委員会は、上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「① 本公開

買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」に記載のとおり、公開買付者が、本特別委員会が設置された後である2020年10月上旬に、本取引のスキームを、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として対象者株式の一部を取得した後、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換により、公開買付者株式を対価として対象者を公開買付者の完全子会社とするスキームとすることを決定したことを受け、対象者が選任した法務アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、対象者と協議の上、本諮問事項の(2)に対する答申を行うに当たり、(i) 本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているか、(ii) 対象者取締役会は、本公開買付けに対しいかなる意見を表明するべきか、(iii) 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、対象者の一般株主にとって不利益なものではないといえるか、(iv) 本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の公正性は確保されているか、(v) (i) ないし(iv)の検討を踏まえて、当該取引は対象者の一般株主にとって不利益でないといえるかを検討することとしたとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が取引条件が妥当でないとは判断した場合には、本取引に賛同しないこととすること、並びに本特別委員会に、(a) 取引条件等について公開買付者と交渉を行うこと、(b) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること(この場合の費用は対象者が負担します。)、又は対象者の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。)すること、並びに(c) 対象者の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与すること等を決議しているとのことです。

更に、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされているとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2020年9月1日から2020年11月9日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、まず、対象者が選

任した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村証券及び法務アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しているとのことです。また、本特別委員会は、2020年10月上旬に、対象者、公開買付者及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任しているとのことです。なお、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。その上で、対象者からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる対象者の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、公開買付者に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、公開買付者から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、対象者の法務アドバイザーである北浜法律事務所から本取引に係る対象者取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、公開買付者に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。更に、対象者は、PwC（なお、PwCについては、対象者にて予め公開買付者、対象者及び応募合意株主であるSMBCとの間に重要な利害関係を有しないことを確認しているとのことです。）に対して公開買付者に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、PwCより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、野村証券及びフロンティア・マネジメントから株式価値及び株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行ったとのことです。なお、本特別委員会は、野村証券及びフロンティア・マネジメントによる株式価値及び株式交換比率の算定の基礎となる対象者の事業計画につき、対象者より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、対象者が作成した事業計画案を承認しているとのことです。また、本特別委員会は、野村証券、フロンティア・マネジメント及び北浜法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら公開買付者との直接交渉を実施したり、公開買付者に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、公開買付者との交渉に実質的に関与したとのことです。

(iii) 判断の内容

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討

を重ねた結果、本取引に係る決定は、対象者の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年11月9日付で、対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

(a) 答申内容

- i. 本取引は対象者の企業価値向上に資するものである。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iii. 対象者取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当と考えられる。
- iv. 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- vi. iiないしvの検討を踏まえて、本取引は対象者の一般株主にとって不利益でないといえる。

(b) 答申理由

- i. 以下の点より、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと考えられる。
 - 上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ 本取引の検討開始に至る経緯」及び「ホ 本取引の実施の決定」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、対象者グループ各社と関西地域における対象者グループの取引先との長期にわたる関係性を維持・発展させることを前提としながら、本取引後における公開買付者グループ全体での

業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた両社の更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものとする。

- 対象者が本取引の実行により上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針(上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ホ 本取引の実施の決定」に記載のシナジーが実現可能であると考え、不合理な点は認められない。
- 対象者と公開買付者は、昨今の金融機関を取り巻く事業環境や競争環境の変化、及び本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有しており、かかる取組みを実行するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ連携のあり方について、公開買付者と対象者の間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、対象者を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができるのと対象者の判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。

ii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。

- 対象者において独立した本特別委員会が設置されており、有効に機能したものと認められる。
- 本特別委員会及び対象者は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
- 本特別委員会及び対象者は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得をしているものと認められる。
- 対象者においては、利害関係を有する取締役等を本取引の検

討・交渉過程から除外し、公開買付者から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたと認められる。

- 本取引は支配株主による完全子会社化の事案であるところ、積極的にマーケット・チェックを実施すべき例外的事情は認められないこと。
- 他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、本取引における手続の公正性を損なうものではないこと。
- プレスリリースを通じて、一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図られていること。
- 対象者の一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断する機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されていること。

iii. 以下の点より、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることが妥当と考えられる。

- 本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）におけるDDM法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
- 本株式価値算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される。本公開買付価格は、本株式価値算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
- 本株式価値算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される。本公開買付価格は、本株式価値算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。

- 本公開買付価格である 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の終値 405 円に対して 23.46%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.65%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当する。
- 本公開買付価格は、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む一般株主にとって不合理とまではいえないが、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、本公開買付価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。
- 本公開買付価格は公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎない。
- 上記 i のとおり、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は対象者の企業価値向上に資するものと認められることから、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同することが妥当であると考えられる。もっとも、上記のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む対象者の株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。他方、下記 v のとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえる。これらのことからすれば、対象者取締役会としては、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予

約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると考えられる。

- iv. 以下の点より、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- 上記 i のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められることから、対象者取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明する旨を決定することは、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
 - 上記 ii のとおり、本取引においては、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されている。
 - 上記 iii のとおり、本公開買付け価格は、一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないが、現時点で本公開買付け価格での現金化を望む対象者の一般株主に対して投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえない。
 - 下記 v のとおり、本公開買付けが成立した後に予定されている本株式交換における取引条件の公正性は確保されている。
 - 対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨するのではなく、その根拠も開示した上で本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の判断に委ねる旨を決定することは、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 以下の点より、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- 本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）におけるDDM法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式交換比率算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判

断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。

- 本株式交換比率算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。

- vi. 上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、上記 iv のとおり、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられ、上記 v のとおり、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられることからすれば、本取引は対象者の一般株主にとって不利益でないといえる。

② 対象者における独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得

対象者は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するため、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定及び本株式交換における株式交換比率の算定を依頼し、2020 年 11 月 9 日付で、野村證券より本株式価値算定書（野村證券）及び本株式交換比率算定書（野村證券）を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付け価格及び本株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

野村證券は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。

なお、野村證券による株式交換比率に係る算定の概要については、公開買付者

及び対象者が本日付で別途公表しております「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価平均法を、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される DDM 法を、それぞれ採用して算定を行ったとのことです。

各手法における算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：398 円から 434 円

類似会社比較法：251 円から 560 円

DDM 法：875 円から 1,288 円

市場株価平均法においては、2020 年 11 月 9 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均株価を採用したとのことです。

類似会社比較法においては、対象者の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社京都銀行、株式会社紀陽銀行及び株式会社池田泉州ホールディングスを選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行ったとのことです。

DDM 法においては、対象者が作成した 2021 年 3 月期の見込み、2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価したとのことです。割引率は 6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法およびマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exit マルチプルは 9.5 倍～10.5 倍をそれぞれ採用したとのことです。

野村證券が DDM 法による算定に用いた対象者の財務予測には、対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでいるとのことです。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでいるとのことです。

なお、野村證券が DDM 法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりとのことです。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

(単位：億円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
銀行事業 業務粗利益	1,338	1,380	1,408	1,428	1,456	1,443
連結 当期純利益	71	150	200	226	289	300
株主に帰 属する利益	-	589	113	175	229	242

(注) 野村證券の株式価値算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しているとのことです。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っていないとのことです。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況

が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における手続の公正性及び適法性についての専門的助言を得るため、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本取引に関する対象者取締役会の意思決定方法、過程及びその他の意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 特別委員会における独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの株式価値算定書、株式交換比率算定書、及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本諮問事項について検討するに当たり、本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、公開買付者、対象者及び応募合意株主である SMBC から独立した独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに対し、対象者株式の株式価値の算定及び本株式交換における株式交換比率の算定、並びに本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2020年11月9日付で、フロンティア・マネジメントより本株式価値算定書（フロンティア）、本株式交換比率算定書（フロンティア）及び本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。なお、対象者は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

フロンティア・マネジメントは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、フロンティア・マネジメントによる株式交換比率に係る算定の概要及びフェアネス・オピニオンの概要については、公開買付者及び対象者が本日付で別途公表しております「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」をご参照ください。

フロンティア・マネジメントは、対象者の株式価値について、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の自己資本比率

を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する資本並びに利益（以下「修正配当」といいます。）を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されている DDM 法を、それぞれ採用して算定を行ったとのこと。各種法における算定結果は以下のとおりとのことです。

	採用手法	1株当たり株式価値の算定レンジ
1	市場株価平均法	399円～434円
2	類似会社比較法	238円～483円
3	DDM法	790円～1,141円

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2020年11月4日から算定基準日までの1週間の終値単純平均値、2020年10月12日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、2020年8月11日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、2020年5月11日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値に基づき算定したとのこと。

類似会社比較法においては、関西を地盤にする地方銀行という特性を踏まえ、株式会社京都銀行、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社池田泉州ホールディングス、株式会社紀陽銀行を類似する事業を手掛ける上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定したとのこと。

DDM法においては、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定したとのこと。割引率は6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法（PER）を採用しており、永久成長率は-0.10%～0.10%、マルチプル法におけるPERは11.0倍～12.0倍として算定したとのこと。

フロンティア・マネジメントがDDM法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。以下の財務予測には対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれているとのこと。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでいるとのこと。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでいるとのこと。なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を

確認しているとのことです。

(単位：億円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
銀行事業業務粗利益	1,338	1,380	1,408	1,428	1,456	1,443
連結当期純利益	71	150	200	226	289	300
修正配当	-	133	64	181	221	226

(注) フロンティア・マネジメントは対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。フロンティア・マネジメントの算定は、2020年11月9日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む）全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、（1）公開買付者の完全子会社になることで、公開買付者グループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、対象者を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値向上に資することができると思われることから、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。また、（2）本公開買付価格については、（i）公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、（ii）本公開買付価格である 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値である 405 円を 23.46%（小数点以下第三位を四捨五入。）上回ることに照

らせば、対象者の一般株主の皆様は投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、対象者の実施した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率（対象者株式1株当たり公開買付者株式1.42株）は、対象者の実施した対象者の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き対象者株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、対象者の一般株主の皆様は今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様は判断に委ねるのが妥当と判断したとのことです。更に、(3) 本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様は判断に委ねるのが妥当と判断したとのことです。そして、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、本取引に関する議案を決議した本日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏及び奥田務氏は、過去に公開買付者及び/又は対象者グループ以外の公開買付者グループの取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去に公開買付者及び対象者グループ以外の公開買付者グループの職員であったことに鑑み、利益相反を回避する観点から、(i) 菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏及び桶谷重雄氏を除く他の4名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数を確保する観点から、2014年までに公開買付者の社外取締役を務めていたのみであり、上記5名の中で最も利害関係が小さいと考えられる奥田務氏を加えた5名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

なお、利益相反を回避する観点から、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏及び桶谷重雄氏は、対象者の立場で本取引に係る協議及び交渉に参加しておらず、また、対象者の立場で本取引に係る検討に参加していないとのことです。

⑥ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断

を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2020年8月下旬に、公開買付者から対象者を公開買付者の完全子会社とする取引に係る初期的な提案を受けた後速やかに、対象者の企画部門、財務部門の、公開買付者グループ各社と直接の関係を有しない役職員を中心とした11名から成る検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、本特別委員会とともに、対象者と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び対象者株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程に専属的に関与してきたとのことです。また、対象者は、対象者と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び対象者株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に対象者以外の公開買付者グループ各社の役職員を兼任する対象者の役職員のみならず、直近まで対象者以外の公開買付者グループ各社の役職員であった対象者の役職員も関与させていないとのことです。

対象者に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

⑦ 取引保護条項の不存在その他本取引以外の買収提案の機会を確保するための措置

公開買付者及び対象者は、本株式交換契約における合意を含め、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本取引の公正性の担保に配慮しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を20営業日に設定しておりますが、上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていることから、公開買付期間を20営業日と設定しても、対抗的な買付け等の機会を確保することで本公開買付けの適正性を担保するための措置の実効性が失われるものではないと考えております。

なお、公開買付者は、SMBCとの協議・交渉によって合意した価格を本公開買付価格としているため、本公開買付価格の決定にあたって、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間を20営業日に設定しておりますが、（i）本公開買付けは、SMBCが本応募契約に基づき本応募を行い、公開買付者が少なくとも本応募株式に相当する対象者株式を取得することを前提に、本取引の第一段階として実施するものであること、（ii）本公開買付けの決済日や本臨時株主総会における決議を

早期に迎えることにより、本公開買付価格による現金化を希望される対象者の株主の皆様は早期に現金化の機会を提供することができ、また本取引全体の法的安定性にも資すること、(iii) 対象者において上記①乃至⑦の措置を講じていることを総合的に考慮すると、本取引の公正性は担保されているものと考えております。

更に、公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者の1株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであるため、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を本公開買付けにおける買付予定数の下限とはしておりませんが、対象者において上記①乃至⑦の措置を講じていることを総合的に考慮すると、本取引の公正性は担保されているものと考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、対象者に対して、本臨時株主総会を開催（本日現在において、2021年2月19日を予定しております。）することを、本公開買付けの成立後速やかに要請する予定です。

なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本応募契約においては、(i) SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任すること、(ii) SMBCが、本効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、対象者の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わないことが定められております。

①公開買付者が本日現在所有している対象者株式（190,721,180株。所有割合：51.15%）及び、②議決権委任対象株式（79,231,815株。所有割合：21.25%）を合計すると269,952,995株となり、当該株式に係る議決権の数（2,699,529個）が、本第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の個数（3,718,247個）に対して占める割合は72.60%（小数点以下第三位を四捨五入。）となります。かかる割合は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権の割合（出席した株主の議決権の3分の2以上）を超える割合となるため、本応募契約に従って、本応募が行われ、かつ、本臨時株主

総会における議決権委任対象株式に係る議決権行使が公開買付者に委任され、そして公開買付者が本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案に賛成した場合、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案は可決されることとなります。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案に賛成することを予定しております。

本株式交換においては、対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として公開買付者株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより本公開買付けに応募されなかった対象者株式の全て（但し、本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する対象者株式を除きます。）は公開買付者株式と交換され、公開買付者株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、2021年4月1日を効力発生日として実施される予定です。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元（100株）未満の対象者株式を所有する対象者の株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。かかる場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します（注1）。なお、公開買付者は、本日現在において、本株式交換に際して対象者の株主に交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じた場合は、（i）会社法第234条第2項及び会社法施行規則第50条第1号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は（ii）会社法第234条第2項及び第4項並びに会社法施行規則第50条第2号に従って、端数の合計数に相当する数の公開買付者株式を自己株式取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日の公開買付者株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

（注1） 例えば、本株式交換の効力発生の直前の時点において、対象者の株主が、対象者株式60株を所有する場合、60に本株式交換比率を乗じると85.2となりますが、公開買付者は、本株式交換に際して、当該株主に対し、公開買付者株式85株及び端数（0.2）に応じた金銭（注2）を交付することとなります。

（注2） 公開買付者は、本日現在において、本株式交換に際して対象者の株主に交付する公開買付者株式に1株に満たない端数が生じた場合、上記（i）又は（ii）の方法により端数を処理することを予定しており、端数権利者に対しては、（i）市場における売却価格又は（ii）自己株式取得の日の公開買付者株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

本株式交換は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、対象者の株主の皆様には公開買付者株式を所有していただくことで、本取引後における公開買付者グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策といった各種事業戦略の着実な実行を通じた公開買付者及び対象者の更なる企業価値の向上の成果を公開買付者の既存株主とともに享受いただくため、また、対象者グループ各社の取引先である対象者の株主の皆様は、今後も、公開買付者株式を所有していただき、対象者グループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが対象者の企業価値の向上に資するものと公開買付者は考えているため、公開買付者株式を対価として実施するものであります（なお、本取引のスキーム検討の経緯の詳細については、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ロ 本取引のスキーム決定の経緯」をご参照ください。）。一方で、本公開買付けは、公開買付者の1株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、本公開買付価格は SMBC との協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付価格による対象者株式の現金化を希望する SMBC 以外の対象者の株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとなります。

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの終了日以降、本効力発生日までの間に、対象者が所有する自己株式の全てを消却する予定とのことです。

本株式交換における対象者株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく公開買付者株式1.42株相当）の価値は、公開買付者株式の本日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（352.685円）に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格（500円）よりも0.8127円高い額となり、また、対象者株式の本日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.85%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

(5) 本公開買付けに関する重要な契約等

① 本応募契約

公開買付者は、本公開買付けに当たり、SMBC 及び SMFG との間で、本日付で本応募契約を締結し、SMBC は、本応募を行うものとされており、本応募契約においては、SMBC による本応募の前提条件として、本公開買付けの開始日において、①公開買付者による表明保証事項（注1）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、②本応募契約に基づき、公開買付者が履行又は遵守すべき義務（注2）の重要な点に公開買付者が違反していないこと、③対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、当該決議が変更又は撤回されていないこと、④本公開買付けの実施が、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと、⑤本公開買付けの実施が、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと、⑥対象者の業務等又は株券等に関し、法に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しないこと、⑦本株式交換契約が有効に締結され、かつ、存続していることが規定されています。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、SMBC が自らの判断においてこれを放棄し、本応募を行うことは制限されていません。

本応募契約においては、SMBC は、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点で所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、公開買付者に対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任する義務を負っています。

本応募契約においては、SMBC 及び SMFG は、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「SMBC-FS」といいます。）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）、株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」といいます。）、SMBC 信用保証株式会社（以下「SMBC 信用保証」といいます。）及び SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興」といいます。）をして、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する対象者株式（SMBC 日興所有分については、対象者株式 271,824 株に限ります。）の全てにつき、公開買付者に対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っています。また、本応募契約においては、SMBC 及び SMFG は、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「三井住友 FL」といいます。）及び株式会社さくらケーシーエス（以下「さくらケーシーエス」といいます。）をして、三井住友 FL 及びさくら

ケーシーエスが、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する対象者株式の全てにつき、公開買付者に対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っています。

本応募契約においては、SMBC は、本効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、公開買付者の事前の書面による同意を得ずに、対象者の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による対象者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わない義務を負っています。また、SMBC 及び SMFG は、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興をして、当該義務と同等の制約に服させるべき合理的な範囲の努力をし、三井住友 FL 及び当該義務と同等の制約に服することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っています。

（注 1） 本応募契約においては、（i）設立及び存続の有効性、（ii）本応募契約の締結及び履行に関する権利能力、必要な手続の履践、（iii）本応募契約の有効性及び執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在、（v）許認可等の取得、並びに（vi）反社会的勢力との取引の不存在が公開買付者の表明保証事項とされております。

（注 2） 本応募契約において、公開買付者は、（i）秘密保持義務、（ii）本応募契約に関連して自らに発生する費用等の負担義務、（iii）契約上の権利義務の譲渡禁止義務、（iv）公開買付者による上記（注 1）記載の表明及び保証の違反又はそのおそれがあることを認識した場合、速やかに SMBC 及び SMFG に対してその旨を通知し、SMBC 及び SMFG の請求に応じて合理的な範囲でその詳細を報告する義務並びに（v）公開買付者による上記（注 1）に記載の表明及び保証の違反又は本応募契約上の公開買付者の義務の違反に起因又は関連して、SMBC 又は SMFG が損害等を被った場合、当該損害等を被った当事者に対して、かかる損害、損失又は費用を賠償又は補償する義務を負っております。

本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する対象者株式（SMBC 日興所有分については、対象者株式 271,824 株に限ります。）の全てを取得し、又は、取得させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っております。

す。また、本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、三井住友 FL 及びさくらケーシーエスが所有する対象者株式の全てを取得することにつき、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議をする義務を負っております。

本応募契約において、SMBC は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、(i) SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する対象者株式 (SMBC 日興所有分については、対象者株式 271,824 株に限ります。) の全ての取得を完了した上で、(ii) その時点で SMBC が所有する対象者株式 (以下「本信託対象株式」といいます。) の全てに関し、信託銀行 (以下「本受託者」といいます。) との間で、本信託対象株式を処分することを目的として信託契約 (以下「本信託契約」といいます。) を有効かつ適法に締結し、(iii) 本信託契約の締結日と同日に本信託契約に従って本信託対象株式の本受託者に対する信託譲渡を有効かつ適法に実行し、(iv) 当該信託譲渡実行後速やかに当該信託譲渡に係る振替の記載又は記録を有効かつ適法に完了すべく合理的な範囲の努力をする義務を負っております。また、本応募契約において、SMBC は、本信託契約を締結する場合には、下記 (あ) 及び (い) の内容を定める義務を負っております。

- (あ) 本信託対象株式及び本株式交換により本信託対象株式の対価として交付される公開買付株式の双方を信託有価証券 (以下「本信託有価証券」といいます。) として設定すること。
- (い) SMBC は、本信託有価証券に係る議決権行使 (議決権行使に関する指図を含みます。) を行わないこと。

本応募契約において、SMBC は、(i) 本受託者が本信託有価証券を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分 (当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。) する旨を本信託契約に定めるか、(ii) 本信託有価証券を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分 (当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。) すべき旨を本受託者に対して指図するか、又は、(iii) 自ら本信託対象株式 (本株式交換により本信託対象株式の対価として交付される公開買付者株式を含みます。) を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分 (当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。) する義務を負っております (但し、当該期限までの処分 (当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。) が実務上困難となった場合には当該期限についてはこの限りではなく、公開買付者及び SMBC は、当該期限の延長について誠実に協議するものとされております。)。また、本応募契約において、SMBC は、本

信託有価証券の処分のために必要となる場合を除き、本信託契約の締結後は、本信託契約の変更又は解約の申込みその他本信託契約の変更又は終了に向けた行為をしない義務を負っております。

② 本株式交換契約

公開買付者は、本日付で、対象者との間で、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の概要は、以下のとおりです。

イ 本株式交換の実施

公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する。

ロ 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て

公開買付者は、本株式交換に際して、対象者の株主（公開買付者を除く。以下、ロにおいて同様とする。）に対し、その所有する対象者株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下「基準時」という。）の対象者の株主名簿に記載又は記録された対象者の株主が所有する対象者株式数の合計に、1.42 を乗じた数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の公開買付者株式を交付する。

公開買付者は、本株式交換に際して、公開買付者株式を、基準時の対象者の株主名簿に記載又は記録された対象者の株主に対し、その所有する対象者株式1株につき、公開買付者株式1.42株の割合をもって割り当てる。

対象者の株主に対して割り当てる公開買付者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合は、公開買付者は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理する。

ハ 本新株予約権の取扱い

公開買付者は、本株式交換に際して、基準時の対象者の新株予約権原簿に記載又は記録された各本新株予約権者に対し、その所有する対象者の各本新株予約権に代わり、基準時の対象者の新株予約権原簿に記載又は記録された対象者の各本新株予約権者が所有する各本新株予約権の総数と同数の、各本新株予約権と同等の内容の公開買付者の新株予約権をそれぞれ交付する。

公開買付者は、本株式交換に際して、公開買付者の各新株予約権を、基準時の対象者の新株予約権原簿に記載又は記録された対象者の各本新株予約権者に対し、その所有する対象者の各本新株予約権1個につき、公開買付者の各新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

ニ 本株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額

本株式交換により増加すべき公開買付者の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(ア) 資本金の額

0円

(イ) 資本準備金の額

会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。）第39条の規定に従い公開買付者が別途定める金額

(ウ) 利益準備金の額

0円

ホ 本株式交換の効力発生

本効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、公開買付者及び対象者の合意によりこれを変更することができる。

へ 株主総会における本株式交換契約の承認

対象者は、2020年12月25日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日を議決権基準日とし、本臨時株主総会を招集し、本株式交換契約の承認、定時株主総会の基準日に関する定款規定を本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として2021年3月30日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日をもって削除する旨の定款変更並びに公開買付者及び対象者が別途合意する事項に関する決議を求めるものとする。但し、必要に応じて公開買付者及び対象者の合意によりこの開催日を変更することができる。

公開買付者は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本株式交換契約につき株主総会の承認が必要となった場合、公開買付者は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認を求めるものとする。

ト 会社の財産の管理

公開買付者及び対象者は、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、本日付「株式会社そなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」及び「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード

7321) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下、総称して「本プレスリリース」という。)にて公表された本株式交換、本公開買付けその他の各取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め公開買付者及び対象者が協議し合意の上、これを行うものとする。

チ 剰余金の配当及び自己株式の取得の制限

公開買付者は、2021年3月31日を基準日として、総額242億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとする。

対象者は、2021年3月31日を基準日として、総額38億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとし、公開買付者は必要な議決権行使を行うものとする。

公開買付者及び対象者は、上記に定める剰余金の配当を除き、本株式交換契約締結日(本日)から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本株式交換契約締結日(本日)から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得(但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び同法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。)を行わないものとする。

リ 自己株式の処理

対象者は、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までに開催される取締役会の決議により、本株式交換により公開買付者が対象者の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において所有する自己株式(会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

ヌ 対象者の株主に対する議決権の付与

公開買付者は、本効力発生日までに、本株式交換に際して公開買付者株式の割当交付を受ける対象者の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、上記「へ株主総会における本株式交換契約の承認」の定款変更が効力を生じること及び本株式交換が効力を生じることを条件として、公開買付者の2021年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

ル 表明及び保証

公開買付者は、対象者に対し、本株式交換契約締結日(本日)から本効力発

日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて（但し、個別に時点が特定されている事項については、当該時点において）、（i）設立及び存続の有効性、（ii）本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、（iii）本株式交換契約の有効性及び執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在、（v）財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約締結までの間の公開買付者の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、（vi）反社会的勢力との取引の不存在、並びに（vii）情報開示の真実性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

対象者は、公開買付者に対し、本株式交換契約締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて、（i）設立及び存続の有効性、（ii）本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、（iii）本株式交換契約の有効性及び執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在、（v）財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約締結までの間の公開買付者の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、（vi）反社会的勢力との取引の不存在、並びに（vii）情報開示の真実性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

ヲ 本株式交換に関する条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、公開買付者又は対象者の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、公開買付者若しくは対象者は、両当事者が協議の上、本株式交換契約を解除し、又は、公開買付者及び対象者は、両当事者が協議し合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができるものとする。

ワ 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、上記ヲに従い本株式交換契約が解除された場合、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに公開買付者若しくは対象者のいずれかの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合（公開買付者については、会社法第796条第3項の規定により、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生

日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに公開買付者及び対象者の臨時株主総会に上程された公開買付者若しくは対象者の提案に係る議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合（公開買付者については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本株式交換契約につき公開買付者の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本公開買付けが本プレスリリース記載の要領にて成立し、かつその決済及び振替の記載若しくは記録が全て完了していない場合、又は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、その効力を失う。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式（本新株予約権の行使により交付される対象者株式は含みますが、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
② 所 在 地	大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲 哉
④ 事 業 内 容	(i) 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 (ii) 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務
⑤ 資 本 金	29,589,614,338 円
⑥ 設 立 年 月 日	2017 年 11 月 14 日

⑦ 大株主及び 持株比率 (2020年3 月31日現 在) (注 1)	株式会社りそなホールディングス	51.20%
	株式会社三井住友銀行	21.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.54%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.45%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.01%
	関西みらいフィナンシャルグループ従業員持株会	1.00%
	株式会社セディナ (注2)	0.95%
	J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.79%
	日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	0.77%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	0.63%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 190,721,180 株 (所有割合 : 51.15%) を所有しております。	
人的関係	本日現在、公開買付者の連結子会社である株式会社りそな銀行の執行役員1名が対象者の連結子会社である株式会社関西みらい銀行の非常勤取締役を兼任しております。 また、対象者の取締役4名 (監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。) 及び監査等委員である取締役1名は、過去に公開買付者及び/又は対象者グループ以外の公開買付者グループの役職員であった者です。	
取引関係	通常発生する銀行間取引以外には、該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者の関連当事者に該当します。	

(注1) 持株比率の記載は、本有価証券報告書と同様の記載にしております。

(注2) 株式会社セディナは、2020年7月1日、SMBC ファイナンスサービス株式会社に社名変更されております。

(2) 日程等

① 日程

公開買付実施決定日	2020年11月10日 (火曜日)
公開買付開始公告日	2020年11月11日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載 します。 (電子公告アドレス

	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
公開買付届出書提出日	2020年11月11日（水曜日）

- ② 届出当初の買付け等の期間
2020年11月11日（水曜日）から2020年12月9日（水曜日）まで（20営業日）
- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2020年12月23日（水曜日）までとなります。
- (3) 買付け等の価格
- ① 普通株式1株につき、500円
- ② 新株予約権
- イ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする2018年4月1日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第1回新株予約権（注）に代わる新株予約権として2018年4月1日に交付された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年4月1日から2042年7月20日まで）
1個につき金1円
- ロ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする2018年4月1日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第2回新株予約権（注）に代わる新株予約権として2018年4月1日に交付された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年4月1日から2043年7月19日まで）
1個につき金1円
- ハ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする2018年4月1日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第3回新株予約権（注）に代わる新株予約権として2018年4月1日に交付された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年4月1日から2044年7月18日まで）
1個につき金1円
- ニ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする2018年4月1日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第4回新株予約権（注）に代わる新株予約権として2018年4月1日に交付された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年4月1日から2045年7月17日まで）

1 個につき金 1 円

- ホ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 5 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2046 年 7 月 21 日まで）

1 個につき金 1 円

- ヘ 対象者を株式交換完全親会社、株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする 2018 年 4 月 1 日を効力発生日として実施された株式交換に際して、株式会社みなと銀行の第 6 回新株予約権（注）に代わる新株予約権として 2018 年 4 月 1 日に交付された新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 4 月 1 日から 2047 年 7 月 21 日まで）

1 個につき金 1 円

- （注）株式会社みなと銀行の第 1 回新株予約権は、2012 年 6 月 28 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 2 回新株予約権は、2013 年 6 月 27 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 3 回新株予約権は、2014 年 6 月 27 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 4 回新株予約権は、2015 年 6 月 26 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 5 回新株予約権は、2016 年 6 月 29 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権であり、同社の第 6 回新株予約権は、2017 年 6 月 29 日開催の同社の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権でありました。

なお、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

（i）普通株式

本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者は、2020 年 10 月上旬に、SMBC に対して、公開買付けの価格を対象者株式 1 株当たり 402 円とする最初の提案を行って以降、公開買付けの価格について、SMBC との間で協議・交渉を行い、SMBC 及び SMFG との間で、本日、本応募契約を締結し、本応募株式を 1 株当たり 500 円で取得することに合意しました（なお、本公開買付けの条件等に

関する SMBC との間の交渉の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「ハ 本公開買付けの条件の決定の経緯」をご参照ください。)。そこで、公開買付者は、本公開買付価格を 500 円とすることを決定しました。また、公開買付者は、上記のとおり、SMBC との協議・交渉によって合意した価格を本公開買付価格としているため、本公開買付価格の決定にあたって、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していません。なお、本公開買付けは、公開買付者の 1 株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものです。

本公開買付価格である 1 株当たり 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 405 円に対して 23.46%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.65%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、公開買付者は、2017 年 11 月 14 日に対象者を設立しておりますが、当該設立における対象者株式 1 株当たりの取得価格（払込価格）は、942.2 円でした。当該取得価格（払込価格）は本公開買付価格（500 円）より 442.2 円高いですが、かかる差異は、当該取得価格（払込価格）は、対象者の唯一の設立時株主であった公開買付者が決定した価格である一方で、本公開買付価格（500 円）は、公開買付者が SMBC との間で協議・交渉した上で合意し、決定した価格であることによるものです。また、公開買付者は、2017 年 12 月 7 日に、対象者の増資に伴い発行された対象者株式を引き受けておりますが、当該増資における対象者株式 1 株当たりの取得価格（払込価格）は、942.2 円でした。当該取得価格（払込価格）は本公開買付価格（500 円）より 442.2 円高いですが、かかる差異は、当該取得価格（払込価格）は、当該増資の時点で対象者の唯一の株主であった公開買付者が決定した価格である一方で、本公開買付価格（500 円）は、公開買付者が SMBC との間で協議・交渉した上で合意し、決定した価格であることによるものです。当該増資の後、公開買付者は、金銭を対価として対象者株式を取得していません（なお、公開買付者は、2018 年 4 月 1 日を効力発生日とし、対象者を株式交換完全親会社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に伴い、対象者株式 127,911,555 株の割当交付を受けております。）。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとしていずれも発行されたもので、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者の子会社である株式会社みなと銀行の取締役又は執行役員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないと解されることから、公開買付者は、本日開催の取締役会において本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格につきいずれも 1 円とすることを決議しました。なお、公開買付者は、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を決定するに当たり、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していません。

また、本新株予約権はいずれも、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議したとのことです。

② 算定の経緯

公開買付者は、2020 年 10 月上旬に、SMBC に対して、(i) 公開買付けの価格を対象者株式 1 株当たり 402 円として公開買付けを実施し、SMBC が 29,385,393 株以上の対象者株式を応募すること、(ii) SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを正式に提案しました。当該提案は、SMBC から市場株価と同等の水準で一定数の対象者株式を取得する一方で、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権を確保することを前提としたものであり、当該価格（対象者株式 1 株当たり 402 円）は、当該時点における対象者株式の過去 6 ヶ月間の終値単純平均値（402 円）を考慮して決定したものです。これに対して、公開買付者は、2020 年 10 月 13 日、SMBC から、相応のプレミアムが必要と考えている旨の回答及び公開買付けの価格を対象者株式 1 株当たり 700 円とすることの検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020 年 10 月 20 日、SMBC に対して、公開買付けの価格を対象者株式 1 株当たり 450 円とすることを提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020 年 10 月 22 日、SMBC から、対象者株式 1 株当たり 450 円という公開買付けの価格は不十分であるとして再検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020 年

10月29日、SMBCに対して、公開買付けの価格を対象者株式1株当たり475円とすることを提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020年10月30日、SMBCから、本取引を実施する意義については十分に理解しているものの、対象者株式1株当たり475円という公開買付けの価格は未だ不十分な水準であるとして再検討の要請を受けました。

当該要請を受け、公開買付者は、公開買付けの価格について再検討し、2020年11月3日、SMBCに対して、公開買付けの価格を対象者株式1株当たり500円とすることを最終的に提案いたしました。これに対して、公開買付者は、2020年11月6日、SMBCから、(i)公開買付けの価格を対象者株式1株当たり500円として公開買付けを実施した場合、SMBCは本応募を行うこと、(ii)SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式(本応募株式を含みます。)の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを了承する旨の回答を受けました。

以上の協議・交渉の結果、公開買付者は、本日、SMBC及びSMFGとの間で、本応募契約を締結し、(i)本公開買付価格を対象者株式1株当たり500円とし、SMBCは本応募を行うこと、(ii)SMBCが本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する対象者株式(本応募株式を含みます。)の全てにつき、本臨時株主総会における議決権行使を公開買付者に対し委任することを最終的に合意しました。そこで、公開買付者は、本公開買付価格を500円とすることを決定しました。

公開買付者は、上記のとおり、SMBCとの協議・交渉によって合意した価格を本公開買付価格としているため、本公開買付価格の決定にあたって、第三者算定機関の算定書も意見書(フェアネス・オピニオン)も取得しておりません。なお、本公開買付けは、公開買付者の1株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、対象者株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものです。

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

公開買付者は、上記のとおり、公開買付価格の決定にあたって、第三者算定機関の算定書も意見書(フェアネス・オピニオン)も取得していないため、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
132, 294, 503 株	29, 385, 393 株	— 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(29,385,393株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(29,385,393株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数(372,876,219株)に、本有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権(1,588個の目的となる対象者株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(390,470株)、本日現在公開買付者が所有する対象者株式数(190,721,180株)及びSMBCが所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募する予定のない株式数(49,846,422株)の合計数を控除した株式数(132,294,503株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,907,211 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	809,302 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.77%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,718,247 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	498,464 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.37%)
対象者の総株主等の議決権の数	3,718,247 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(132,294,503株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等(令第7条第1項第3号に該当する株券等を含みます。以下、本(注2)において同様とします。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有する株券等(SMBCが所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募する予定のない株式数(49,846,422株)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、498,464個のみ分子に加算し、310,838個は分子に加算しておりません。公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数(372,876,219株)に、本有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権(1,588個)の目的となる対象者株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に係る議決権数(3,728,621個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当するりそなアセットマネジメント株式会社（以下本（注5）において「本特別関係者」といいます。）は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との間の投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する可能性があることから、法第27条の5第2号に基づき、本日、関東財務局長宛に以下の①乃至⑤の事項を誓約する「別途買付け禁止の特例を受けるための申出書」（以下、本（注5）において「本申出書」といいます。）を提出しております。

- ① 本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は本公開買付けの後に相互に対象者株式を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。
- ② 本特別関係者は、公開買付期間中に、本特別関係者の資産運用業務以外の業務において、対象者の発行する株券等の買付けを行わないこと。
- ③ 本特別関係者は、公開買付期間中に、公開買付者及びその特別関係者に対して、本特別関係者が所有する対象者の発行する株券等を譲渡しないこと及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しないこと。
- ④ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との間の投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者の発行する株券等の取得又は譲渡を行う可能性があるが、本特別関係者は、公開買付期間中に、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者に対して対象者の発行する株券等を譲渡する旨の指図をしないこと。
- ⑤ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との間の投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀行等が対象者の発行する株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者は、公開買付期間中に、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行

使用する旨の指図をしないこと。

(7) 買付代金 66,147,251,500 円

(注) 買付代金は、買付予定数 (132,294,503 株) に本公開買付価格 (500 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2020年12月16日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2020年12月30日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (29,385,393 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (29,385,393 株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載を知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、

これらに限られません。)を利用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

2020年11月11日(水曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針(上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに関する意見表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、(1) 本取引は対象者の企業価値の向

上に資するものであると判断し、また、(2) 本公開買付価格については、(i) 公開買付者と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付価格である 500 円は、本日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値である 405 円を 23.46% (小数点以下第三位を四捨五入。) 上回ることにより照らせば、対象者の一般株主の皆様には投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、対象者の実施した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率 (対象者株式 1 株当たり公開買付者株式 1.42 株) は、対象者の実施した対象者の株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き対象者株式を所有し、本株式交換後においては公開買付者の株主となっていただくことで、対象者の一般株主の皆様には今後の公開買付者の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるのが妥当と判断し、更に、(3) 本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねるのが妥当と判断したとのことです。そして、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース並びに上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 (上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」及び「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 (上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)」をご参照ください。

- ③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

- ④ 本株式交換契約の概要等

本株式交換契約の概要等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けに関する重要な契約等」の「② 本株式交換契約」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上



2020年11月10日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(証券コード 8308)

株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ
(証券コード 7321)

株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの 完全子会社化に向けた株式交換契約の締結(簡易株式交換)等に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(以下「りそなホールディングス」といいます。)及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。)は、本日開催の両社の各取締役会において、りそなホールディングスを株式交換完全親会社とし、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施すること等により、りそなホールディングスによる関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化(以下「本完全子会社化」といいます。)を行うこと及び本完全子会社化に向けた一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施することを決議し、本日、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様にはりそなホールディングスの普通株式(以下「りそなホールディングス株式」といいます。)を所有していただくことで、本完全子会社化後におけるりそなグループ(「りそなグループ」の定義については、下記1.「本完全子会社化の目的等」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」をご参照ください。)全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策といった各種事業戦略の着実な実行を通じたりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの更なる企業価値の向上の成果をりそなホールディングスの既存株主とともに享受いただくため、また、関西みらいグループ(「関西みらいグループ」の定義については、下記1.「本完全子会社化の目的等」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」をご参照ください。以下同様とします。)各社の取引先である関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様は、今後も、りそなホールディングス株式を所有していただき、関西みらいグループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するものとりそなホールディングスは考えているため、りそなホールディングス株式を対価として実施するものであることから、本株式交換が本取引における主要な取引であります。(なお、本取引のスキーム検討の経緯の詳細については、下記1.「本完全子会社化の目的等」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」をご参照ください。)

なお、りそなホールディングスは、本取引の一環として、りそなホールディングスが関西みらいフィナンシャルグループの普通株式(以下「関西みらいフィナンシャルグループ株式」といいます。)及び新株予約権を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを予定しております。本公開買付けは、りそなホールディングスの1株当たり利益(EPS)希薄化抑制(注)の観点から、本株式交換に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施するものであり、本公開買付けに係る関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの買付け等の価格(500円)(以下「本公開買付け価格」といいます。)は株式会社三井住友銀行(以下「SMBC」といいます。)

す。)との協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付価格による関西みらいフィナンシャルグループ株式の現金化を希望する SMBC 以外の関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとなります。りそなホールディングスは、本公開買付けに当たり、本日付で、SMBC 及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）との間で、りそなホールディングスが本公開買付けを開始した場合、SMBC が株式会社 SMBC 信託銀行（以下「SMBC 信託銀行」といいます。）を受託者とする退職給付信託に拠出している関西みらいフィナンシャルグループ株式 29,385,393 株（以下「本応募株式」といいます。）について、SMBC が、SMBC 信託銀行に対して、本公開買付けに応募するよう指図し、SMBC 信託銀行をして、本応募株式を本公開買付けに応募させるものとし、かつ、応募を撤回させず、応募により成立する買付け等に係る契約を解除させないこと（以下「本応募」といいます。）に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております（本応募契約の詳細については、下記 1. 「本完全子会社化の目的等」の（2）「本完全子会社化の内容」の②「本公開買付けについて」の（ii）「本応募契約の概要」をご参照ください。）。

（注） 本株式交換においては、関西みらいフィナンシャルグループ株式 1 株に対し、りそなホールディングス株式 1.42 株を交付することが予定されています（以下、かかる本株式交換における株式交換比率を「本株式交換比率」といいます。）。本株式交換によって、りそなホールディングスの親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、本株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、りそなホールディングスが本株式交換に伴って割当交付することとなりりそなホールディングス株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなります。例えば、本株式交換比率を前提とし、買付予定数の下限に相当する数の関西みらいフィナンシャルグループ株式の応募があった場合、りそなホールディングスが本株式交換に伴って割当交付するりそなホールディングス株式は 216,378,430 株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付するりそなホールディングス株式 258,105,688 株と比較して、割当交付株式数を 41,727,258 株抑制することができます。

なお、本株式交換は、本公開買付けが成立した場合に、りそなホールディングスにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、関西みらいフィナンシャルグループにおいては、2021年2月19日に開催予定の関西みらいフィナンシャルグループの臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における承認を受けた上で、2021年4月1日を効力発生日として行う予定です。本公開買付けの詳細については、りそなホールディングス公表の本日付プレスリリース「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2021年3月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年3月29日）となる予定です。

記

1. 本完全子会社化の目的等

（1）本完全子会社化の背景及び目的

① 本完全子会社化の検討開始に至る経緯

りそなホールディングスは、2001年12月に株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行によって、株式移転により持株会社である株式会社大和銀ホールディングスとして設立され、その普通株式を東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の各市場第一部に上場し、2002年10月に商号を現在の株式会社

社りそなホールディングスに変更しています。りそなホールディングスは、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループを含む国内連結子会社 25 社、海外連結子会社 3 社並びに持分法適用関連会社 5 社（2020 年 9 月 30 日時点）（以下総称して「りそなグループ」といいます。）とともに、りそなグループを構成し、持株会社として、グループ各社の経営管理を担い、これらのグループ各社は、銀行・信託業務のほか、クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・ファクタリング業務・投資信託委託業務などの金融サービスを提供しております。

りそなグループは、地域のお客さまを重視する姿勢を徹底することにより、地域社会から信頼され、株主の皆様や市場からの評価を得られる金融サービスグループを目指すとともに、グループの更なる飛躍に向けた改革に邁進し、企業価値の最大化を目指してまいりました。

この経営の基本方針の下、りそなグループは、中長期的には『「持続可能な社会への貢献」と「自らの持続可能な成長」の両立』を目指すことが不可欠であると考え、その目指す姿の実現に向けて、2020 年 5 月に、2022 年度までを新たな計画期間とする中期経営計画を策定・公表いたしました。

上記の中期経営計画において、以下の戦略に基づく取り組みを加速するとともに、「リテール No. 1」のサービスグループを目指して、企業価値の最大化に努めております。

- 基本方針

お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」を通じて、時代の変化に適合し、お客さまに新たな価値を提供する「レゾナンス・モデルの確立」を基本方針としています。レゾナンス・モデルを従業員一人ひとりが意識・行動する軸に据え、中期経営計画を実現してまいります。

- ビジネス領域

伝統的な間接金融業務（信託＋商業銀行）を徹底的に“差別化”する「深掘」と、“脱・銀行”へ向けた新たな発想で取り組む新規ビジネスへの「挑戦」を通じて、中長期的に次世代のリテールサービスを提供するグループへと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現してまいります。

- 基盤の再構築

ビジネスの「深掘」と「挑戦」の実現には、リテールに内在する高コスト体質を打破し、経営資源を適正に配分することが必要不可欠です。「デジタル&データ」「デザイン思考」「オープン」の3つのドライバーを軸に、ビジネスモデル・経営基盤を再構築し、営業力強化と生産性向上に取り組んでまいります。

- 資本政策の方向性

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

一方、関西みらいフィナンシャルグループは、株式会社関西アーバン銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社みなと銀行が経営統合をすることを目的に、りそなホールディングスによって 2017 年 11 月 14 日に設立されました（設立時におけるりそなホールディングスの所有に係る関西みらいフィナンシャルグループ株式の数：530,675 株、発行済株式総数に占める割合：100%）。その後、関西みらいフィナンシャルグループは、2017 年 12 月 7 日、りそなホールディングスが当時所有していた株式会社近畿大阪銀行株式の全部を取得するための資金調達を目的に、りそなホールディングスを引受人とする増資を行い（当該増資において発行された関西みらいフィナンシャルグループ株式の数：62,278,950 株。当該増資直後におけるりそなホールディングスの所有に係る関西みらいフィナンシャルグループ株式の数：62,809,625 株、発行済株式総数に占める割合：100%）、同日、りそなホールディン

グスから株式会社近畿大阪銀行株式の全部を取得することにより、株式会社近畿大阪銀行の完全親会社となりました。更に、2017年12月26日に開催された関西みらいフィナンシャルグループ、株式会社関西アーバン銀行、及び株式会社みなと銀行の各株主総会の承認決議を経て、2018年4月1日を効力発生日として、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全親会社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、現在の関西みらいグループを構成するに至っております（当該株式交換により割当交付された関西みらいフィナンシャルグループ株式の総数：310,456,594株、うちりそなホールディングスが割当交付を受けた関西みらいフィナンシャルグループ株式の数：127,911,555株。当該株式交換直後におけるりそなホールディングスの所有に係る関西みらいフィナンシャルグループ株式の数：190,721,180株、発行済株式総数に占める割合：51.10%（小数点以下第三位を四捨五入。））（なお、当該株式交換直後から、本日現在まで、りそなホールディングスが所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式の数に増減はありませんが、関西みらいフィナンシャルグループによる自己株式取得及び自己株式消却並びに関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権の行使などを経て、本日現在、りそなホールディングスが所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式に係る所有割合（注）は、51.15%となっております。）。

（注） 所有割合とは、関西みらいフィナンシャルグループが本日公表した「2021年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループ株式の発行済株式総数（372,876,219株）に、関西みらいフィナンシャルグループが2020年6月26日に提出した第3期有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の新株予約権1,588個の目的となる関西みらいフィナンシャルグループ株式数（376,356株）を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数（390,470株）を控除した株式数（372,862,105株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。以下同様とします。なお、自己株式については、上記390,470株のほか、株主名簿上は株式会社関西みらい銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

更に関西みらいフィナンシャルグループは、2020年9月30日現在において、関西みらいフィナンシャルグループ、親会社であるりそなホールディングス、並びに連結子会社15社（以下総称して「関西みらいグループ」といいます。）とともに関西みらいグループを構成し、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、関西みらいフィナンシャルグループは、マザーマーケットである大阪府、兵庫県、及び滋賀県を中心とした関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいいます。以下、これら二府四県を総称して、「関西」又は「関西圏」といいます。）の経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを最大の使命とし、また、関西に本店を置く地方銀行を中核とする地域金融グループ7社のうち、2020年3月末時点における連結総資産の規模で最大の地域金融グループとして、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築を目指し、「地域社会の発展・活性化への貢献」「生産性とお客さま利便性の両立」「本邦有数の金融ボリュームにふさわしい収益性・効率性・健全性の実現」を経営の基本方針として掲げ、経済環境や競争環境に左右されないお客さまとの信頼関係の構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでおります。また、グループ各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をはじめとする各社の強みを

深化させる目的で、2019年4月に関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社であった株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行を合併し、株式会社関西みらい銀行を発足させ、現在に至っております。

りそなホールディングスは、長引く超低金利環境、人口構成の変化や成熟社会の進展、テクノロジーの進化に伴う金融ビジネスの変化、産業の垣根を越えた新たな競争時代の到来など、金融機関を取り巻く事業環境変化に対して適合するとともに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」をいち早く構築することで、関西経済の更なる活性化や力強い発展に貢献することを目的として、2017年11月14日に関西みらいフィナンシャルグループを設立し、2018年4月1日に株式会社関西アーバン銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社みなと銀行を完全子会社として統合いたしました（同日付で、関西みらいフィナンシャルグループはりそなホールディングスを親会社とする中間持株会社として、その普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しております。）。

その際、りそなホールディングスは関西みらいフィナンシャルグループを連結子会社としながらも、関西みらいフィナンシャルグループに対して信託・不動産機能、顧客基盤、オムニチャネル戦略といったりそなグループの強みの提供を行いつつ、グループとしてのメリットを最大限活かした業務の効率化と生産性向上を達成するとともに、地元である関西圏の株主の皆様との緊密な関係を築き、また地銀再編のプラットフォームとしての将来的な発展も視野に、引き続き上場を維持する方針としておりました。

しかし、マイナス金利の長期化、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による急速な世界経済の悪化及び内外経済の先行き不透明感の強まりなど、銀行業界を取り巻く環境の変化は、関西みらいフィナンシャルグループの連結子会社化時点での想定を遥かに上回る早さで厳しさを増しております。りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されます。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大してきておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されます。特に、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、実体経済にも甚大かつ長期的な影響を及ぼすことが想定され、お客さまの生活様式や社員の働き方が大きく変わることにより、オンライン取引の増加やテレワークの拡大等、事業の在り方自体に根本的な変化をもたらすものと考えております。

かかる状況において、2020年4月下旬、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループがともに上場会社として独立した事業運営を行っている現状の資本関係の下では、関西みらいフィナンシャルグループの親会社たるりそなホールディングスと上場子会社としての関西みらいフィナンシャルグループの一般株主との間に構造的な利益相反リスクが内在していること、関西みらいフィナンシャルグループに上場子会社としての独立性を担保する必要があること等を主因として、それぞれの経営資源を相互活用・再配分しようとする際、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、りそなグループの一員であることで得られるシナジーを最大限発揮するために必要な経営資源の相互活用・再配分を迅速に行うことが困難な状況にあるとの認識に至りました。上記のとおり、今後の銀行業界を取り巻く競争環境もより一層激化すると想定され得るところ、2020年8月上旬、りそなホールディングスとしては、これらを総合的に勘案

し、早期に関西みらいフィナンシャルグループを非公開化・完全子会社化することにより利益相反等の問題を解消し、りそなグループの経営資源を集約することであり、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループとの一体性をより一層強化することが、かかる事業環境の下で両社の企業価値を向上させていくために必要不可欠であると考えに至りました。そして、以下に記載した施策をはじめとした、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策を推進し、グループ全体で一体感を持って激動の事業環境に機動的かつ迅速に対応していくことが、関西みらいフィナンシャルグループの持続的かつ更なる成長を実現する最良の手段であると考えに至りました。また、2020年8月上旬、りそなグループがマザーマーケットとする関西圏では2025年の大阪・関西万博の開催等、更なる経済活動の活発化が予想されるなか、本完全子会社化が、りそなグループによる関西圏へのより一層のコミットメント強化と、更なる地域経済の成長に繋がるものとの認識に至りました。

<本完全子会社化による主要なグループシナジー>

● 業務基盤の再構築

- ▶ 関西みらいフィナンシャルグループが上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用には、りそなグループと関西みらいフィナンシャルグループの一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、りそなグループとの各種施策を迅速に導入し難く、りそなグループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれない可能性が否定できない状況にあります。
- ▶ 本完全子会社化後は、このような状況が解消され、りそなグループ全体として経営資源の最適な再配分が可能となります。具体的には、りそなグループ全体として効率的な事務手続の集約体制の再構築及び適材適所への人的資源の再配置などの取り組みによる業務基盤の再構築によって、更なるコスト削減・営業力の強化が、期待できるものと考えております。

● 関西チャネルネットワークの最適化

- ▶ りそなグループと関西みらいグループとの間の構造的な利益相反リスクが解消されることから、りそなグループ内での共同店舗等の施策を活用した関西エリアにおけるチャネルネットワークの最適化によるコスト削減・営業力の強化、サービス統一による利用可能チャネルの拡大によるお客様の利便性の向上、また、更なる店頭事務改革の推進による店舗コストの追加削減が実現可能となるものと考えております。

● 本部機能スリム化の加速

- ▶ 親子上場関係の下では、親会社であるりそなホールディングスから独立して関西みらいフィナンシャルグループが運営を継続できる体制を確保する必要がありますが、本完全子会社化後は、りそなグループ本社と関西みらいグループ本社を中心にグループ一体運営を行い、重複する機能の効率化等による一層の本部機能スリム化により、コスト削減が実現可能となります。
- ▶ また、本部機能スリム化によって捻出された人財についても、本完全子会社化後は制約のない経営資源の再配分が可能になることから、関西みらいグループ内での再配置を行い、お客さま接点を拡大することが可能となるものと考えております。

りそなホールディングスは、かかる認識の下、2020年8月上旬、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスとの

間で本応募を行う旨合意している関西みらいフィナンシャルグループの株主（以下「応募合意株主」といいます。）である SMBC から独立した財務アドバイザーとして BofA 証券株式会社（以下「BofA 証券」といいます。）を、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、本完全子会社化に関する検討を開始するとともに、2020 年 8 月下旬に関西みらいフィナンシャルグループに対して、本完全子会社化についての初期的な提案を行いました。

関西みらいフィナンシャルグループは、2018 年 4 月にりそなグループの一員となって以降、りそなホールディングスが有する様々な金融商品・サービスの導入、信託・不動産機能の活用、事務システム統合による業務効率化等、りそなホールディングスとの間で様々な業務上の連携を行ってまいりました。また、2020 年 5 月に策定した 2021 年 3 月期から 2023 年 3 月期を計画期間とする「第 2 次中期経営計画 Change Gears for “Kansai”」に基づき、戦略ビジネスとして資産形成・事業発展・承継サポートに注力するとともにチャネル改革、業務改革・デジタル化及び人財改革を通じての生産性の向上の実現に取り組んでまいりました。それと同時に、これまで関西みらいフィナンシャルグループは、上場会社として、一般株主の皆様のご利益を尊重し、関西みらいフィナンシャルグループとしての独立性の確保に努めてまいりました。このため、関西みらいフィナンシャルグループが上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用には、りそなグループと関西みらいフィナンシャルグループの一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、りそなグループとの各種施策を迅速に導入し難く、りそなグループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれない可能性が否定できないとの認識でございました。

マイナス金利の長期化、銀行間の提携や統合、他業態による金融ビジネスへの参入などに加え、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、实体经济に甚大かつ長期的な影響を及ぼす可能性も出てきており、事業環境はますます厳しさを増しております。とりわけ、りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されます。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大してきておりますが、2020 年 6 月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100 万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されます。関西みらいフィナンシャルグループは、当該事業環境への対応力を高めるためには、(i) さらなる業務効率化や経費コントロールによる筋肉質な経営態勢の構築、(ii) 金利以外での金融サービスの対価をいただく力（役務収益力）の向上、(iii) 地域経済を支える為の資本基盤の維持・充実といった関西みらいフィナンシャルグループの重要な経営課題の解決に取り組み、かつ、実行スピードを加速させていく必要があるとの考えに至っております。

こうした状況下、関西みらいフィナンシャルグループは、りそなホールディングスから 2020 年 8 月下旬に本完全子会社化についての初期的な提案を受領したことを受け、2020 年 8 月下旬に、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立した財務アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）

す。)をそれぞれ選任し、更に利益相反回避のため、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)(本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(5)「利益相反を回避するための措置」の①「関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置」をご参照ください。以下同様とします。)を設置し、本完全子会社化に係る検討・協議・交渉を行う体制を構築しました。

② 本完全子会社化のスキーム決定の経緯

りそなホールディングスは、上記①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」記載のとおり、2020年8月下旬に、関西みらいフィナンシャルグループに対して、本完全子会社化についての初期的な提案を行って以降、本完全子会社化のスキームについて検討しました。

具体的には、(ア)りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換により、りそなホールディングス株式を対価として関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とするスキーム、(イ)関西みらいフィナンシャルグループ株式並びに関西みらいフィナンシャルグループの第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権(以下、関西みらいフィナンシャルグループの第1回新株予約権乃至第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施することにより、金銭を対価として関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とするスキーム、及び(ウ)関西みらいフィナンシャルグループ株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として関西みらいフィナンシャルグループ株式の一部を取得した後、りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換により、りそなホールディングス株式を対価として関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とするスキームについて、BofA証券から財務的見地からの助言を、西村あさひ法律事務所から法的見地からの助言を受けながら、比較検討しました。

その結果、りそなホールディングスは、2020年10月上旬に、下記(i)及び(ii)記載の理由から、上記(ウ)のスキームを採用することが望ましいものと考えてに至りました。

- (i) (a)りそなホールディングス株式を対価として関西みらいフィナンシャルグループを完全子会社化する場合、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様にはりそなホールディングス株式を所有していただくことで、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策(具体的には、上記①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」をご参照ください。)及び各種事業戦略の着実な実行を通じたりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの更なる企業価値の向上の成果をりそなホールディングスの既存株主とともに享受いただくことができること、並びに(b)関西みらいグループ各社の一部の取引先は関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有しており、りそなホールディングスは、関西みらいフィナンシャルグループ株式の所有を通じた資本関係が、関西みらいグループ各社と当該取引先との関係性の構築・維持に寄与していると認識しているため、関西みらいフィナンシャルグループ株式及び本新株予約権に対する公開買付けの実施後、株式等売渡請求又は株式併合を実施す

るといった金銭のみを対価として関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とするスキームを選択し、当該取引先と関西みらいグループ各社との間の資本関係を完全に失わせるのではなく、関西みらいフィナンシャルグループの非公開化後はりそなホールディングス株式を所有していただくことが、関西みらいグループ各社と当該取引先との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展させることに繋がり、ひいては関西みらいフィナンシャルグループの企業価値を向上させることになること、りそなホールディングスは考えていることから、関西みらいフィナンシャルグループの株主がりそなホールディングス株式を対価として受領することを選択可能なスキーム（上記（ア）又は（ウ）のスキーム）の選択が望ましいものと考えに至りました。

- (ii) りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換を実施した場合、りそなホールディングス以外の関西みらいフィナンシャルグループの株主に対して、りそなホールディングス株式が割当交付されることとなります。当該株式交換によって、りそなホールディングスの親会社株主に帰属する当期純利益が増加することが見込まれていますが、当該株式交換に先立って本公開買付けを実施しない場合、りそなホールディングスが当該株式交換に伴って割当交付することとなるりそなホールディングス株式は、本公開買付けを実施する場合に割当交付する場合と比して増加することとなります。例えば、本株式交換比率を前提とし、買付予定数の下限に相当する数の関西みらいフィナンシャルグループ株式の応募があった場合、りそなホールディングスが本株式交換に伴って割当交付するりそなホールディングス株式は 216,378,430 株となり、本公開買付けを実施しない場合に割当交付するりそなホールディングス株式 258,105,688 株と比較して、割当交付株式数を 41,727,258 株抑制することができるため、株式交換に先立って、金銭を対価として関西みらいフィナンシャルグループ株式の一部を取得すること（上記（ウ）のスキーム）が望ましいものと考えに至りました。

③ 本株式交換の条件の決定の経緯

りそなホールディングスは、上記①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」記載のとおり、2020年8月下旬に関西みらいフィナンシャルグループに対して、本完全子会社化についての初期的な提案を行いました。

その後、りそなホールディングスは、上記②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」記載の検討の後、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャンネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行、ひいてはりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に伴う更なる利益を関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にご享受いただくべく、2020年10月5日に、関西みらいフィナンシャルグループに対して、（ア）りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換により、関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とすること、（イ）りそなホールディングスの1株当たり利益（EPS）希薄化抑制の観点から、当該株式交換に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として公開買付けを実施すること、（ウ）当該株式交換における株式交換比率を、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.20株とすること、（エ）当該公開買付けの価格はSMBCと協議の上決定することを正式に提案しました。なお、本取引のスキームの決定の経緯の詳細については、上

記②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」をご参照ください。

これに対して、りそなホールディングスは、本特別委員会から、2020年10月9日、本取引の趣旨・目的自体には深く共感するものの、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.20株という株式交換比率は、本特別委員会が野村證券及びフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）から受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、りそなホールディングスとの交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは判断できないとして、再検討するよう要請を受けました。

かかる要請を受け、りそなホールディングスは、株式交換比率を再検討し、2020年10月13日、本特別委員会に対し、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.25株とすることを提案しました。これに対して、りそなホールディングスは、本特別委員会から、2020年10月15日、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.50株とするよう提案を受けました。

かかる提案を受け、りそなホールディングスは、2020年10月20日、本特別委員会に対し、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.31株とすることを提案しました。これに対して、りそなホールディングスは、本特別委員会から、2020年10月28日、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.48株とするよう提案を受けました。

かかる提案を受け、りそなホールディングスは、2020年10月29日、本特別委員会に対し、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.36株とすることを提案しました。これに対して、りそなホールディングスは、本特別委員会から、2020年10月30日、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.36株という株式交換比率は、本特別委員会が野村證券及びフロンティア・マネジメントから受けた、それぞれの株式交換比率の評価に関する報告、りそなホールディングスとの交渉方針やその他財務的見地からの意見及び助言並びに北浜法律事務所から聴取した手続の公正性を確保する観点からの意見及び法務的見地からの意見に照らし、妥当な株式交換比率とは未だ判断できないとして、再検討するよう要請を受けました。

かかる要請を受け、りそなホールディングスは、株式交換比率を再検討し、2020年11月3日、本特別委員会に対し、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.41株とすることを提案しました。これに対し、りそなホールディングスは、本特別委員会から、2020年11月6日、本株式交換において関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様が交付を受ける対価（りそなホールディングス株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付け価格以上となるよう、りそなホールディングスとSMBCとの間で公開買付け価格の合意に至ったことを本特別委員会が確認することを前提として、株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.41株とすることで受諾の方針である旨の回答を受けました。

上記の過程において、りそなホールディングスは、2020年11月3日、SMBCに対して、本公開買付けにおける公開買付けの価格を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たり500円とすることを最終的に提案いたしました。これに対して、りそ

なホールディングスは、2020年11月6日、SMBCから、公開買付けの価格を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たり500円として本公開買付けを実施した場合、SMBCは本応募を行うことを了承する旨の回答を受けました。本公開買付け価格の決定の経緯につきましては、りそなホールディングス公表の本日付プレスリリース「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の1.「買付け等の目的等」の（2）「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針（上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）」の①「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のハ「本公開買付けの条件の決定の経緯」をご参照ください。

そして、りそなホールディングス及び本特別委員会は、2020年11月9日、りそなホールディングス株式の同日の終値（352.7円）を踏まえ、本株式交換における株式交換比率を引き上げ、本株式交換比率を関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対してりそなホールディングス株式1.42株とすることで合意に至りました。

本株式交換における関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づくとりそなホールディングス株式1.42株相当）の価値は、りそなホールディングス株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（352.685円）に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付け価格（500円）よりも0.8127円高い額となり、また、関西みらいフィナンシャルグループ株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.66%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同様とします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円（小数点以下を四捨五入。以下、関西みらいフィナンシャルグループ株式の終値単純平均値の計算において同様とします。）に対して21.85%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元（100株）未満の関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有する関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。 （1）本株式交換の効力発生の直前の時点において関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式の数に本株式交換比率を乗じて算出される数の小数部分が端数であり、端数が生じる場合であっても、本株式交換の対価としてりそなホールディングス株式を受領する場合と同等のプレミアムを享受いただけること、及び（2）1単元（100株）未満の関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有する関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、関西みらいフィナンシャルグループに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求し、若しくは会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、関西みらいフィナンシャルグループに対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の関西みらいフィナンシャルグループ株式を売り渡すことを請求することが可能であり、端数を生じさせないために必要な措置を行うことができることから、本株式交換に際して交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じる関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様と、本株式交換に際して交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じない関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様が本株式交換に伴い受領する対価は同等であるため、りそなホールディングスは、上記の協議・交渉とは別に、本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループとの間で、端数

の取扱いについての協議・交渉は行っておりません。

また、以上の経緯の下で、関西みらいフィナンシャルグループは、本日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言及び北浜法律事務所が2020年9月上旬から同年10月上旬までりそなホールディングスに対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果、野村証券から受けた財務的見地からの助言並びに2020年11月9日付で提出を受けた関西みらいフィナンシャルグループの株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村証券）」といいます。）及び株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（野村証券）」といいます。）の内容、PwC アドバイザリー合同会社及びPwC 税理士法人（以下、総称して「PwC」といいます。なお、PwCについては、関西みらいフィナンシャルグループにて予めりそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCとの間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）が2020年9月上旬から同年10月上旬までりそなホールディングスに対して実施した財務・税務デュー・ディリジェンスの結果、並びに本特別委員会を通じて2020年11月9日付で提出を受けたフロンティア・マネジメントの関西みらいフィナンシャルグループの株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（フロンティア）」といいます。）、株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（フロンティア）」といいます。）及び本株式交換比率の公正性に関する意見書（以下「フェアネス・オピニオン（フロンティア）」といいます。）の内容を踏まえつつ、関西みらいフィナンシャルグループが本特別委員会より2020年11月9日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、その概要については、下記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（5）「利益相反を回避するための措置」の①「関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置」の（iii）「判断の内容」をご参照ください。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するか否か及び本取引に係る取引条件（但し、本公開買付価格の妥当性は含みません。）が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。なお、下記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（5）「利益相反を回避するための措置」の①「関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置」の（i）「設置等の経緯」に記載のとおり、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本特別委員会が取引条件が妥当でない判断した場合には、本取引に賛同しないこととすることをあらかじめ決議しておりました。

その結果、本日、以下のとおり、関西みらいフィナンシャルグループとしても、りそなホールディングスの完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するとの結論に至りました。関西みらいフィナンシャルグループは、本完全子会社化後においては、りそなホールディングスの完全子会社になることで、りそなグループと関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、関西みらいフィナンシャルグループを含みりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

関西みらいフィナンシャルグループは、具体的なシナジーとしては以下のものを検討・実施していきたいと考えております。

- コストシナジーのさらなる発揮
 - チャネルネットワークの最適化：大阪を中心とした、りそなグループと関西みらいグループ間での共同店舗（バンクインバンクモデル）等の施策を活用した関西みらいフィナンシャルグループのチャネルネットワークのさらなる

最適化

- 本部機能のスリム化：りそなグループとの統合的な運営が可能かつ高い効率化効果が見込まれる本部機能について統合しスリム化
- 業務基盤の再構築：関西みらいフィナンシャルグループを含みりそなグループ全体での効率的な事務集中体制の再構築、人的資源の再配置
- りそなグループと一体性を強化することによる顧客利便性・サービスの向上
 - グループのソリューション機能の一体的展開：りそなグループの信託・不動産機能、国際業務、関連会社機能の一体的展開による顧客へのビジネスサポート機能の強化
 - グループの顧客基盤・情報を活用したビジネス機会の拡充：顧客情報の共同利用高度化によるビジネスマッチング、M&A情報等のより充実した情報提供、提案の実施
 - 高機能商品・サービス導入のスピードアップ：関西みらいフィナンシャルグループ単独では開発が困難なりそなホールディングスのシステムインフラを活用したキャッシュレス決済サービスや非対面サービス等の高機能商品・サービスについて、りそなホールディングスとの経営資源の相互活用により共同開発するとともに、当該商品・サービスの導入をりそなホールディングスと同等のスピードで展開
 - 事務品質、サービスレベルの更なる向上：人材育成について、関西みらいフィナンシャルグループ単独ではなく、りそなグループとより一層共同で取り組むことで、より高度な事務品質やサービスレベルを実現し、競合する他社との差別化を展開
- より規模の大きいりそなグループの完全傘下に入ることによる資本基盤の補完体制の整備

更に、関西みらいフィナンシャルグループは、本日、以下の点等から、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様になりそなホールディングスの株主となっていただくことで、今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると判断いたしました。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（フロンティア）を取得していること。
- 上記のとおり、関西みらいフィナンシャルグループがりそなホールディングスの完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資すると考えられること。

上記①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」、②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」、及び③「本株式交換の条件の決定の経緯」記載の協議・検討の結果、りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、本完全子会社化を実施することで、りそなグループの経営資源を集約し、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループとの一体性をより一層強化することによって一層のグループシナジーが発揮される等、親子上場関係を維持する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至りました。

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、本完全子会

社化後、関西みらいフィナンシャルグループを含みりそなグループ内の連携を加速させるとともに、より一層の意思決定の迅速化、経営の効率化を進め、関西みらいフィナンシャルグループを含みりそなグループの成長の蓋然性を高めてまいります。

また、本株式交換の実施に係る予定を除き、本日現在において関西みらいフィナンシャルグループに関する組織再編の予定はなく、役員構成（本日現在、関西みらいフィナンシャルグループの取締役4名（監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。）及び監査等委員である取締役1名は、過去にりそなホールディングス及び／又は関西みらいグループ以外のりそなグループの役員であった者です。）等について、本日現在において変更の予定はなく、関西みらいグループ内の、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行のそれぞれが基盤とする関西地域と向き合い、密接な関係を継続することにより、地域社会・経済からの支持を獲得していくこと、また関西圏における地銀再編のプラットフォームとしての将来性を引き続き模索していくことを目的として、引き続き中間持株会社である関西みらいフィナンシャルグループを中心とする現行の体制を維持することで、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループにて合意しており、今後の具体的な運用については両社で協議の上、経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定です。

（2）本完全子会社化の内容

① 本株式交換について

（i） 本株式交換の概要

本株式交換は、関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とすることを目的とし、それに伴い、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様には、りそなホールディングス株式を所有していただくことで、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャンネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策といった各種事業戦略の着実な実行を通じりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの更なる企業価値の向上の成果をりそなホールディングスの既存株主とともに享受いただくため、また、関西みらいグループ各社の取引先である関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様は、今後も、りそなホールディングス株式を所有していただき、関西みらいグループ各社との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展していくことが関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するものとりそなホールディングスは考えているため、りそなホールディングス株式を対価として実施するものであります。（なお、本取引のスキーム検討の経緯の詳細については、上記（1）「本完全子会社化の背景及び目的」の②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」をご参照ください。）

りそなホールディングスは、本公開買付けの成立後、本株式交換を実施することを予定しており、本日付で、関西みらいフィナンシャルグループとの間で、本公開買付けの成立及び関西みらいフィナンシャルグループの株主総会における承認を条件として、本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、関西みらいフィナンシャルグループに対して、本株式交換契約を承認することを付議議案に含む本臨時株主総会（本日現在において、2021年2月19日を予定しております。）を開催することを、本公開買付けの成立後速やかに要請する予定です。

なお、りそなホールディングスは、本公開買付けに当たり、本日付で、SMBC及びSMFGとの間で、SMBCが本応募を行うことに関する本応募契約を締結しております。

本応募契約においては、(i) SMBC が本臨時株主総会の議決権行使の基準日において所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（本応募株式を含みます。）（注1）の全てにつき、りそなホールディングスに対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任すること、(ii) SMBC が、本効力発生日までの間、本効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、りそなホールディングスの事前の書面による同意を得ずに、関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わないことが定められております。（本応募契約の詳細については、下記②「本公開買付けについて」の(ii)「本応募契約の概要」をご参照ください。）。

(注1) 本日現在において、SMBC が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（本応募株式を除きます。）は 49,846,422 株（所有割合：13.37%）、本応募株式は 29,385,393 株（所有割合：7.88%）であり、合計で 79,231,815 株（所有割合：21.25%）です。なお、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第7条第1項第3号に該当する関西みらいフィナンシャルグループ株式が含まれます。

①りそなホールディングスが本日現在所有している関西みらいフィナンシャルグループ株式（190,721,180 株。所有割合：51.15%）、②本応募株式（29,385,393 株。所有割合：7.88%）及び③SMBC が本日現在所有している関西みらいフィナンシャルグループ株式（本応募株式を除きます。49,846,422 株。所有割合：13.37%）（以下、②及び③を総称して「議決権委任対象株式」といいます。）を合計すると 269,952,995 株となり、当該株式に係る議決権の数（2,699,529 個）が、関西みらいフィナンシャルグループが 2020 年 8 月 7 日に提出した第 4 期第 1 四半期報告書に記載された 2020 年 3 月 31 日現在の関西みらいフィナンシャルグループの総株主の議決権の個数（3,718,247 個）に対して占める割合は 72.60%（小数点以下第三位を四捨五入。）となります。かかる割合は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案を可決するために必要な議決権の割合（出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上）を超える割合となるため、本応募契約に従って、本応募が行われ、かつ、本臨時株主総会における議決権委任対象株式に係る議決権行使がりそなホールディングスに委任され、そしてりそなホールディングスが本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案に賛成した場合、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に係る議案は可決されることとなります。なお、りそなホールディングスは、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案に賛成することを予定しております。

本株式交換においては、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式の対価としてりそなホールディングス株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより本公開買付けに応募されなかった関西みらいフィナンシャルグループ株式の全て（但し、本株式交換の効力発生の直前の時点においてりそなホールディングスが所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式を除きます。）はりそなホールディングス株式と交換され、りそなホールディングス株式 1 株以上を割り当てられた関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様は、りそなホールディングスの

株主となります。本株式交換は、2021年4月1日を効力発生日として実施される予定です。

なお、本株式交換の効力発生の直前の時点において、1単元（100株）未満の関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有する関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に対しては、本株式交換に際して交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じる可能性があります。かかる場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します（注2）。なお、りそなホールディングスは、本日現在において、本株式交換に際して関西みらいフィナンシャルグループの株主に交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じた場合（かかる1株に満たない端数の交付を受ける関西みらいフィナンシャルグループの株主を、以下「端数権利者」といいます。）は、(i) 会社法第234条第2項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第50条第1号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は(ii) 会社法第234条第2項及び第4項並びに会社法施行規則第50条第2号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式をりそなホールディングスが自己株式として取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日のりそなホールディングス株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

(注2) 例えば、本株式交換の効力発生の直前の時点において、関西みらいフィナンシャルグループの株主が、関西みらいフィナンシャルグループ株式60株を所有する場合、60に本株式交換比率を乗じると85.2となりますが、りそなホールディングスは、本株式交換に際して、当該株主に対し、りそなホールディングス株式85株及び端数(0.2)に応じた金銭（注3）を交付することとなります。

(注3) りそなホールディングスは、本日現在において、本株式交換に際して関西みらいフィナンシャルグループの株主に交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じた場合、上記(i)又は(ii)の方法により端数を処理することを予定しており、端数権利者に対しては、(i) 市場における売却価格又は(ii) 自己株式取得の日のりそなホールディングス株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

また、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、りそなホールディングスにおける株主総会の承認を受けずに実施される予定です。

なお、関西みらいフィナンシャルグループは、本公開買付けの終了日以降、本効力発生日までの間に、関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式の全てを消却する予定です。

(ii) 本株式交換契約

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは本日付で、りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の概要は、以下のとおりです。

(ア) 本株式交換の実施

りそなホールディングスを株式交換完全親会社とし、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する。

(イ) 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、関西みらいフィナンシャルグループの株主（りそなホールディングスを除く。以下（イ）において同様とする。）に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下「基準時」という。）の関西みらいフィナンシャルグループの株主名簿に記載又は記録された関西みらいフィナンシャルグループの株主が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式数の合計に、1.42を乗じた数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）のりそなホールディングス株式を交付する。

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、りそなホールディングス株式を、基準時の関西みらいフィナンシャルグループの株主名簿に記載又は記録された関西みらいフィナンシャルグループの株主に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式1株につき、りそなホールディングス株式1.42株の割合をもって割り当てる。

関西みらいフィナンシャルグループの株主に対して割り当てるりそなホールディングス株式の数に1株に満たない端数が生じた場合は、りそなホールディングスは、会社法第234条の規定に従ってこれを処理する。

(ウ) 本新株予約権の取扱い

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、基準時の関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権原簿に記載又は記録された各本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権に代わり、基準時の関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権原簿に記載又は記録された関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権者が所有する各本新株予約権の総数と同数の、各本新株予約権と同等の内容のりそなホールディングスの新株予約権をそれぞれ交付する。

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、りそなホールディングスの各新株予約権を、基準時の関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権原簿に記載又は記録された関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権者に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権1個につき、りそなホールディングスの新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

(エ) 本株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額

本株式交換により増加すべきりそなホールディングスの資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(a) 資本金の額

0円

(b) 資本準備金の額

会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。）第39条の規定に従いりそなホールディングスが別途定める金額

(c) 利益準備金の額

0円

(オ) 本株式交換の効力発生

本効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの合意によりこれを変更することができる。

(カ) 株主総会における本株式交換契約の承認

関西みらいフィナンシャルグループは、2020年12月25日又はりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループが別途合意する日を議決権基準日とし、本臨時株主総会を招集し、本株式交換契約の承認、定時株主総会の基準日に関する定款規定を、本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2021年3月30日又はりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループが別途合意する日をもって削除する旨の定款変更並びにりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループが別途合意する事項に関する決議を求めるものとする。但し、必要に応じてりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの合意によりこの開催日を変更することができる。

りそなホールディングスは、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本株式交換契約につき株主総会の承認が必要となった場合、りそなホールディングスは、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに、本株式交換契約につきりそなホールディングスの株主総会の承認を求めるものとする。

(キ) 会社の財産の管理

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、本日付「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」及び「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下総称して「本プレスリリース」という。）にて公表された本株式交換、本公開買付けその他の各取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予めりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループが協議し合意の上、これを行うものとする。

(ク) 剰余金の配当及び自己株式の取得の制限

りそなホールディングスは、2021年3月31日を基準日として、総額242億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとする。

関西みらいフィナンシャルグループは、2021年3月31日を基準日として、総額38億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとし、りそなホールディングスは必要な議決権行使を行うものとする。

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、上記に定める剰余金の配当を除き、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び同法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求

に応じて行う自己株式の取得を除く。)を行わないものとする。

(ケ) 自己株式の処理

関西みらいフィナンシャルグループは、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに開催される取締役会の決議により、本株式交換によりりそなホールディングスが関西みらいフィナンシャルグループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時において所有する自己株式（会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

(コ) 関西みらいフィナンシャルグループの株主に対する議決権の付与

りそなホールディングスは、本効力発生日までに、本株式交換に際してりそなホールディングス株式の割当交付を受ける関西みらいフィナンシャルグループの株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、上記(カ)の定款変更が効力を生じること及び本株式交換が効力を生じることを条件として、りそなホールディングスの2021年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

(サ) 表明及び保証

りそなホールディングスは、関西みらいフィナンシャルグループに対し、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて（但し、個別に時点が特定されている事項については、当該時点において）、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(c) 本株式交換契約の有効性及び執行可能性、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約の締結までの間のりそなホールディングスの財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、(f) 反社会的勢力との取引の不存在、並びに (g) 情報開示の真実性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

関西みらいフィナンシャルグループは、りそなホールディングスに対し、本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本株式交換契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(c) 本株式交換契約の有効性及び執行可能性、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 財務諸表の公正性及び2020年4月1日以降の重要な債務等の不存在、及び2020年4月1日以降本株式交換契約の締結までの間の関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由の不存在、(f) 反社会的勢力との取引の不存在、並びに (g) 情報開示の真実性、正確性及び十分性について、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

(シ) 本株式交換に関する条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約の締結日（本日）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、りそなホールディングス又は関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、りそなホールディングス若しくは関西みらいフィナンシャル

グループは、両当事者が協議の上、本株式交換契約を解除し、又は、りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、両当事者が協議し合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができるものとする。

(ス) 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、上記(シ)に従い本株式交換契約が解除された場合、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までにりそなホールディングス若しくは関西みらいフィナンシャルグループのいずれかの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合(りそなホールディングスについては、会社法第796条第3項の規定により、本株式交換契約につきりそなホールディングスの株主総会の承認が必要となった場合に限る。)、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までにりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの臨時株主総会に上程されたりそなホールディングス若しくは関西みらいフィナンシャルグループの提案に係る議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合(りそなホールディングスについては、会社法第796条第3項の規定により、本株式交換契約につきりそなホールディングスの株主総会の承認が必要となった場合に限る。)、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までに本公開買付けが本プレスリリース記載の要領にて成立し、かつその決済及び振替の記載若しくは記録が全て完了していない場合、又は、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、その効力を失う。

② 本公開買付けについて

(i) 本公開買付けの概要

りそなホールディングスは、本取引の一環として、りそなホールディングスの1株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、本公開買付け価格はSMBCとの協議により決定した価格ですが、同時に、本公開買付け価格による関西みらいフィナンシャルグループ株式の現金化を希望するSMBC以外の関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に対しても、かかる現金化の機会を提供するものとなります。

りそなホールディングスは、本公開買付けに当たり、本日付で、SMBC及びSMFGとの間で本応募契約を締結しております。なお、本公開買付け及び本応募契約の詳細については、下記(ii)「本応募契約の概要」及びりそなホールディングス公表の本日付プレスリリース「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード 7321)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

関西みらいフィナンシャルグループは、本日、以下の点等から、本公開買付け価格である500円は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様へ投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないと判断いたしました。

- 本公開買付け価格は、本株式価値算定書(野村証券)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であること。また、本公開買付け価格は、本株式価値算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジ

の下限を下回る価格であること。これらのことからすると、本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないと考えられること。

- 本公開買付価格である500円は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の関西みらいフィナンシャルグループ株式の終値405円に対して23.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当すること。このことからすると、本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループ株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不合理とまではいえないと考えられること。
- 本公開買付価格はりそなホールディングスとSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと。

なお、りそなホールディングスは、本特別委員会に対して、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関するりそなホールディングスとSMBCの間の協議・交渉の状況について報告しております。りそなホールディングスは、2020年10月16日に、本特別委員会から、本公開買付けにおける公開買付けの価格は、強圧性の排除の観点から、本株式交換における株式交換比率を決定するに当たっての重要な考慮要素であることから、本株式交換における株式交換比率を、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様が交付を受ける対価（りそなホールディングス株式）の価値が本公開買付けにおける公開買付価格以上となるような株式交換比率とするよう要請を受けておりますが、本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループとの間で、本公開買付けにおける公開買付けの価格に関する交渉は行っておりません。

以上より、関西みらいフィナンシャルグループは、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと認められることから、本公開買付けに賛同することが妥当であると判断いたしました。もっとも、上記のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループ株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められず、他方、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）のDDM法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると判断いたしました。更に、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当と判断いたしました。

そして、関西みらいフィナンシャルグループは、本日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議しております。詳細については関西みらいフィナンシャルグループ公表の本日付プレスリリース「当社親会社である株式会社りそなホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

(ii) 本応募契約の概要

りそなホールディングスは、本公開買付けに当たり、SMBC 及び SMFG との間で、本日付で本応募契約を締結し、SMBC は本応募を行うものとされております。本応募契約においては、SMBC による本応募の前提条件として、本公開買付けの開始日において、①りそなホールディングスによる表明保証事項（注1）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、②本応募契約に基づき、りそなホールディングスが履行又は遵守すべき義務（注2）の重要な点にりそなホールディングスが違反していないこと、③関西みらいフィナンシャルグループ取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、当該決議が変更又は撤回されていないこと、④本公開買付けの実施が、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと、⑤本公開買付けの実施が、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと、⑥関西みらいフィナンシャルグループの業務等又は株券等に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しないこと、⑦本株式交換契約が有効に締結され、かつ、存続していることが規定されています。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、SMBC が自らの判断においてこれを放棄し、本応募を行うことは制限されていません。

本応募契約においては、SMBC は、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点で所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（本応募株式を含みます。）の全てにつき、りそなホールディングスに対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任する義務を負っています。

本応募契約においては、SMBC 及び SMFG は、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「SMBC-FS」といいます。）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）、株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」といいます。）、SMBC 信用保証株式会社（以下「SMBC 信用保証」といいます。）及び SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興」といいます。）をして、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（SMBC 日興所有分については、関西みらいフィナンシャルグループ株式 271,824 株に限ります。）の全てにつき、りそなホールディングスに対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っています。また、本応募契約においては、SMBC 及び SMFG は、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「三井住友 FL」といいます。）及び株式会社さくらケーシーエス（以下「さくらケーシーエス」といいます。）をして、三井住友 FL 及びさくらケーシーエスが、本臨時株主総会における議決権行使の基準日時点でそれぞれ所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式の全てにつき、りそな

ホールディングスに対して、本臨時株主総会における議決権行使を委任することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っています。

本応募契約においては、SMBC は、本効力発生日までの間、本応募契約に別段の定めがない限り、有償か無償かを問わず、直接又は間接に、りそなホールディングスの事前の書面による同意を得ずに、関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を追加的に取得し、又はこれらの譲渡、移転、担保権の設定その他の処分（但し、関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新たな担保権の設定及び担保権の実行による関西みらいフィナンシャルグループの株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得を含む業務上の理由により必要となる取得又は処分を除きます。）を行わない義務を負っています。また、SMBC 及び SMFG は、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興をして、当該義務と同等の制約に服させるべき合理的な範囲の努力をし、三井住友 FL 及び当該義務と同等の制約に服することに関して、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議する義務を負っています。

(注1) 本応募契約においては、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本応募契約の締結及び履行に関する権利能力、必要な手続の履践、(c) 本応募契約の有効性及び執行可能性、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 許認可等の取得並びに (f) 反社会的勢力との取引の不存在がりそなホールディングスの表明保証事項とされております。

(注2) 本応募契約において、りそなホールディングスは、(a) 秘密保持義務、(b) 本応募契約に関連して自らに発生する費用等の負担義務、及び (c) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、(d) りそなホールディングスによる上記 (注1) 記載の表明及び保証の違反又はそのおそれがあることを認識した場合、速やかに SMBC 及び SMFG に対してその旨を通知し、SMBC 及び SMFG の請求に応じて合理的な範囲でその詳細を報告する義務並びに (e) りそなホールディングスによる上記 (注1) に記載の表明及び保証の違反又は本応募契約上のりそなホールディングスの義務の違反に起因又は関連して、SMBC 又は SMFG が損害等を被った場合、当該損害等を被った当事者に対して、かかる損害、損失又は費用を賠償又は補償する義務を負っております。

本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（SMBC 日興所有分については、関西みらいフィナンシャルグループ株式 271,824 株に限ります。）の全てを取得し、又は、取得させるべく合理的な範囲の努力をする義務を負っております。また、本応募契約において、SMBC 及び SMFG は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、SMBC が、三井住友 FL 及びさくらケーシーエスが所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式の全てを取得することにつき、それぞれ三井住友 FL 及びさくらケーシーエスとの間で誠実に協議をする義務を負っております。

本応募契約において、SMBC は、本臨時株主総会の決議日の翌日から本効力発生日の 10 営業日前までの間に、法令等に違反しない範囲において、(i) SMBC-FS、三井住友カード、日本総研、SMBC 信用保証及び SMBC 日興が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（SMBC 日興所有分については、関西みらいフィナンシャルグループ株式 271,824 株に限ります。）の全ての取得を完了した上で、

(ii) その時点で SMBC が所有する関西みらいフィナンシャルグループ株式（以下「本信託対象株式」といいます。）の全てに関し、信託銀行（以下「本受託者」といいます。）との間で、本信託対象株式を処分することを目的として信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を有効かつ適法に締結し、(b) 本信託契約の締結日と同日に本信託契約に従って本信託対象株式の本受託者に対する信託譲渡を有効かつ適法に実行し、(c) 当該信託譲渡実行後速やかに当該信託譲渡に係る振替の記載又は記録を有効かつ適法に完了すべく合理的な範囲の努力をする義務を負っております。また、本応募契約において、SMBC は、本信託契約を締結する場合には、下記 (あ) 及び (い) の内容を定める義務を負っております。

(あ) 本信託対象株式及び本株式交換により本信託対象株式の対価として交付される公開買付株式の双方を信託有価証券（以下「本信託有価証券」といいます。）として設定すること。

(い) SMBC は、本信託有価証券に係る議決権行使（議決権行使に関する指図を含みます。）を行わないこと。

本応募契約において、SMBC は、(i) 本受託者が本信託有価証券を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分（当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。）する旨を本信託契約に定めるか、

(ii) 本信託有価証券を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分（当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。）すべき旨を本受託者に対して指図するか、又は、(iii) 自ら本信託対象株式（本株式交換により本信託対象株式の対価として交付されるりそなホールディングス株式を含みます。）を 2021 年 9 月 29 日以前を期限として SMFG の関係会社以外の第三者に対して処分（当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。）する義務を負っております（但し、当該期限までの処分（当該処分に係る振替の記載又は記録の完了を含みます。）が実務上困難となった場合には当該期限についてはこの限りではなく、りそなホールディングス及び SMBC は、当該期限の延長について誠実に協議するものとされており）。また、本応募契約において、SMBC は、本信託有価証券の処分のために必要となる場合を除き、本信託契約の締結後は、本信託契約の変更又は解約の申込みその他本信託契約の変更又は終了に向けた行為をしない義務を負っております。

なお、本応募契約の詳細については、りそなホールディングス公表の本日付プレスリリース「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」もご参照ください。

③ 自己株式の取得

りそなホールディングスは、本取引に伴う潜在的な EPS の希薄化が生じる場合には、当該希薄化に対応するため、本取引後速やかに、自己株式取得を市場買付けにより実施することを予定しております。なお、従前公表しております株主還元方針の通り、引き続き安定配当を継続するとともに、健全性・収益性とのバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、株主還元 of 拡充に取り組んでまいります。

(3) 本完全子会社化の日程（予定）

本株式交換契約の締結等に係る臨時取締役会決議日（両社）	2020年11月10日（本日）
本株式交換契約の締結日（両社）	2020年11月10日（本日）
本公開買付け期間の開始日	2020年11月11日（予定）
本公開買付け期間の終了日	2020年12月9日（予定）

本臨時株主総会基準日公告 (関西みらいフィナンシャルグループ)	2020年12月10日(予定)
本臨時株主総会に係る基準日 (関西みらいフィナンシャルグループ)	2020年12月25日(予定)
本臨時株主総会開催日 (関西みらいフィナンシャルグループ)	2021年2月19日(予定)
最終売買日 (関西みらいフィナンシャルグループ)	2021年3月29日(予定)
上場廃止日 (関西みらいフィナンシャルグループ)	2021年3月30日(予定)
本株式交換の効力発生日 (本効力発生日)	2021年4月1日(予定)

(注1) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換は、りそなホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換の日程は、上記1. 「本完全子会社化の目的等」の(3)「本完全子会社化の日程(予定)」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、りそなホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ず、関西みらいフィナンシャルグループにおいては、2021年2月19日に開催予定の本臨時株主総会において承認を得た上で、2021年4月1日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	りそなホールディングス (株式交換完全親会社)	関西みらい フィナンシャルグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (注1)	1.42	1
本株式交換により交付する 株式数	りそなホールディングスの普通株式：216,378,430株 (予定)(注2)	

(注1) 株式の割当比率

関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対して、りそなホールディングス株式1.42株を割当交付いたします。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含みます。)までの間において、りそなホールディングス又は関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

- す。
- (注2) 本株式交換により交付する株式数
- 本公開買付けにおける買付予定数の下限に相当する数の関西みらいフィナンシャルグループ株式の応募があった場合において本株式交換により交付される予定のりそなホールディングス株式の数として、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループ株式の発行済株式総数(372,876,219株)から、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)、りそなホールディングスが本日現在所有している関西みらいフィナンシャルグループ株式の数(190,721,180株)及び本公開買付けにおける買付予定数の下限(本応募株式の数と同数の29,385,393株)を控除した株式数(152,379,176株)に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。
- りそなホールディングスは、本株式交換に際して、基準時の関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様(但し、りそなホールディングスを除きます。)に対して、その保有する関西みらいフィナンシャルグループ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のりそなホールディングス株式を割当交付する予定ですが、交付するりそなホールディングス株式については、新たに発行するりそなホールディングス株式を使用する予定です。
- なお、関西みらいフィナンシャルグループは、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により関西みらいフィナンシャルグループが取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定であるため、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、本株式交換においてりそなホールディングス株式を交付する対象から除外しております。
- 本株式交換により割当交付するりそなホールディングス株式の総数については、本公開買付けに応募される関西みらいフィナンシャルグループ株式の数、本新株予約権の行使、及び関西みらいフィナンシャルグループによる自己株式の取得等の理由により、今後修正される可能性があります。
- (注3) 単元未満株式の取扱い
- 本株式交換により、1単元(100株)未満のりそなホールディングス株式の割当てを受ける関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、りそなホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、りそなホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数のりそなホールディングス株式を売り渡すことを請求することも可能です。
- (注4) 1株に満たない端数の取扱い
- 本株式交換に際して、関西みらいフィナンシャルグループの株主に交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。なお、りそなホールディングスは、本日現在において、本株式交換に際して関西みらいフィナンシャルグループの株主に交付するりそなホールディングス株式に1株に満たない端数が生じた場合は、(i) 会社法第234条第2項及び会社法施行

規則第 50 条第 1 号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は (ii) 会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項並びに会社法施行規則第 50 条第 2 号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式をりそなホールディングスが自己株式として取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日のりそなホールディングス株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

関西みらいフィナンシャルグループの発行している各本新株予約権がいずれも 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストック・オプションであることを踏まえ、りそなホールディングスは、本株式交換に際して、各本新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整したりそなホールディングスの新株予約権を、基準時における本新株予約権者に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権 1 個につきりそなホールディングスの新株予約権 1 個の割合をもって割当交付する予定です。

なお、関西みらいフィナンシャルグループは、新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換に用いられる上記 2. 「本株式交換の要旨」の (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社及び応募合意株主である SMBC から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、りそなホールディングスは BofA 証券を、関西みらいフィナンシャルグループは野村證券を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、両社及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして、りそなホールディングスは西村あさひ法律事務所を、関西みらいフィナンシャルグループは北浜法律事務所をそれぞれ選定いたしました。また、本特別委員会は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、両社及び応募合意株主である SMBC から独立した独自の第三者算定機関として、フロンティア・マネジメントを選定いたしました。

りそなホールディングスにおいては、下記 (4) 「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である BofA 証券から本日付で提出を受けた株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書 (BofA 証券)」といいます。）における株式交換比率の算定結果、及び同社から同日付で提出を受けた本株式交換比率がりそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン (BofA 証券)」といいます。）の内容、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、りそなホールディングスが関西みらいフィナンシャルグループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向や過去の国内上場企業と当該企業の親会社との間の株式交換事例において決定した株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、りそなホールディングスの株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

関西みらいフィナンシャルグループにおいては、下記 (4) 「公正性を担保する

ための措置」及び（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、関西みらいフィナンシャルグループの第三者算定機関である野村証券から2020年11月9日付で受領した本株式交換比率算定書（野村証券）、本特別委員会を通じて提出を受けた本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメンツの2020年11月9日付の本株式交換比率算定書（フロンティア）及びフェアネス・オピニオン（フロンティア）、法務アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、関西みらいフィナンシャルグループがりそなホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主であるりそなホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会から2020年11月9日付で受領した本答申書の内容等を踏まえて、りそなホールディングスとの間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、以下の点等から、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様がりそなホールディングスの株主となっていただくことで、今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると判断いたしました。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメンツより、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（フロンティア）を取得していること。
- 上記のとおり、関西みらいフィナンシャルグループがりそなホールディングスの完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資すると考えられること。

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催のりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの各取締役会の決議に基づき、本日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

本株式交換における関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づくりそなホールディングス株式1.42株相当）の価値は、りそなホールディングス株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（352.685円）に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付価格（500円）よりも0.8127円高い額となり、また、関西みらいフィナンシャルグループ株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.85%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含みます。）までの間において、りそなホールディングス又は関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事

業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

りそなホールディングスの第三者算定機関であるBofA証券並びに関西みらいフィナンシャルグループの第三者算定機関である野村証券及び本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、いずれもりそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

本株式交換比率の算定にあたって公正性を期するため、りそなホールディングスはBofA証券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

関西みらいフィナンシャルグループは野村証券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。また、本特別委員会はフロンティア・マネジメントを第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

(i) BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要

BofA証券は、りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社ともに比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法であるDDM法による分析（DDM分析）を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。BofA証券は、下記的前提条件その他一定の条件の下で、りそなホールディングスの取締役会に対し、本日付にて、本株式交換比率算定書（BofA証券）を提出しております。また、BofA証券は、りそなホールディングス取締役会からの依頼に基づき、下記的前提条件その他一定の条件の下で、本日付にて、本株式交換比率がりそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（BofA証券）を、りそなホールディングス取締役会に対して提供しております。

市場株価分析については、2020年11月9日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のためにりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの両社について、比較的類似する事業を手掛ける複数の上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率に基づきりそなホールディン

グス及び関西みらいフィナンシャルグループ両社の株式価値を分析しております。

DDM分析についても、BofA証券に対し算定・分析に利用することを目的に提供された2022年3月期から2026年3月期までの期間に係る両社についての財務予測に基づき、下記の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属すると見込まれる2022年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析しております。なお、BofA証券に提供された関西みらいフィナンシャルグループの財務予測は、関西みらいフィナンシャルグループにより作成され、りそなホールディングスにより調整を加えた上でBofA証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測及び当該財務予測にりそなホールディングスが同社の判断による当該影響も加味しBofA証券に対し提供した財務予測の双方から成り、他方、りそなホールディングスの財務予測は、りそなホールディングスからBofA証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測です。なお、上記のりそなホールディングスの財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。一方で、関西みらいフィナンシャルグループの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期の連結純利益においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な下落等による2021年3月期における収益悪化からの業績回復を背景に、対前年比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。2023年3月期の連結純利益においては、店舗統廃合やグループ内での人材の再配置の推進等からの経費削減の進展を背景として、対前年度比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

BofA証券による本株式交換における株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです（以下の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループの株式1株に対して交付するりそなホールディングスの株式の割当比率の算定レンジを記載したものです。）。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	1.13～1.17
類似企業比較分析	0.47～1.06
DDM分析（注1）	0.96～1.84

（注1）上記のDDM分析における株式交換比率の算定レンジについては、りそなホールディングスによる調整を加えた関西みらいフィナンシャルグループの財務予測について、スタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測及びりそなホールディングスが判断した当該影響を加味した財務予測の双方を分析し算定された株式交換比率をレンジとして記載しています。但し、BofA証券のフェアネス・オピニオン（BofA証券）に関しては、下記前提条件のとおり、りそなホールディングスの判断による当該影響を加味した関西みらいフィナンシャルグループの財務予測を前提としています。

（注2）上記の本株式交換比率算定書（BofA証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）は、りそなホールディングスの取締役会が（当該立場において）本株式交換を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的としてりそなホールディングスの取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。BofA証券は、本取引の形態、ストラクチャー、本株式交換契約及び本応募契約（以下、本株式交換契約及び本応募契約を総称して「本最終諸契約」といいます。）その他本取引に関連して締結若しくは合意される契約又は取り決め、本公開買付けの公開買付価格（本株式交換比率と本公開買付けの公開買付価格の間の相対的

な優劣を含むが、これらに限られません。)等を含め本取引の条件その他の側面(フェアネス・オピニオン(BofA証券)に明記される範囲における、またフェアネス・オピニオン(BofA証券)に明記される前提及び条件に基づく本株式交換比率を除きます。)について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。BofA証券の意見は、本株式交換比率に係るりそなホールディングスにとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本株式交換比率との比較における公正性(財務的か否かを問いません。)について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。加えて、りそなホールディングスにとり採用可能であるか、又はりそなホールディングスが実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点について、また、本取引を推進若しくは実施するりそなホールディングスの業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。また、BofA証券は、りそなホールディングス株式の発行時における実際の価値について、また、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点におけるりそなホールディングス株式又は関西みらいフィナンシャルグループ株式の取引価格について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。更に、BofA証券は、本取引、本公開買付け、本株式交換又はそれらに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。BofA証券は、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ若しくはその他の企業体又は本取引に関連する法律、規制、会計、税務及び類似の事項について何ら意見又は見解を表明するものではなく、これらの事項について、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスによる評価に依拠しております。BofA証券は、りそなホールディングスが、これらの事項について資格を有する専門家からりそなホールディングスが必要と認める助言を得ているものと理解しております。

BofA証券は、本株式交換比率算定書(BofA証券)における分析(以下「本分析」といいます。)を行い、また、フェアネス・オピニオン(BofA証券)を作成するに際して、公開されている又はBofA証券に対して提供され若しくはBofA証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないというりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの経営陣の表明に依拠しております。BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループの経営陣が作成し又はその指示に従い作成され、かつ同経営陣が承認した関西みらいフィナンシャルグループに関する財務予測(以下「関西みらいフィナンシャルグループ予測」といいます。)について、それが関西みらいフィナンシャルグループの将来の業績に関する関西みらいフィナンシャルグループの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨の説明を関西みらいフィナンシャルグループより受けており、りそなホールディングスの了解を得た上で、そのことを前提としております。

BofA証券は、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスの経営陣により修正が加えられた関西みらいフィナンシャルグループ予測（以下「修正関西みらいフィナンシャルグループ予測」といいます。）、りそなホールディングスの経営陣が作成したりそなホールディングスに関する財務予測及びりそなホールディングスの経営陣が予想した本完全子会社化の実行に伴い関西みらいフィナンシャルグループに生じる費用削減効果（以下「本費用削減効果」といいます。）について、これらが関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスの将来の業績並びにその他の事項に関するりそなホールディングスの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、関西みらいフィナンシャルグループ予測及び修正関西みらいフィナンシャルグループ予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関するりそなホールディングスの経営陣の評価に基づき、りそなホールディングスの指示に従い、本分析の実施及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）の作成に当たり修正関西みらいフィナンシャルグループ予測に依拠しております。BofA証券は、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスによる本費用削減効果の実現可能性に関するりそなホールディングスの経営陣の評価に依拠しており、また、それらが予想された額及び時期において実現する旨の表明をりそなホールディングスより受けており、またそのことを前提としています。また、りそなホールディングスの指示により、本費用削減効果のうち、りそなホールディングスが決定した割合に相当する部分を、本完全子会社化前の関西みらいフィナンシャルグループに帰属するものとして本分析を行っています。BofA証券は、貸出債権、繰延税金資産、貸倒引当金、ヘッジ・ポジション及びデリバティブ・ポジションにつき評価を行う専門家ではなく、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社に係るこれらの適切性について独自に評価しておらず、またりそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社の個々の与信記録も審査しておりません。従って、BofA証券は、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社が計上している貸倒引当金の総額（本取引後のプロフォーマによる貸倒引当金の総額を含みます。）が将来の貸倒れをカバーするのに十分であることを前提としております。本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）は、必然的に、本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてBofA証券が入手可能な情報に基づいています。ご承知のとおり、クレジット市場、金融市場及び株式市場は非常に不安定な状況が継続しておりますが、BofA証券は、かかる不安定な状況がりそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ又は本取引のいずれかに与える潜在的影響について何ら意見又は見解を述べるものではありません。本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）の日付以降に発生する事象が本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）の内容に影響を与える可能性があります。BofA証券は、本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了承されています。

上記のBofA証券による分析の記載は、同社がフェアネス・オピニオン（BofA証券）に関連してりそなホールディングスの取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、フェアネス・オピニオン（BofA証券）に

関連してBofA証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。フェアネス・オピニオン（BofA証券）の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、従って、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。BofA証券による分析は全体として考慮される必要があります。更に、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、BofA証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

BofA証券は、本分析を行うに当たり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くはりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループにより制御できないものです。BofA証券による分析の基礎をなすりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又はBofA証券の分析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。BofA証券の分析は、本株式交換比率の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、フェアネス・オピニオン（BofA証券）の提出に関連してりそなホールディングスの取締役会に対して提供されたものです。BofA証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらがりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの実際の価値に関するBofA証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本取引は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、りそなホールディングス、SMFG、SMBC及び関西みらいフィナンシャルグループの交渉により決定されたものであり、りそなホールディングスの取締役会により承認されたものです。本取引を実施することの決定は、もっぱはりそなホールディングスの取締役会によってなされたものであり、フェアネス・オピニオン（BofA証券）及び本株式交換比率算定書（BofA証券）は、上記のとおり、りそなホールディングスの取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、りそなホールディングスの取締役会又は経営陣の本取引又はその条件についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループ、りそなホールディングス又はその他の企業体の資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、またかかる鑑定又は評価を提供されておられません。また、BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループ、りそなホールディングス又はその他の企業体の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。BofA証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用ある法令の下でも、関西みらいフィナンシャルグループ、りそなホールディングス又はその他の企業体の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。BofA証券は、りそなホールディングスの指示に従い、本取引が本最

終諸契約の重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその現在想定されている条件に従い完了されること、及び本取引に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ若しくはりそなホールディングス又は本取引が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含む。）がないことを前提としております。また、BofA証券は、りそなホールディングスの了解を得た上で、本取引が、関西みらいフィナンシャルグループ又はりそなホールディングスにとって有税取引とならないことを前提としております。なお、BofA証券は、本株式交換比率算定書（BofA証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）の作成に当たり、りそなホールディングスの指示に従い、関西みらいフィナンシャルグループの発行している新株予約権に対し、一定の前提に基づき関西みらいフィナンシャルグループ普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。BofA証券は、かかる新株予約権の保有者による転換権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。本株式交換比率算定書（BofA証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った財務情報に基づいて作成されております。

更に、BofA証券は、りそなホールディングスの指示に従い、本最終諸契約の最終締結版が、BofA証券が検討した本最終諸契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

BofA証券は、本取引に関してりそなホールディングスの財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その相当部分が本株式交換契約の締結を条件とし、また、その残額が本取引の完了を条件とします。）を受領致します。また、りそなホールディングスは、BofA証券の実費を負担すること、及びBofA証券の関与から発生する一定の責任についてBofA証券に補償することを合意しています。

BofA証券及びBofA証券の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。BofA証券及びBofA証券の関係会社は、その通常の業務の過程において、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ、SMFG、SMBC及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

BofA証券及びBofA証券の関係会社は、りそなホールディングスに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

また、BofA証券及びBofA証券の関係会社は、関西みらいフィナンシャルグループに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領する可能性があります。更に、BofA証券及びBofA証券の関係会社は、過去において、SMFG及びSMBCに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており（SMFGの各種債券募集についてリード・マネージャー及びブックランナーを務めたことを含みます。）、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

(ii) 野村證券による算定の概要

野村證券は、両社の株式交換比率について、両社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法においては、りそなホールディングスについては、りそなホールディングスの主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社めぶきフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社千葉銀行及び株式会社群馬銀行を選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。関西みらいフィナンシャルグループについては、関西みらいフィナンシャルグループの主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社京都銀行、株式会社紀陽銀行及び株式会社池田泉州ホールディングスを選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DDM法においては、りそなホールディングスが作成した2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は7.50%～8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exitマルチプルは6.5倍～7.5倍をそれぞれ採用しております。関西みらいフィナンシャルグループが作成した2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。関西みらいフィナンシャルグループの割引率は6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exitマルチプルは9.5倍～10.5倍をそれぞれ採用しております。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対して割り当てりそなホールディングス株式の数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13～1.17
2	類似会社比較法	0.67～1.22
3	DDM法	1.36～1.47

なお、野村證券がDDM法による算定に用いたりそなホールディングスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、野村證券がDDM法による算定に用いた関西みらいフィナンシャルグループの財務予測には、対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

- (iii) フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要
 - (a) フロンティア・マネジメントによる算定の概要

フロンティア・マネジメントは、両社の株式交換比率について、両社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の自己資本比率を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する資本並びに利益（以下「修正配当」といいます。）を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されているDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各種法における算定結果は以下の通りです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対して割り当てりそなホールディングスの普

通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13～1.17
2	類似会社比較法	0.55～1.07
3	DDM法	1.24～1.47

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2020年11月4日から算定基準日までの1週間の終値単純平均値、2020年10月12日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、2020年8月11日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、2020年5月11日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値に基づき算定いたしました。

類似会社比較法においては、関西みらいフィナンシャルグループについては、関西を地盤にする地方銀行という特性を踏まえ、株式会社京都銀行、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社池田泉州ホールディングス、及び株式会社紀陽銀行を類似する事業を手掛ける上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。りそなホールディングスについては、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社千葉銀行、株式会社新生銀行、及び株式会社あおぞら銀行を成長性、収益性、収益構造の観点から完全には類似していないものの相対的に類似性があると判断される上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。

DDM法においては、関西みらいフィナンシャルグループについては、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法（PER）を採用しており、永久成長率は-0.10%～0.10%、マルチプル法におけるPERは11.0倍～12.0倍として算定いたしました。また、りそなホールディングスについては、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は7.50%～8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法（PER）を採用しており、永久成長率は-0.10%～0.10%、マルチプル法におけるPERは7.5倍～8.5倍として算定いたしました。なお、りそなホールディングスの事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、関西フィナンシャルグループは対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

フロンティア・マネジメントは株式交換比率の算定に際し、関西みらいフィナンシャルグループおよびりそなホールディングスから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としてお

り、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、関西みらいフィナンシャルグループおよびりそなホールディングスの関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて関西みらいフィナンシャルグループおよびりそなホールディングスの財務予測に関する情報については、関西みらいフィナンシャルグループおよびりそなホールディングス経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。フロンティア・マネジメントの算定は、2020年11月9日までの上記情報を反映したものです。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(b) フロンティア・マネジメントのフェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2020年11月9日付で、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得しております。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フロンティア・マネジメントが将来の事業見通しを含めた上記の株式交換比率の算定・分析結果に照らして、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであります。なお、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フロンティア・マネジメントが、関西みらいフィナンシャルグループより、両社の事業の現状、事業の見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けたうえで実施した株式交換比率の算定・分析結果に加え、本取引の目的・背景に関するヒアリング、フロンティア・マネジメントが必要と判断した事業、経済、金融市場環境の検討並びにフロンティア・マネジメントにおいてエンゲージメントチームとは独立したメンバーによる審査会における審査・レビューを経て提出されております。

(注) フロンティア・マネジメントはフェアネス・オピニオン（フロンティア）の作成に当たり、フロンティア・マネジメントが検討した公開情報及び関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスからフロンティア・マネジメントに提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としています。フロンティア・マネジメントは、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておらず、かかる義務を負うものではありません。したがって、フロンティア・マネジメントは、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する一切の責任を負いません。また、フロンティア・マネジメントは、関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングス並びにそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の分析及び評価を含め、独自に評価や鑑定は行っておらず、また、第三者機関へ評価や鑑定の依頼も行っておりません。更に、フロンティア・マネジメントは、倒産、支払停止又はそれらの類似する事項に関する適用法令の適用可能性を含め、関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスの信用力についての評価又は調査も行っておりません。

フロンティア・マネジメントは、関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスの事業計画その他将来に関する情報及び資料については、関西みらいフィナンシャルグループの経営陣により現在可能な最善な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたものであり、その事業計画に従い関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスの財務状況が推移することを前提としております。また、フロンティア・マネジメントは事業計画の実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析もしくは予測又はそれらの根拠となった前提条件について何ら見解を表明するものではありません。加えて、フロンティア・マネジメントは、本株式交換が日本の法人税法上適格株式交換に該当すること、その他の本株式交換に関する税務上の効果について、フロンティア・マネジメントに提示された内容が正確であることを前提としており、フロンティア・マネジメントは、かかる税務上の効果について独自の分析又は検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。

フロンティア・マネジメントは、法律、会計又は税務の専門機関ではなく、本株式交換に関する法律、会計又は税務の問題点の有無等を独立して分析又は検討を行うものではなく、その義務を負うものでもありません。

フロンティア・マネジメントは、本株式交換に関して、本特別委員会の財務アドバイザーを務めており、本株式交換に関する交渉の一部に関与しており、そのサービスの対価として、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出に伴い手数料を受領する予定です。フェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出にあたっては、関西みらいフィナンシャルグループとフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書に規定する免責条項及び補償条項が適用されます。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、本特別委員会が関西みらいフィナンシャルグループとりそなホールディングスとの間における本株式交換比率を検討するために参考となる情報を提供することのみを目的としており、他のいかなる者に対してフェアネス・オピニオン（フロンティア）の情報を提供することを想定しておりません。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、関西みらいフィナンシャルグループ及びりそなホールディングスの株価、並びに本株式交換後のりそなホールディングスの株価について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、本株式交換の関西みらいフィナンシャルグループにおける事業戦略上の位置付け、又は本株式交換の実施によりもたらされる便益について言及しておらず、関西みらいフィナンシャルグループによる本株式交換の実行の是非という経営上の判断について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、関西みらいフィナンシャルグループの株主、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、関西みらいフィナンシャルグループの株主に対して、本株式交換に関する議決権等の株主権の行使について何らの勧誘・推奨を行うものでもなく、その権限も有しておりません。したがって、フロンティア・マネジメントは、フェアネス・オピニオン（フロンティア）に依拠した株主の皆様及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）の内容は、関西みらいフィナンシャルグループとフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書において認められている場合を除き、書面によるフロンティア・マネジメントの事前の同意なしに、要約、参照若しくは引用等の態様を問わず第三者に開示されず、又は目的外に使用されないことを前提としております。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の日付現在における事業環境、経済、市場、金融情勢その他の状況を前提とし、また、当該日付現在でフロンティア・マネジメントが入手している情報に依拠しております。今後の経済環境の変化等により、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の内容又はその前提となる事項が影響を受けることがありますが、フロンティア・マネジメントはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フェアネス・オピニオン（フロンティア）に明示的に記載された事項以外、又はフェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

（３） 上場廃止となる見込み及びその事由

関西みらいフィナンシャルグループ株式会社は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、りそなホールディングスは本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、関西みらいフィナンシャルグループ株式会社は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後、本株式交換が実施された場合、本効力発生日である 2021 年 4 月 1 日（予定）をもって、関西みらいフィナンシャルグループはりそなホールディングスの完全子会社となり、完全子会社となる関西みらいフィナンシャルグループ株式会社は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て 2021 年 3 月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 3 月 29 日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所において関西みらいフィナンシャルグループ株式会社を取引することはできません。

本株式交換の対価であるりそなホールディングス株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるりそなホールディングス株式会社は東京証券取引所において取引が可能であることから、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様のうちりそなホールディングス株式を 100 株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。一方、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様のうち、りそなホールディングス株式を 100 株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式については、東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様希望により、単元未満株式の買取請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記 2. 「本株式交換の要旨」の（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 2. 「本株式交換の要旨」の（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様は、最終売買日である 2021 年 3 月 29 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する

関西みらいフィナンシャルグループ株式を従来どおり取引することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

両社は、りそなホールディングスが本日現在 190,721,180 株（所有割合：51.15%）の関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有する関西みらいフィナンシャルグループの親会社かつ支配株主であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

りそなホールディングスは、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立した第三者算定機関であるBofA証券を選定し、本日付で、本株式交換比率算定書（BofA証券）を取得いたしました。本株式交換比率算定書（BofA証券）の概要については、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」の（i）「BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。また、りそなホールディングスは、本日付で、BofA証券より、フェアネス・オピニオン（BofA証券）を取得しております。本株式交換比率算定書（BofA証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）に関する重要な前提条件等については上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」の（i）「BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

一方、関西みらいフィナンシャルグループは、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2020年11月9日付で、本株式交換比率算定書（野村証券）を取得いたしました。本株式交換比率算定書（野村証券）の概要は、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」の（ii）「野村証券による算定の概要」をご参照ください。なお、関西みらいフィナンシャルグループは、野村証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、本特別委員会は、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントを選定し、2020年11月9日付で、本株式交換比率算定書（フロンティア）及びフェアネス・オピニオン（フロンティア）を取得しております。本株式交換比率算定書（フロンティア）の概要及びフェアネス・オピニオン（フロンティア）に関する重要な前提条件等については、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」の（iii）「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含むりそなホールディングスとしての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換に際して、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む関西みらいフィナンシャルグループとしての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

③ 特別委員会における独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、フロンティア・マネジメントを、本特別委員会の独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関として指名し、フロンティア・マネジメントから、本株式交換に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、本株式交換比率算定書（フロンティア）の提出を受け、また、当該意見書の日付現在において、上記（２）「算定に関する事項」の②「算定の概要」の（iii）「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本株式交換比率が、りそなホールディングス以外の関西みらいフィナンシャルグループの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン（フロンティア））を取得しております。

④ 取引保護条項の不存在その他本取引以外の買収提案の機会を確保するための措置

りそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換契約における合意を含め、関西みらいフィナンシャルグループが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が関西みらいフィナンシャルグループとの間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本取引の公正性の担保に配慮しております。

（５）利益相反を回避するための措置

りそなホールディングスは、関西みらいフィナンシャルグループの支配株主（親会社）であり、本取引は支配株主との取引等に該当するため、関西みらいフィナンシャルグループは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。なお、関西みらいフィナンシャルグループの取締役９名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去にりそなホールディングス及び／又は関西みらいグループ以外のりそなグループの各社の取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去にりそなホールディングス及び関西みらいグループ以外のりそなグループの各社の従業員であったことに鑑み、利益相反防止の観点から、関西みらいフィナンシャルグループの立場において、本取引に関する協議・交渉や関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の審議及び決議には一切参加していません。

① 関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置

(i) 設置等の経緯

関西みらいフィナンシャルグループは、2020年8月下旬にりそなホールディングスから本完全子会社化に係る初期的な提案を受け、関西みらいフィナンシャルグループの意思決定に慎重を期し、また、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とする取引を行う旨の決定をすることが関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年9月1日、いずれも、りそなホールディングスとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、関西みらいフィナンシャルグループの社外取締役である安田隆二氏（東京女子大学理事長等）、大橋忠晴氏（元川崎重工株式会社相談役）及び西川哲也氏（株式会社ディーファ代表取締役）の３名によって構成される本特別委員会を設置し、関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディン

グスの完全子会社とする取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(1) 関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とする取引が関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するか否か、(2) ①関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とする取引の条件の妥当性、及び②関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とする取引の手続の公正性の検討を踏まえて、当該取引が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不利益でないか否か(以下総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。なお、本特別委員会は、上記1.「本完全子会社化の目的」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の②「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」に記載のとおり、りそなホールディングスが、本特別委員会が設置された後である2020年10月上旬に、本取引のスキームを、関西みらいフィナンシャルグループ株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として関西みらいフィナンシャルグループ株式の一部を取得した後、りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換により、りそなホールディングス株式を対価として関西みらいフィナンシャルグループをりそなホールディングスの完全子会社とするスキームとすることを決定したことを受け、関西みらいフィナンシャルグループが選任した法務アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、関西みらいフィナンシャルグループと協議の上、本諮問事項の(2)に対する答申を行うに当たり、(i)本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているか、(ii)関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに対しいかなる意見を表明すべきか、(iii)関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないといえるか、(iv)本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の公正性は確保されているか、(v)(i)ないし(iv)の検討を踏まえて、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益でないといえるかを検討することといたしました。また、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を関西みらいフィナンシャルグループ取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が取引条件が妥当でない判断した場合には、本取引に賛同しないこととすること、並びに本特別委員会に、(a)取引条件等についてりそなホールディングスと交渉を行うこと、(b)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること(この場合の費用は関西みらいフィナンシャルグループが負担します。)、又は関西みらいフィナンシャルグループの財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。)すること、並びに(c)関西みらいフィナンシャルグループの役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与すること等を決議しております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2020年9月1日から2020年11月9日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問

事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、関西みらいフィナンシャルグループが選任した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券及び法務アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2020年10月上旬に、関西みらいフィナンシャルグループ、りそなホールディングス及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任しております。なお、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。その上で、関西みらいフィナンシャルグループからは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる関西みらいフィナンシャルグループの事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、りそなホールディングスに対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、りそなホールディングスから本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、関西みらいフィナンシャルグループの法務アドバイザーである北浜法律事務所から本取引に係る関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、りそなホールディングスに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、関西みらいフィナンシャルグループは、PwC に対してりそなホールディングスに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、PwC より財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、野村證券及びフロンティア・マネジメントから関西みらいフィナンシャルグループの株式価値及び株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、野村證券及びフロンティア・マネジメントによる株式価値及び株式交換比率の算定の基礎となる関西みらいフィナンシャルグループの事業計画につき、関西みらいフィナンシャルグループより事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、関西みらいフィナンシャルグループが作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、野村證券、フロンティア・マネジメント及び北浜法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自らりそなホールディングスとの直接交渉を実施したり、りそなホールディングスに対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、りそなホールディングスとの交渉に実質的に関与いたしました。

(iii) 判断の内容

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年11月9日付で、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会に対して提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものである。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。

- iii. 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当と考えられる。
- iv. 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- vi. ii ないし v の検討を踏まえて、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益でないといえる。

(b) 答申理由

- i. 以下の点より、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと考えられる。
 - 上記 1. 「本完全子会社化の目的」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」及び③「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、関西みらいグループ各社と関西地域における関西みらいグループの取引先との関係性を維持・発展させることを前提としながら、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャンネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた両社の更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものと考えられる。
 - 関西みらいフィナンシャルグループが本取引の実行により上記 1. 「本完全子会社化の目的」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の③「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載のシナジーが実現可能であると考えることについて、不合理な点は認められない。
 - 関西みらいフィナンシャルグループとりそなホールディングスは、昨今の金融機関を取り巻く事業環境や競争環境の変化、及び本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有しており、かかる取り組みを実行するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ連携のあり方について、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループの間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、関西みらいフィナンシャルグループを含みりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができるとの関西みらいフィナンシャルグループの判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。
- ii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィ

ナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。

- 関西みらいフィナンシャルグループにおいて独立した本特別委員会が設置されており、有効に機能したものと認められる。
 - 本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループは、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
 - 本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループは、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得をしているものと認められる。
 - 関西みらいフィナンシャルグループにおいては、利害関係を有する取締役等を本取引の検討・交渉過程から除外し、りそなホールディングスから独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたと認められる。
 - 本取引は支配株主による完全子会社化の事案であるところ、積極的にマーケット・チェックを実施すべき例外的事情は認められないこと。
 - 他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、本取引における手続の公正性を損なうものではないこと。
 - プレスリリースを通じて、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図られていること。
 - 関西みらいフィナンシャルグループの一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断する機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されていること。
- iii. 以下の点より、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることが妥当と考えられる。
- 本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）における DDM 法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式価値算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されること、本公開買付価格は、本株式価値算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM 法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - 本株式価値算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されること、本公開買付価格は、本株式価値算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM 法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - 本公開買付価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の関西みらいフィナンシャルグループ株式の

終値 405 円に対して 23.46%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.65%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当する。

- 本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループ株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不合理とまではいえないが、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。
 - 本公開買付価格は、そのなホールディングスと SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の関西みらいフィナンシャルグループの一般株主には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎない。
 - 上記 i のとおり、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと認められることから、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同することが妥当であると考えられる。もっとも、上記のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループ株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。他方、下記 v のとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえる。これらのことからすれば、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会としては、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると考えられる。
- iv. 以下の点より、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- 上記 i のとおり、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと認められることから、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が本公開買付けについて賛同す

る旨の意見を表明する旨を決定することは、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

- 上記 ii のとおり、本取引においては、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益を確保するための公正な手続が実施されている。
 - 上記 iii のとおり、本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないが、現時点で本公開買付価格での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対して投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえない。
 - 下記 v のとおり、本公開買付けが成立した後に予定されている本株式交換における取引条件の公正性は確保されている。
 - 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が関西みらいフィナンシャルグループ株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨するのではなく、その根拠も開示した上で本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループ株主の判断に委ねる旨を決定することは、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 以下の点より、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- 本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）における DDM 法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式交換比率算定書（野村証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される。ところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。
 - 本株式交換比率算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される。ところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。
- vi. 上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、上記 iv のとおり、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられ、上記 v のとおり、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられることからすれば、本取引は関西みらいフィナン

シャルグループの一般株主にとって不利益でないといえる。

- ② 関西みらいフィナンシャルグループにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む）全員の承認

関西みらいフィナンシャルグループは、（１）りそなホールディングスの完全子会社になることで、りそなグループと関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、関西みらいフィナンシャルグループを含むりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができると思われることから、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。また、（２）本公開買付価格については、（i）りそなホールディングスとSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、（ii）本公開買付価格である500円は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の東京証券取引所市場第一部における関西みらいフィナンシャルグループ株式の終値である405円を23.46%上回ることに照らせば、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様へ投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、関西みらいフィナンシャルグループの実施した関西みらいフィナンシャルグループの株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、（iii）本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率（関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりりそなホールディングス株式1.42株）は、関西みらいフィナンシャルグループの実施した関西みらいフィナンシャルグループの株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有し、本株式交換後においてはりそなホールディングスの株主となつていただくことで、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様へ今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様への判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。更に、（３）本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権者の皆様に対しては本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様への判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。そして、関西みらいフィナンシャルグループは、本日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本取引に関する議案を決議した本日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会においては、関西みらいフィナンシャルグループの取締役9名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去にりそなホールディングス及び／又は関西みらいグループ以外のりそなグループの取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去にりそなホールディングス及び関西みらいグループ以外のりそなグループの職員であったことに鑑み、利益相反を回避する観点から、（i）菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏を除く他の4名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、（ii）取締役会の定足数を確保する観点から、2014年までにりそなホールディングスの社外取締役を務めていたのみであり、上記5名の中

で最も利害関係が小さいと考えられる奥田務氏を加えた5名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、利益相反を回避する観点から、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏は、関西みらいフィナンシャルグループの立場で本取引に係る協議及び交渉に参加しておらず、また、関西みらいフィナンシャルグループの立場で本取引に係る検討に参加しておりません。

③ 関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した検討体制の構築

関西みらいフィナンシャルグループは、りそなホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を関西みらいフィナンシャルグループの社内に構築いたしました。具体的には、関西みらいフィナンシャルグループは、2020年8月下旬に、りそなホールディングスから本完全子会社化に係る初期的な提案を受けた時点後速やかに、関西みらいフィナンシャルグループの企画部門、財務部門の、りそなグループ各社と直接の関係性を有しない役職員を中心とした11名から成る検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、本特別委員会とともに、関西みらいフィナンシャルグループとりそなホールディングスとの間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び関西みらいフィナンシャルグループ株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程に専属的に関与しております。また、関西みらいフィナンシャルグループは、関西みらいフィナンシャルグループとりそなホールディングスとの間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び関西みらいフィナンシャルグループ株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に関西みらいフィナンシャルグループ以外のりそなグループ各社の役職員を兼任する関西みらいフィナンシャルグループの役職員のみならず、直近まで関西みらいフィナンシャルグループ以外のりそなグループ各社の役職員であった関西みらいフィナンシャルグループの役職員も関与させておりません。

関西みらいフィナンシャルグループに構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する関西みらいフィナンシャルグループの役職員の範囲及びその職務を含みます。）は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2020年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社りそなホールディングス	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
(2) 所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 南 昌宏	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
(4) 事業内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務
(5) 資本金	50,472百万円	29,589百万円
(6) 設立年月日	2001年12月12日	2017年11月14日

(7) 発行済株式数	普通株式 2,302,829,191 株	普通株式 372,876,219 株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	20,760名(連結)	6,693名(連結)
(10) 大株主及び 持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6.54%	株式会社りそなホールディングス 51.20%
	第一生命保険株式会社 5.44%	株式会社三井住友銀行 21.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.43%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1.54%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 3.18%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.45%
	日本生命保険相互会社 2.84%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 1.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) 2.20%	関西みらいフィナンシャルグループ従業員持株会 1.00%
	AMUNDI GROUP(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 1.96%	株式会社セディナ(注2) 0.95%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1.91%	JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.79%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.71%	日本生命保険相互会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 0.77%
	JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.68%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 0.63%
(11) 当事会社間の関係		
資本関係	りそなホールディングスは、本日現在、関西みらいフィナンシャルグループの普通株式 190,721,180 株(所有割合 51.15%)を所有しており、親会社であります。	
人的関係	本日現在、りそなホールディングスの連結子会社である株式会社りそな銀行の執行役員1名が関西みらいフィナンシャルグループの連結子会社である株式会社関西みらい銀行の非常勤取締役を兼任しております。 また、本日現在、関西みらいフィナンシャルグループの取締役4名(監査等委員である取締役を除きます。うち社外取締役が2名です。)及び監査等委員である取締役1名は、過去にりそなホールディングス及び/又は関西みらいグループ以外のりそなグループ	

		プの役職員であった者です。					
取引関係		通常発生する銀行間取引以外には、該当事項はありません。					
関連当事者への該当状況		関西みらいフィナンシャルグループはりそなホールディングスの連結子会社であり、りそなホールディングスと関西みらいフィナンシャルグループは相互に関連当事者に該当します。					
(12) 最近3年間の経営成績及び財政状況（単位：百万円。特記しているものを除く。）							
		りそなホールディングス (連結)			関西みらいフィナンシャルグループ (連結)		
決算期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	
連結純資産	2,102,936	2,356,178	2,316,543	131,937	473,520	455,350	
連結総資産	50,243,789	59,110,075	60,512,454	3,538,460	11,630,112	11,225,125	
1株当たり純資産(円)	900.72	911.17	904.60	2,100.58	1,263.56	1,214.33	
連結経常収益	742,927	860,706	880,544	14,192	192,866	189,725	
連結経常利益	217,777	203,018	214,290	2,136	16,679	8,575	
親会社株主に帰属する当期純利益	236,251	175,162	152,426	72,054	68,422	3,925	
1株当たり連結当期純利益(円)	100.51	75.63	66.27	1,374.30	183.70	10.53	
1株当たり配当金(円)	普通株式 20.00 第5種 優先株式 459.375	普通株式 21.00	普通株式 21.00	—	25.00	10.00	

(注1) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注2) 株式会社セディナは、2020年7月1日、SMBCファイナンスサービス株式会社に社名変更されております。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社りそなホールディングス
(2) 所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号
(3) 代表者	代表執行役社長 南 昌宏
(4) 事業内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務
(5) 資本金	50,472百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

関西みらいフィナンシャルグループは、既にりそなホールディングスの連結子会社であり、本株式交換によりりそなホールディングス及び関西みらいフィナンシャルグループの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

りそなホールディングスは、関西みらいフィナンシャルグループの支配株主（親会社）であり、本取引は支配株主との取引等に該当します。関西みらいフィナンシャルグループは、2020年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、りそなホールディングスとの取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとする旨を示しております。

関西みらいフィナンシャルグループは、本取引に関して、上記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本取引は、関西みらいフィナンシャルグループにとって支配株主との取引等に該当することから、関西みらいフィナンシャルグループは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、関西みらいフィナンシャルグループはその取締役会において、本取引に関する諸条件について慎重に協議、検討し、更に上記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(4)の「公正性を担保するための措置」並びに上記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(5)の「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

関西みらいフィナンシャルグループは、上記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引に係る関西みらいフィナンシャルグループの意思決定に慎重を期し、また、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、関西みらいフィナンシャルグループは、本特別委員会から、2020年11月9日付で、本答申書を受領いたしました。詳細は、上記3.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(5)「利益相反を回避するための措置」の①「関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置」の(iii)「判断

の内容」をご参照ください。

以 上